

特116

480

經實
驗地

周易活斷

上卷



始



特116

480

實地
經驗

周易活斷

上卷

特116
480

有所權作著

高島易斷
所本部編纂
實地
經馬
神宮
周易活斷

東京

神宮



大正
14. 2. 3
1 交



東京

軒

宮

館

高皇易繼刊本時齋纂

周易古禮

周易程子傳序

易變易也。隨時變易以從道也。其爲書也廣大，悉備。將以順性命之理，通幽明之故，盡事物之情，而示開物成務之道也。聖人之憂患後世，可謂至矣。去古雖遠，遺經尚存。然而前儒失意，以傳言。後學誦言而忘味。自秦而下，蓋无傳矣。予生千載之後，悼斯文之湮晦，將俾後人沿流而求源。此傳所以作也。易有聖人之道四焉：以言者，尚其辭；以動者，尚其變；以制器者，尚其象；以卜筮者，尚其占。吉凶消長之理，進退存亡之道。

備於辭。推辭考卦，可以知變。象與占在其中矣。君子居則觀其象，而玩其辭；動則觀其變，而玩其占。得於辭，不達其意者有矣；未得於辭，而能通其意者，至微者理也，至著者象也。體用一源，顯微无間。觀會通以行其典禮，則辭无所不備。故善學者求言必自近，易於近者非知言者也。予所傳者辭也。由辭以得其意，則在乎人焉。有宋元符二年己卯正月庚申，河南程頤正叔序。

周易傳序

易序

易之爲書，卦爻象象之義備，而天地萬物之情見。聖人之憂天下，來世其至矣。先天下而開其物，後天下而成其務，是故極其數以定天下之象，著其象以定天下之吉凶。六十四卦，三百八十四爻，皆所以順性命之理，盡變化之道也。散之在理，則有萬殊；統之在道，則无二致。所以易有太極，是生兩儀；太極者道也，兩儀者陰陽也。陰陽一道也，太極元極也，萬物之生負陰而抱陽，莫不有太極。莫不有兩儀，絪縕交感，變化不

窮形一受其生。神一發其智。情僞出焉。萬緒起焉。易所以定吉凶而生大業。故易者陰陽之道也。卦者陰陽之物也。爻者陰陽之動也。卦雖不同。所同者奇偶。爻雖不同。所同者九六。是以六十四卦爲其體。三百八十四爻互爲其用。遠在六合之外。近在一身之中。暫於瞬息。微於動靜。莫不有卦之象焉。莫不有爻之義焉。至哉易乎。其道至大而无不包。其用至神而无不存。時固未始有一。而卦未始有定象。事固未始有窮。而爻亦未始有定位。以一時而索卦。則拘於无變。

非易也。以一事而明爻。則窒而不通。非易也。知所謂卦爻象象之義。而不知有卦爻象象之用。亦非易也。故得之於精神之運。心術之動。與天地合其德。與日月合其明。與四時合其序。與鬼神合其吉凶。然後可以謂之知易也。雖然易之有卦。易之已形者也。卦之有爻。卦之已見者也。已形已見者。可以言知。未形未見者。不可以名求。則所謂易者。果何如哉。此學者所當知也。易序

凡例

一本書は伏義氏の卦書に、文王周公の爻辞および孔子の象象文言序卦等を掲げて、其解釋は程子朱子が傳本義を和譯して、易理を知覺の目的なり、而るに象傳は紙數を減少の爲に省略す、六十四卦に六親を附したるは、先哲が周易を五行に配當し、庶人の日常に吉凶禍福を占用に頗る適切なるを以て、之を網羅して周易活圖と題せり、

一本書は一卦毎に卦象の大意の欄を設け、序卦および程朱の解釋を以て其概要を知らしむ、次に占例の欄を設け、其卦情の一斑を示し判斷の資料と爲す、其次に例證の欄を設け、古人が其卦を筮し得て事業を興起し、或は避難等の事蹟を擧て参考に備ふ、其事蹟は皆有徳の士を以て龜鑑となさしむ、庶人の素行と比較すべきにあらざれど、有徳の士を則て己が素行を慎重者は幸に禍害を避け禍祥を享て、各自の期圖を達する具と爲さんどす、

一易は天地間の廣大悉く備る、故に周易研究者は先づ占用を爲すに先立て、易の眞理を能く玩味咀嚼爲す事を要す、而る後に人事百般の禍福を占ひ判斷せば、感通しの中神の如し、而るに若し占者が易理を解せずして、世に流布の簡短無味の書を以て足れりと爲すは非なり、本書は經文を大字を以て示し、其解釋を細字にして一日に之を知らしむ、之を熟讀玩味して易理を知得すべし、最も爻辞を味ひ變爻を併考する者は、易の効用を缺ものなり、

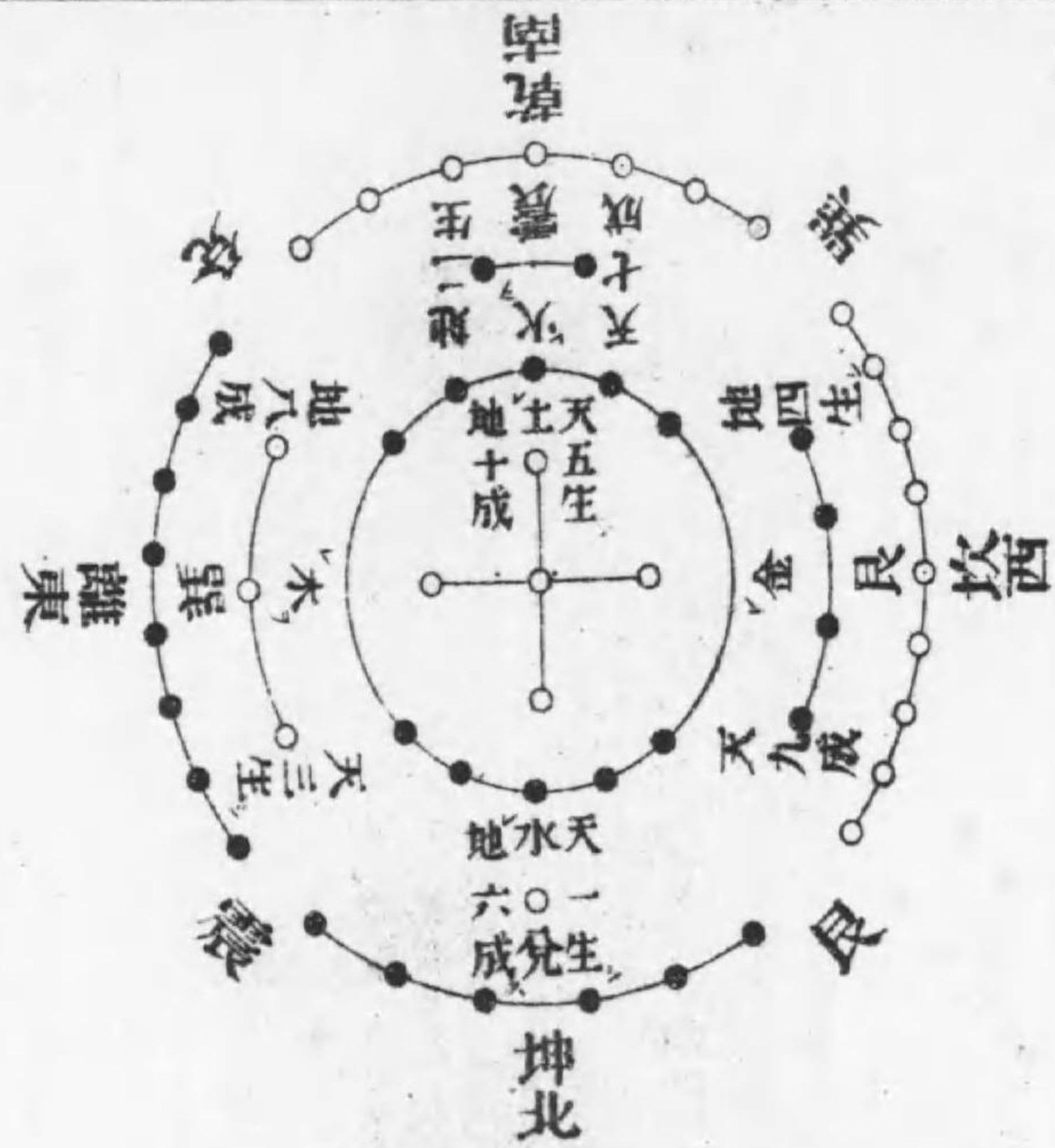
一周易の神聖なる事は皆知悉の如し、是即ち列聖の意を盡し玉ふ事は、殊更喋々を談ず、然るに生學者が易は異變有るが故に取るに足すと謂ふ者有り、之に雷同者も有るが如し、之に由て一言其非を辨せん、此徒が謂處の異變有るは易の貴重なる所以にして、取るに足らざる説耳、易は是れ變易の稱あるを知らざるに因るべし、

抑易の變易と稱すは、天地間は變通四時に配し、陰陽は日月に配し、日往は則ち月來り月往は則ち日來る、寒暑往來して歲成るが如く轉々止む時なきが、時に天變地殊の變起る、是れ即ち變なり、又人身に就ても幼者成長し、健者腐敗す、變易を以て何ぞ怪むに足らん、若し易が變化せざれば易と謂ふべからず、其文字に就ても考へ觀よ、變化ある故に易なり、亦譬は國家の爲に一身を犠牲に供す志士が占筮し終始變化なければ、成就の期なからん、其始は常なり成就の日、立身出世は是れ則ち變なるべし、易は素より君子の玩ふ處の要具なるが故に庶人には其身分に過るが如し、書中の爻辭を味へ君子の行狀ある者、易の應は鐘を擊てば、其響を發する如く、未來の吉凶禍福を知るを得べし、而るに方今の景况を觀るに易を玩ふ者は、無資産の食詰人の賣卜者が業と見做す者多し、豈に斯の如き者ならざるなり、一易の六十四卦の變化、是れ一生中の盛衰を示す者にて、譬は寒困の卦に遭ふ時と、大業成就し晋卦に遭ひ、陛下に日に三拜、賜し寵、賜の光榮を荷ふ時の如し、豐卦は已に富貴の位置に進みたる者、既に盈滿の時には富て燭を滅り有り、又感恒の卦は夫婦の道、家人の卦は家治を謂ふ、其他政治に法律に人道を

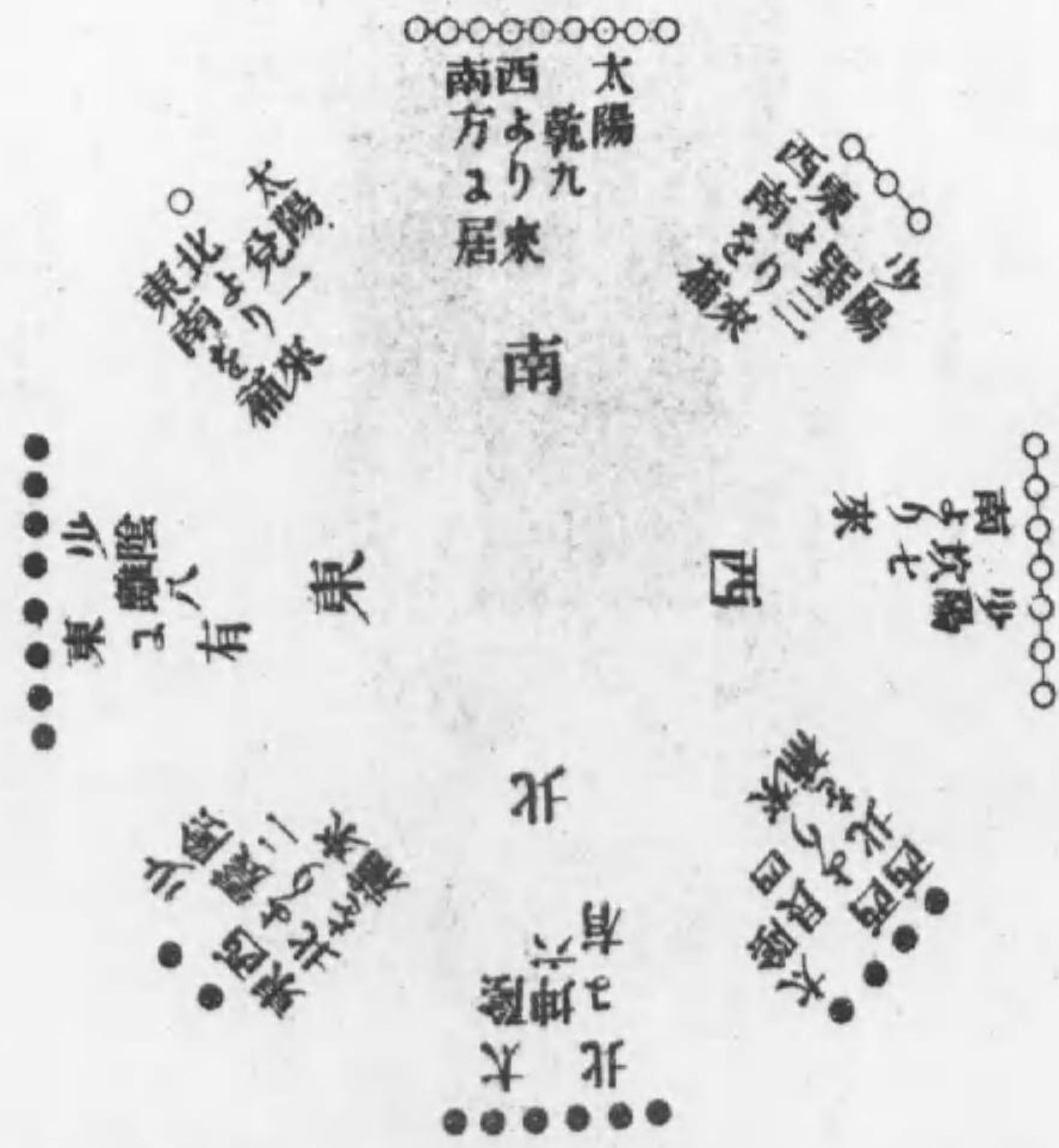
處す道、悉く具備る故に、陛下が易理を學ひ聽講し玉へば、四海を掌握し玉ふ要書なり、宰相が之を讀ば上陛下の輔弼たる道を盡し、下萬民の輿望の道備る、庶民が講讀せば修身齊家の道備て、一家を治り變恒錯雜の世を處すの具たり、其讀者の地位に因て應用に差有り、而るに若し易理を解せず濫に占筮し判斷せば、正鵠を誤るべし、此故に占用を後にして易理の大體を知る事肝要なり、易の書たるや廣大なるが故に己が智慮の外を味ふ事能はず、君子が斷ふ時は天下を治る具たり、庶人の凡庸予輩が讀は、僅に護身の具なり、猶讀者に一言注意爲す事有り、己が智識を自身に測量んと欲せば、先づ一年熟讀し明年再讀して、其妙味を一層感ずる者は是即ち智識の進歩者とす、而るに若し其妙味を感せざる者は其智識の進まざる者とす、故に易理の攻究は智者も終身の業と爲せり、况や其以下の者に於てかや、畢生智を磨く一大明鏡なる故、寸隙に斷味讀して可なり、最も繁辭傳を併讀を要す、一方今文選旺盛にして、歐洲の學理に耳偏し、其味を知らずして排斥者も往々有り、原より人智の及ばざる處の感通力を得るが易理なれば、歐文學に長したる博識の士が學は、一層得る處あらん、唯漢籍は迂濶なりと讀る者あらば、是即ち食す嫌ひと謂ふべき可、

易の眞理は森羅萬象悉く、其理通せざる事なきが故に、龜卜を以て占筮爲すども、其物品に就て活斷爲すも可なり、天地間の事物を感通法の捷徑は、恐らく易より非すと謂ふも過言に非らざるべし、一上卷は前述の如く易理を知るを主とし、下卷に於て庶人が日常應用法を簡便に親切なる五行の相性並を

河圖



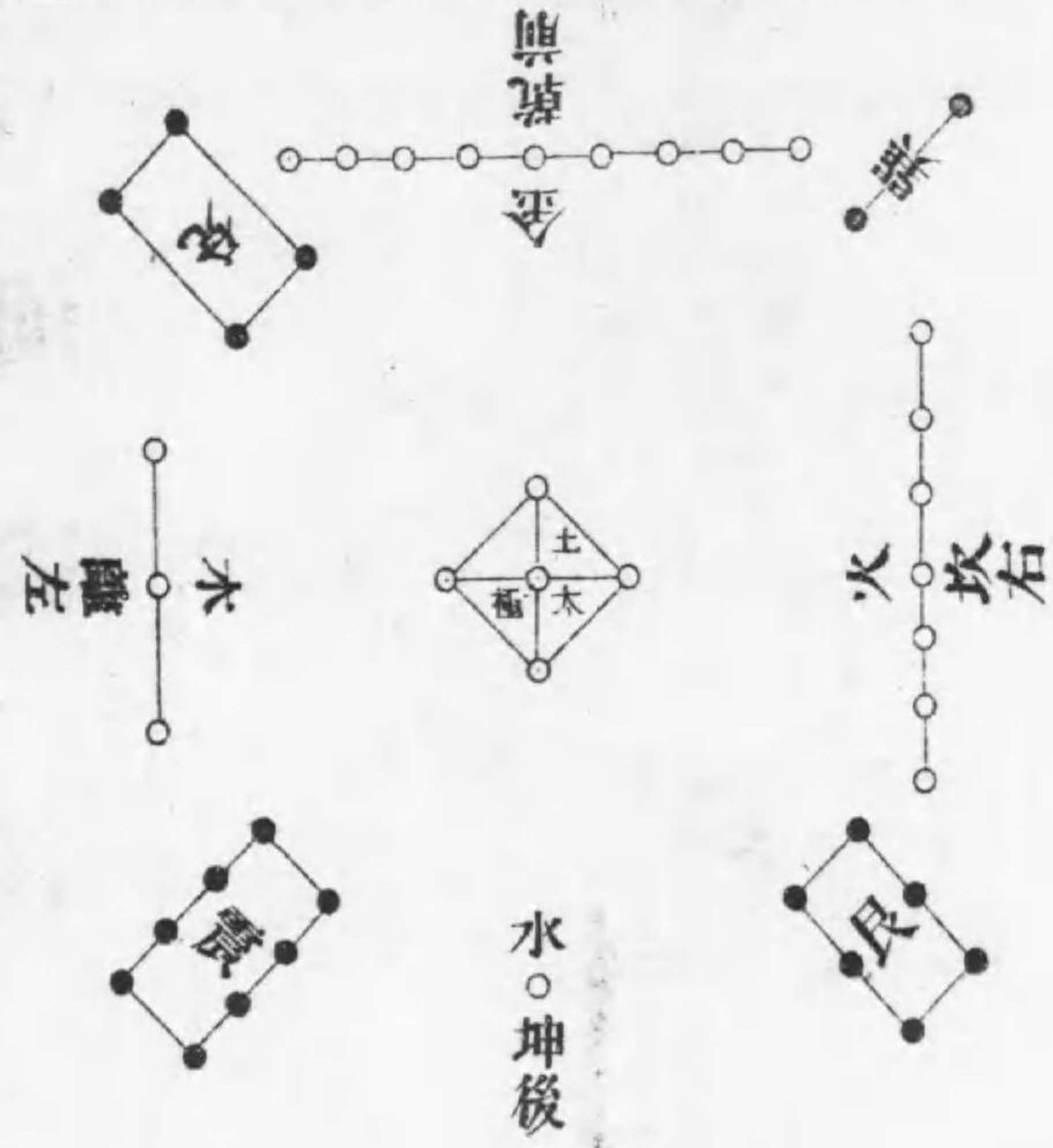
同八卦方位



周易に配當して活用せしめんとす、其應用法の詳細は下巻に載る、予は漢學闇才なるが故に、敢て私考
 推遷爲すに非ず、先哲の高説を初學に應用を便ならしむる耳、看官之を諒察せよ、

著者 歸

洛書



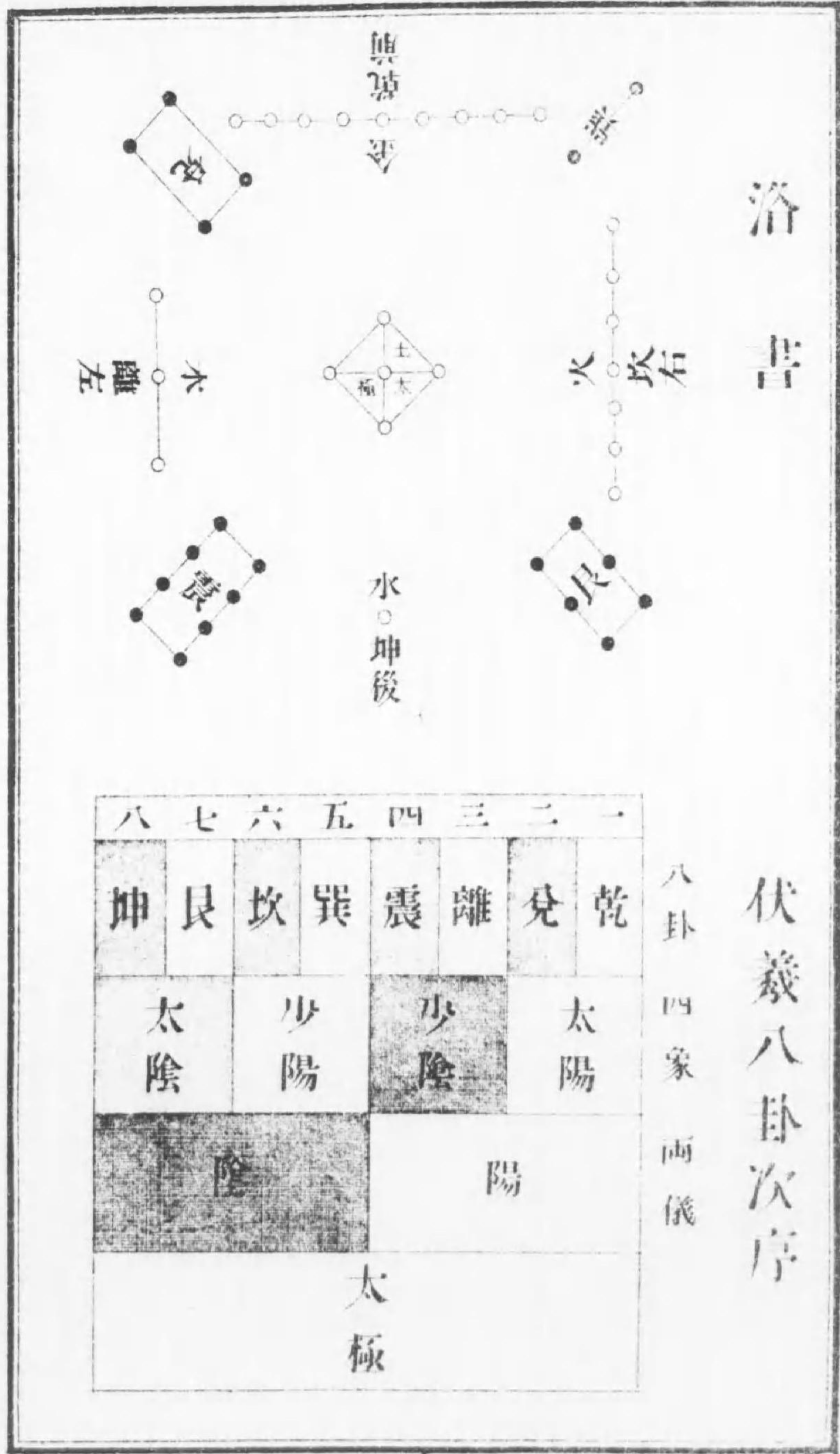
伏羲八卦次序



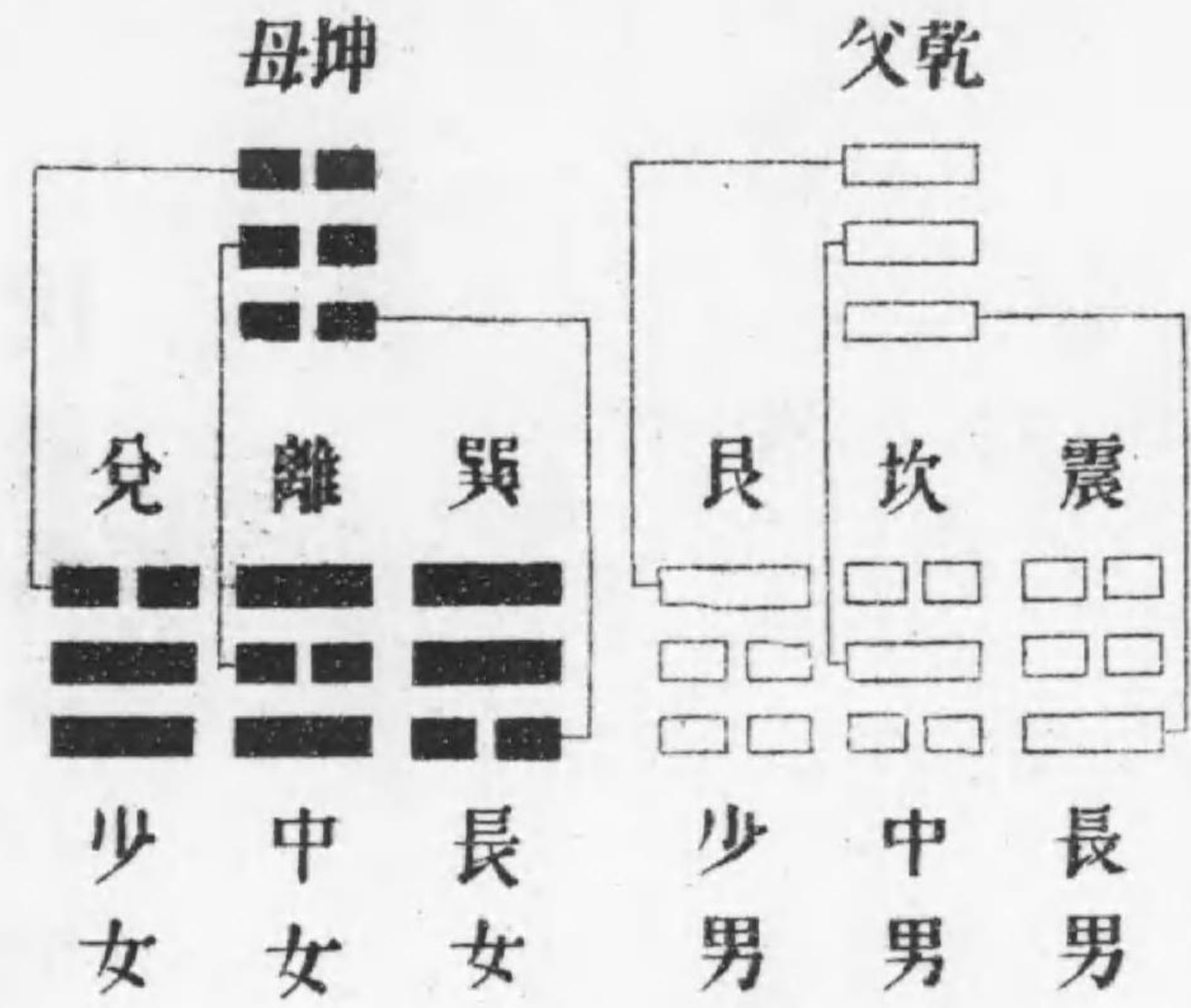
八卦四象兩儀

伏羲八卦方位

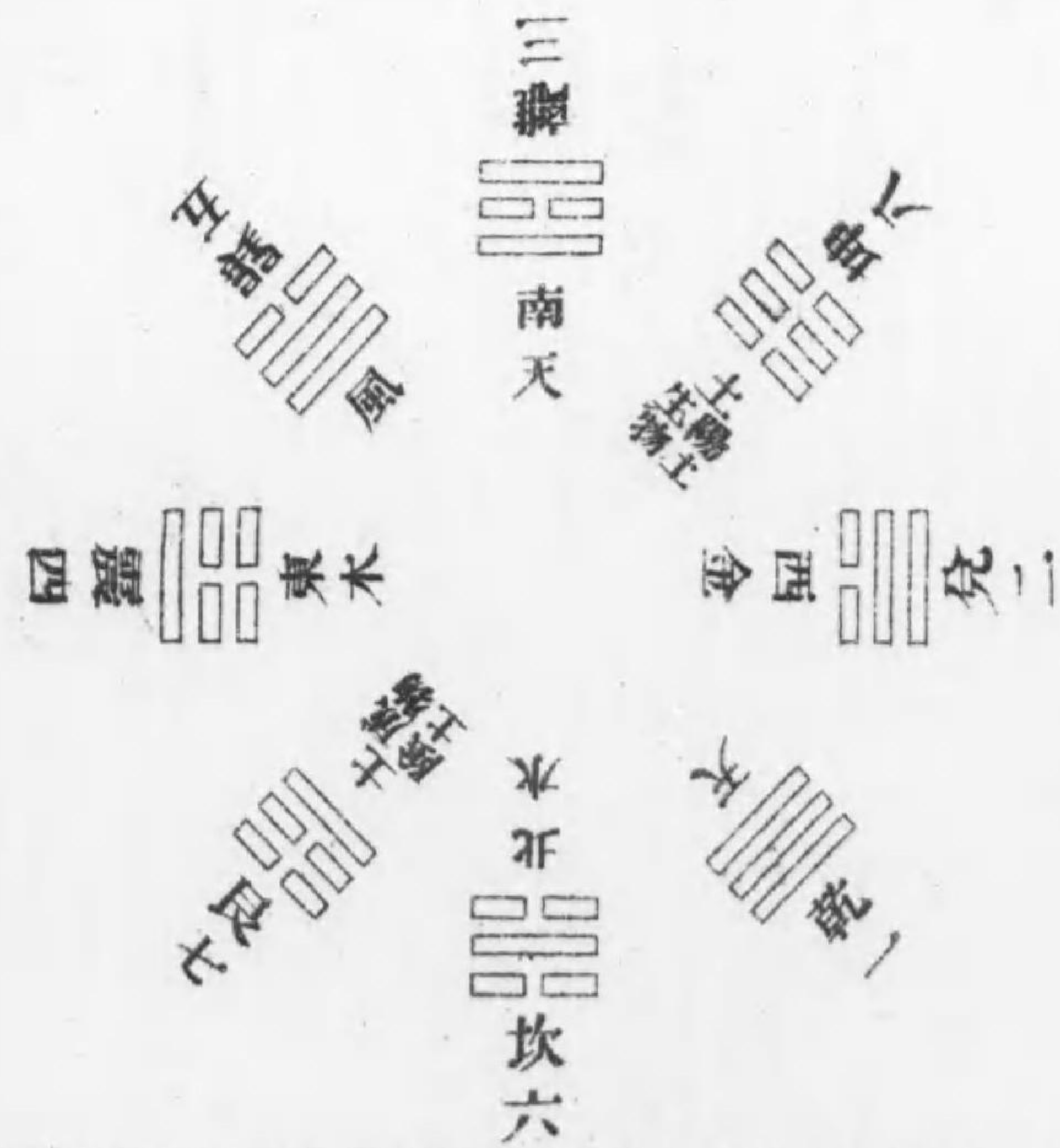




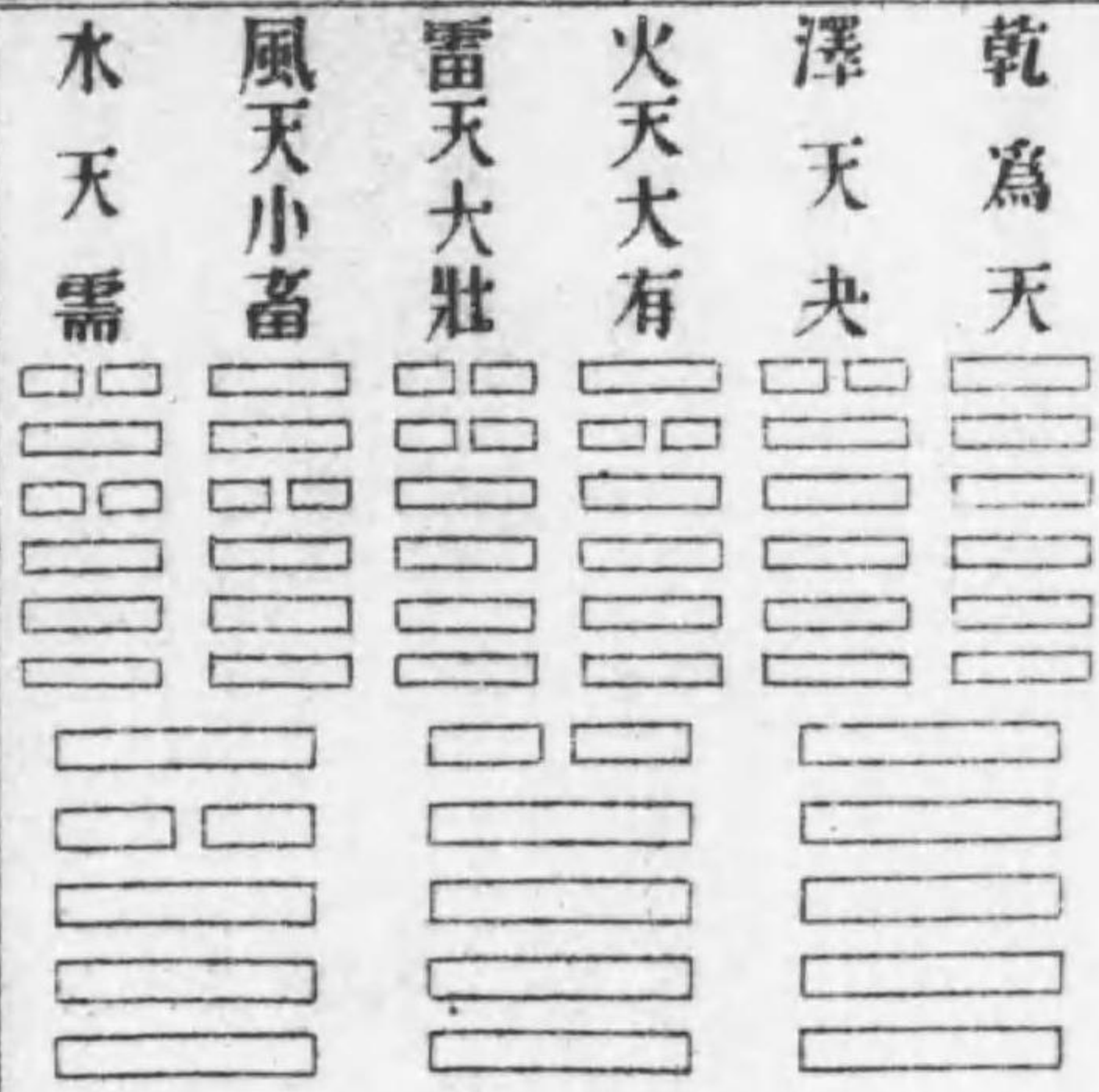
文王八卦次序



文王八卦方位



○大極より六十四卦を生むる圖



澤 雷 隨	天 雷 无 妄	地 火 明 夷	山 火 賁	水 火 既 濟	風 火 家 人	雷 火 豐	離 為 火	澤 火 革	天 火 同 人
	二 兌				一 乾				

地 澤 臨	山 澤 損	水 澤 節	風 澤 中 孚	雷 澤 歸 妹	火 澤 睽	兌 為 澤	天 澤 履	地 天 泰	山 天 大 畜

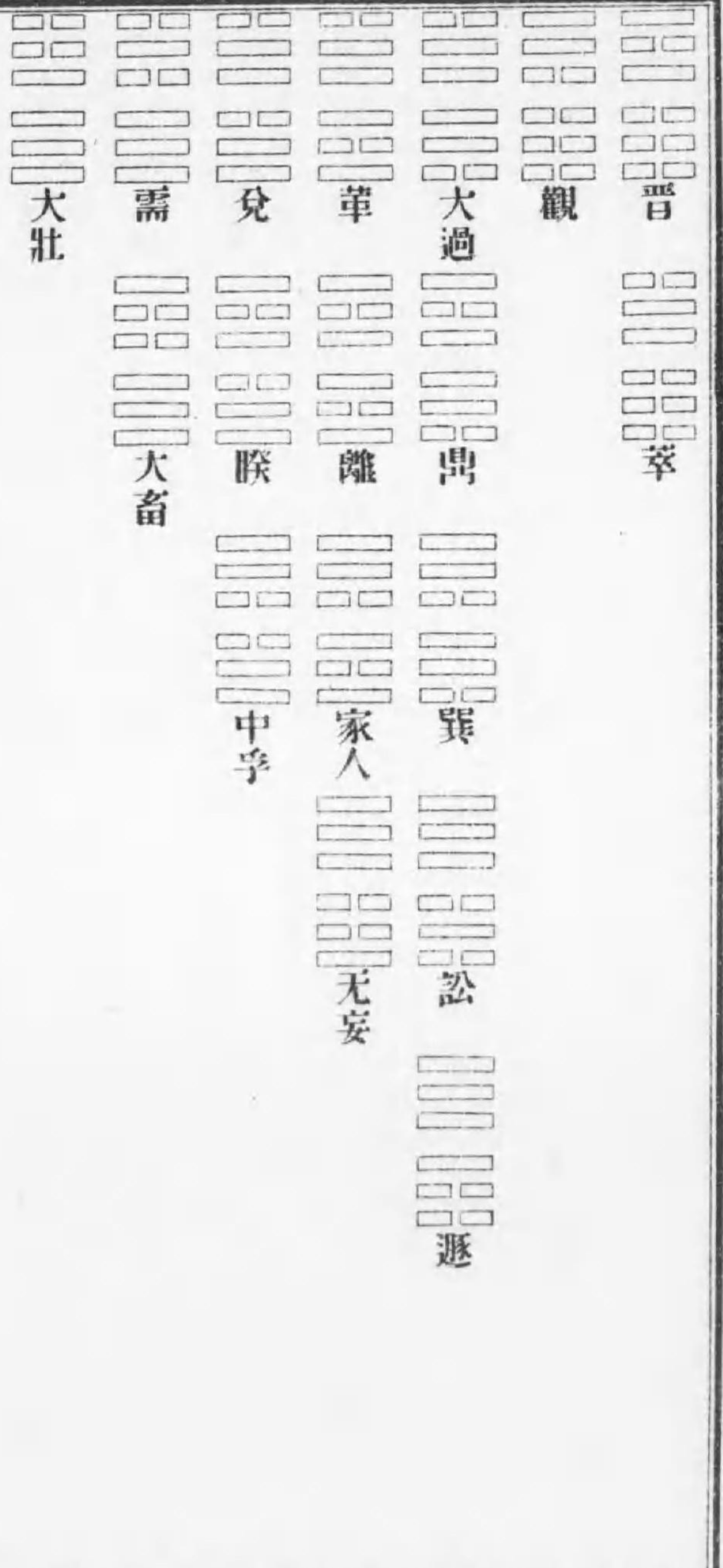
坤 為地	山 地 剝	水 地 比	風 地 觀	雷 地 豫	火 地 晉	澤 地 萃	天 地 否

地 山 謙	艮 為 山	水 山 蹇	風 山 漸	雷 山 小過	火 山 旅	澤 山 咸	天 山 遯	地 水 師	山 水 蒙

卦變之圖

家傳或は卦の變を以て說と爲す今此圖を作て以て之を明ます蓋し易中の一義なり卦を盡し易を作るの本指し非ざるなり

○凡そ一陰一陽の卦各六皆復姤の卦より來る五陰五陽の卦は同圖にして
 ○凡そ二陰二陽の卦各十五皆臨遯の卦より來る四陰四陽の卦同圖にして



○凡そ三陰三陽の卦各二十皆泰否の卦より來る

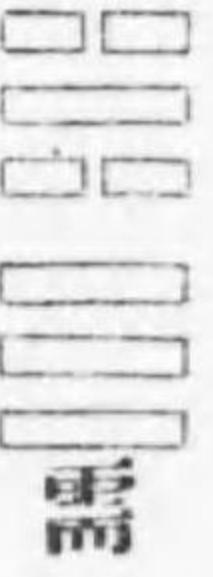


泰	歸妹	節	豐	既濟	隨	恆	井	困
		損		賁	噬嗑		未濟	豐
					益		渙	

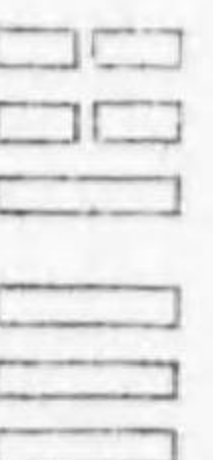
咸	否	漸	旅	渙	未濟	蠱	益	賁
旅			咸		困	恆	豐	
漸								
否								

○凡そ四陰四陽の卦各十五皆大壯觀より來る前二陰二陽の圖已ま

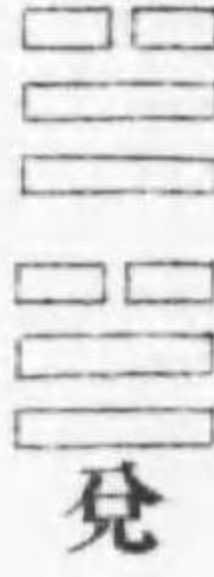
大畜



大壯



睽

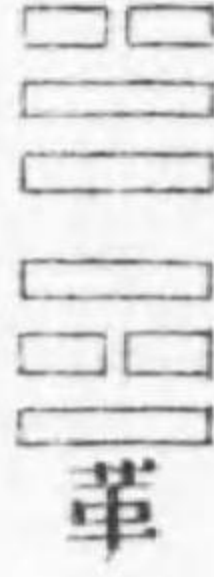


兌

中孚



離



革

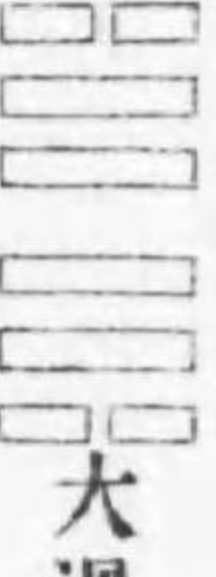
家人



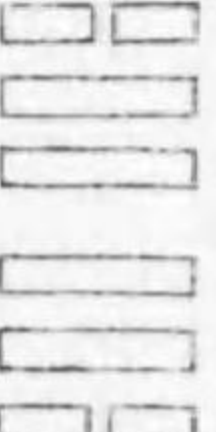
无妄



鼎



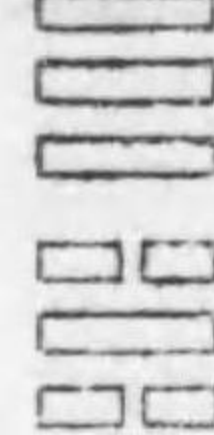
大過



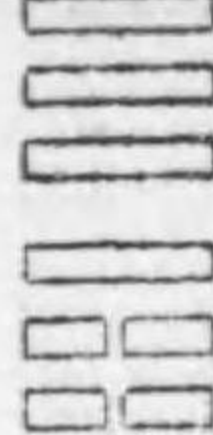
巽



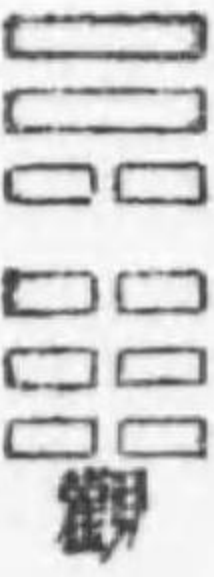
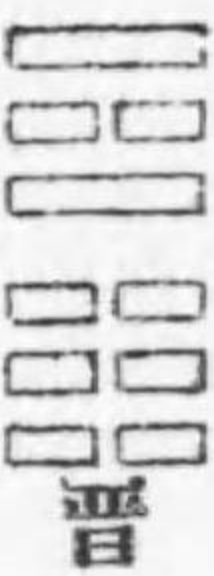
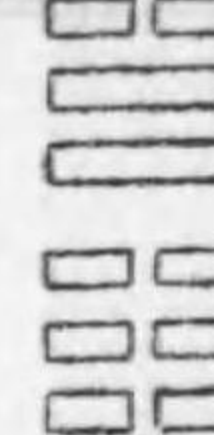
訟



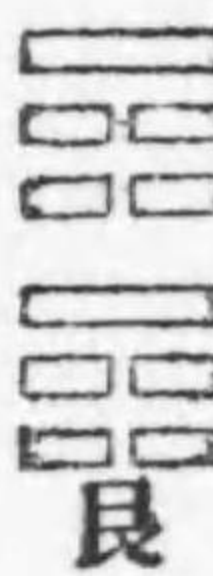
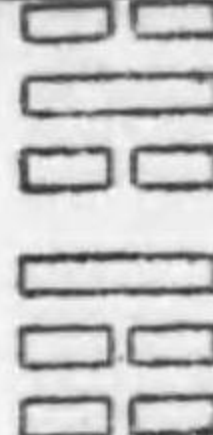
遯



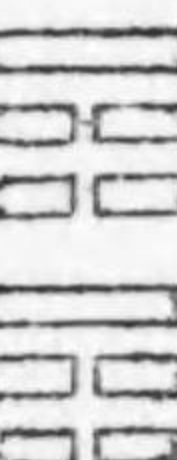
萃



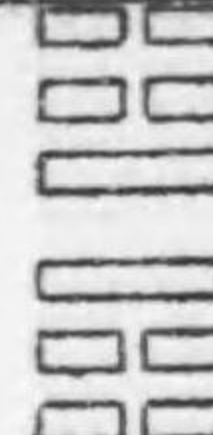
蹇



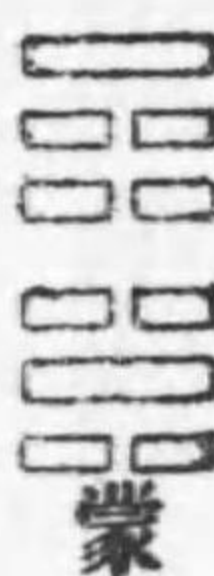
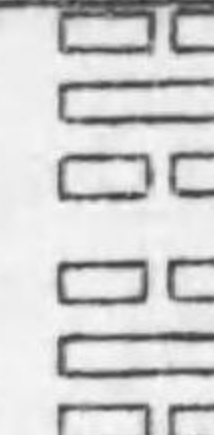
艮



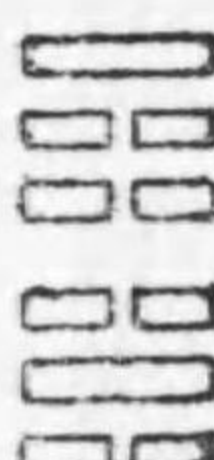
小過



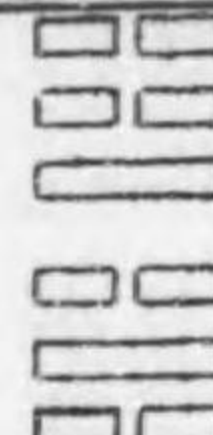
坎



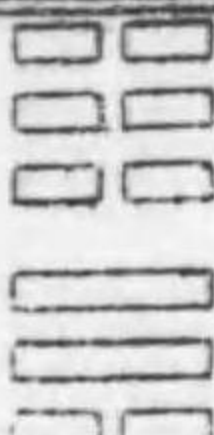
蒙



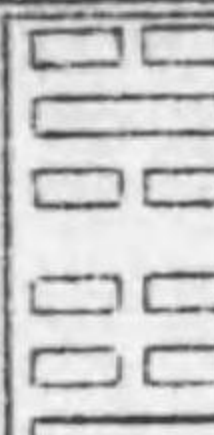
解



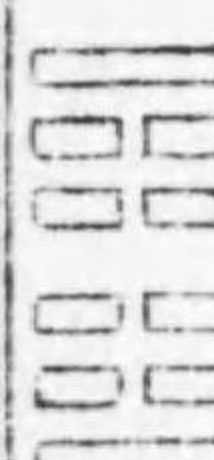
升

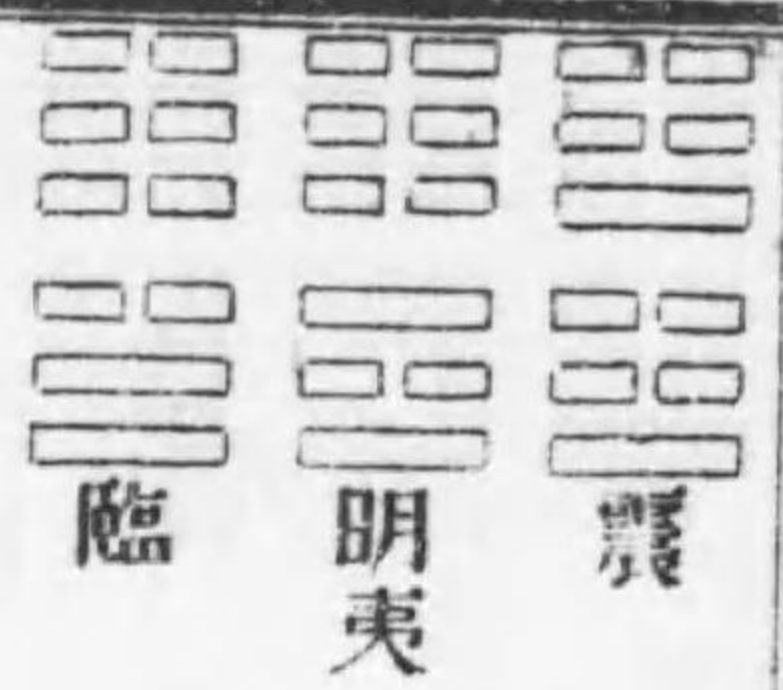


屯

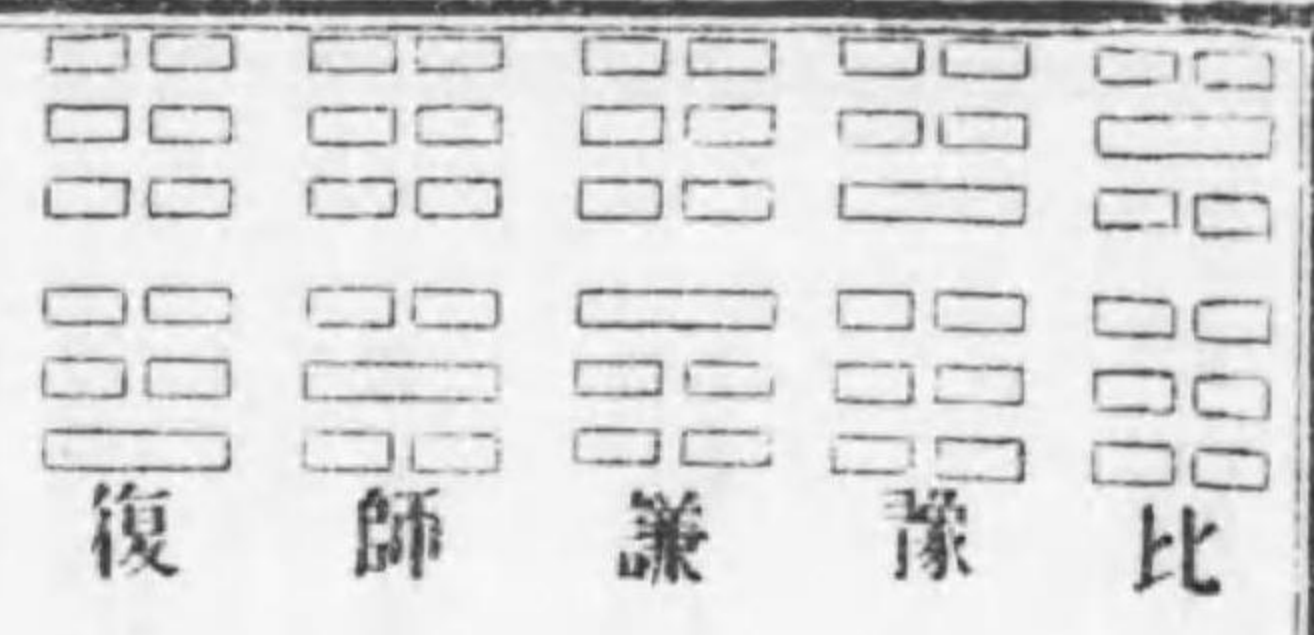
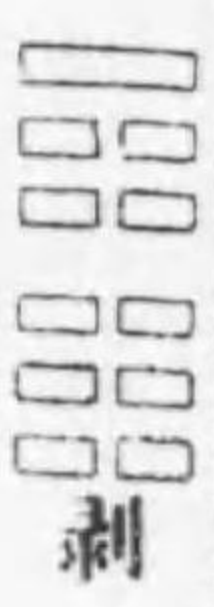
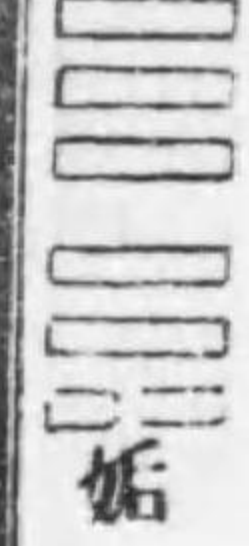
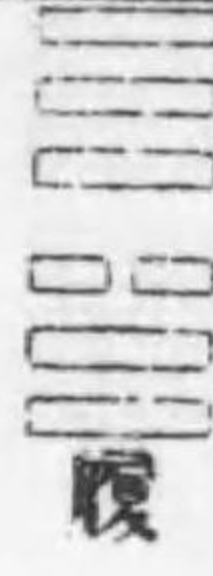
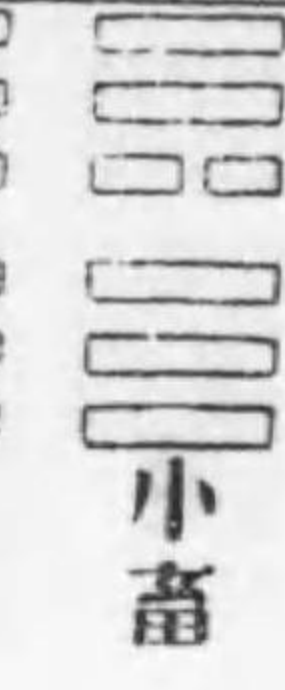


頤





○凡そ五陰五陽の卦、各六、皆夬剝より來る前一陰一陽の圖じ前一陰一陽の圖じ見へたり



右易の圖九ツ天地自然の易有り、伏羲の易有り、文王周公の易有り、孔子の易有り、伏羲より以上は、皆文字あり、只圖畫有り、最も宜く深玩ふべし、易を作るの本原精微の意見るべし、文王より以下は、方々文字有り、即今の周易あり、然れとも讀者、亦宜く各本文を就て消息をべし、便ち以て孔子の説を、文王の説と爲べし、らざるまじ、

實地 經驗 周易活斷 乾之卷

高島易斷所神宮館編纂

周易上經

周は代名易は書名なり、又周は岐陽の地名に取る、又文王易を作る時岐里に在り、周徳未だ興ざる故別に周と題して別てり、是れ周書周禮と云が如し、餘代と別つ處なり、○其卦は本と伏羲の畫する所交易（陰陽の對待）、變易（陰陽の流行）の義有り、故に之を易といふ、其辭は則ち文王周公の繋る所故に之を周に繋ぐ、之を分て上下兩經と爲す、經は伏羲の書文王周公の辭なり、孔子が作る所の傳十篇を并て十二篇なり、中間諸儒の爲に乱さる、近世晁氏が始て其失を正す、而かも未盡く古文に合る事能はず、呂氏又更定著して經十二卷傳十卷と爲す、是に由て孔氏の舊に復すと云、

六

親

乾爲天

乾下
乾上

乾金八純

内外
出現



○乾元亨利貞

○乾元亨利貞。上古の聖人始て八卦を畫す、三才の道備る、因て之を重て天下の變を盡す、故に六畫にて卦を成す、重乾を乾と爲す、乾は天也、天と云は天の形體、乾と云は天の性情、乾は健なり、健にて息ことなき之を健といふ、夫れ天は専ら之をいふ時は則ち道なり、天且つ遠すと云是なり、分て之を言は則ち形體を以て之を天といひ、主宰を以て之を帝といふ、巧用を以て之を鬼神といひ、妙用を以て之を神といふ、性情を以て之を乾といふ、乾と云は萬物の始め故に天と爲し、陽と爲し、父と爲し、君と爲す、元亨利貞之を四徳といふ、元と云は萬物の始め、亨と云は萬物の長、利と云は萬物の遂、貞と云は萬物の成、惟乾坤に此四徳有り、他卦に在る時は、則ち事に隨て變す、故に元は専ら善大と爲す、利は正固を主とす、亨貞の體各其事に稱り、四徳の義廣矣大矣、○六畫は伏羲の畫す所なり、一は奇數にて陽の數なり、乾と云は健なり、陽の性なり、本註の乾の字は三畫卦の名にして、下なる者は内卦なり、上なる者は外卦なり、經文の乾の字は六畫卦の名なり、伏羲仰て觀俯して察し、陰陽奇耦の數有るを見る、故に一奇を畫し陽に象り、一耦を畫し陰に象る、一陰一陽を見るに、各一陰一陽を生ずる象有り、故に下より上へ再倍して三を以て八卦を成す、陽の性健にて其形を成す事、大なる者を見て天と爲す、故に三は奇の卦之を名て乾といふ、之を天に擬ふなり、三畫已に具り八卦已に成る時は、則ち又三は其畫を倍して六畫と成す、而して八卦の上にて於て、各八卦を加へて六十四卦と成すなり、此卦は六畫皆奇なり、上下皆乾なるは、則ち陽の純にて健の至なり、故に乾の名天の象皆

易す、元亨利貞は文王の繫る所の辭、以て一卦の吉凶を斷じ所謂彖の辭なる者なり、元は大なり、亨は通なり、利は宜なり、貞は正にて固なり、文王以て乾道大に通し至正なりと爲す、故に此卦を筮し得て六卦皆不變の者に於て、其占を言は、當に大に通る事を得て必ず利し、正固なるべし、然る後其終を保へし、此れ聖人易を作て人に卜筮を教て、物を開き務を成すの精意とすべし所以なり、餘の畫此に倣ふへし。



此卦は健なり、大なる哉乾元陰復して偏る事なし、元運造化し萬物資て始じ、雲行て雨施す、變化言すして東西意に任せ南北安然たり、有徳の貴人には昇達の卦なりと雖も、然るに常人か遇時は遭難等の起る凶卦と見做なり、是れ所謂位負の意有て吉ならず、住處に艱難苦勞在り、各其職業を其讓し、確守て進む事は宜しからず、又卦に興廢の義在り、故に學術に熱心者、或は僧侶の如法を守る人には、吉くしむる事あり、猶能く交變に留意判定すべし。



此卦は漢の高祖が微き時に走て、芒場山澤の間に在りて卜得たり、高祖は劉季と云、寛仁人を愛し意勤如たり、大度量有る人なり、壯年の頃は泗上の亭長たりしも、後果して天下を握り、遂に漢の高祖皇帝と稱するに至れり、此卦餘人は概ね艱難に遭ふ處の者多しとす。

○初九潜龍勿用



初九は下爻を初と爲す、九は陽數の盛故に陽爻と名く、理に形なし象を假て義を顯す、乾は龍を以て象と爲す、龍の物たる靈變不

測なる故に、乾道の變化陽氣の消息、聖人の進退に象る、初九一卦の下に在り、始めは物の端と爲す、陽氣方に萌し、聖人の側微は龍の潜隱の如し、未だ自用ふへからず、當に晦養して時を俟へし、○初九は卦の下に在り陽爻の名、凡る卦を畫する者は、下より上へ故に下爻を以て初と爲す、潜龍勿用とは、周公か繫る所の辞、以て一爻の吉凶を斷む、所謂爻の辞と云是なり、潛は藏るなり、龍は陽の物なり、初陽下に在り、未だ施用すへからず、故に其象を潛龍と爲す、其占を勿用といふ、凡る乾に遇て此爻變する者、當に此象を觀て其占を玩ふへきなり、餘爻此に倣へ、

○九二見龍在田利見大人
田は地上なり、出て地上に見る、其德已に著る、聖人を以て言は舜の田漁の時なり、大德の君を見て其道を行ふに利し、君も亦大德の臣を見て、共に其功を成すに利し、天下大德の人を見て其澤を被るに利し、大德の君は九五爻なり、乾坤は純體剛柔分れず、同德を以て相應す、○二爻は下より上へ二爻をいふ後此に倣へ、九二は剛健中正にて、潛を出て隱を離る澤物に及ふ、物の利見とする所、故に其象見龍在田と爲す、其占を利見大人と爲す、九二爻未だ位を得ずと雖も、大人の德已に著る常人の之に當るに足す、故に此爻の變に値者は但此人を見るに利しとする耳、蓋し亦在下の大人をいふ、此爻と占者とを以て主賓を相爲す、自ら一例たり、若し見龍の德有れば、則ち九五爻在上の大人を見るに利しと爲す、

○九三君子終日乾乾夕惕若厲无咎
三爻は人位と雖も、已に離す尊顯する者なり、舜の玄德の升開の時なり、日夕懈すして兢惕は、則ち危地に處ると雖も而も咎なし、在下の人にて君の德已に著る、天下將に之に歸せんとす、其危懼知るへし、聖人の事を言と雖も、苟も戒を設さる時は、則ち何を以て教を爲す、易を作る義なり、○九は陽爻三は陽位、重剛の不下の上居る乃ち危地なり、然れども性體剛健にて能く乾乾惕厲の象あり、故に其占此の如し、君子は占者を指していふ言は能く憂懼する事、是の如くなるは、則ち危地に處ると雖も无咎なり、

○九四或躍在淵无咎
淵は龍の安する所なり、或は疑の辞、非必をいふ、躍と躍さると、惟時に及て以て安に就く耳、聖人の動く時ならずと云事なし、舜の歴試の時なり、○或は疑て未定の辞、躍とは縁る所なくして地を絶つ、特に飛ざる淵は上空にて下も洞かなり、深味不測の所、龍の是にある、田より下か如し、或は躍て起るときは則ち天に向ふ、九は陽四爻は陰上の下に居る、改革の際進退未定の時なり、故に其象此の如し、其占は能く時に隨て進退するは、

○九五飛龍在天利見大人大吉
既に天位を得るは、則ち在下大德の人を見て、與に共に天下の事を成すに利し、天下固に夫の大德の君を見るに利しきなり、○剛

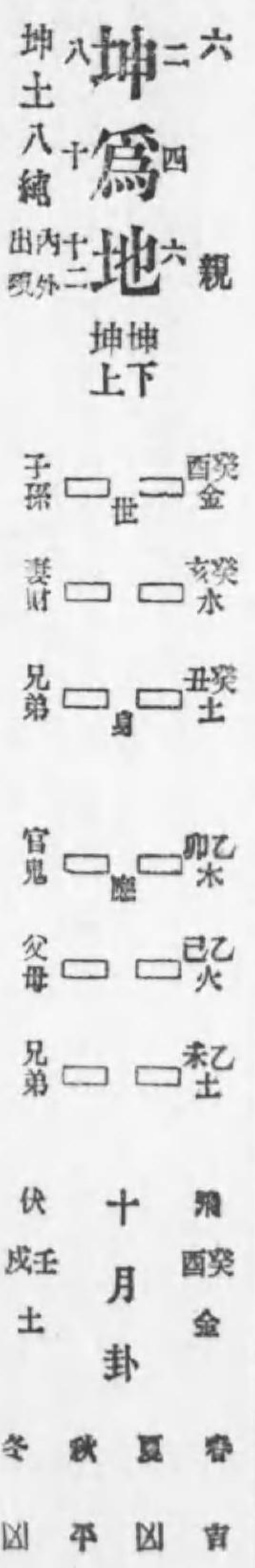
健中正を以て尊位に居る聖人の徳を以て聖人の位に居るが如し、故に其象此の如し、占法は九二爻と同一、特に所利見の者は、上の大人に在る耳、若し其位なる時は、則ち九二爻在下の大人を見るに利と爲す、

○上九亢龍有悔 九五爻は位の極中正の者、時を得るの極にて、此を過とは則ち亢唯聖人進退存亡を知て、過るなきは則ち悔に至らざるなり、○上は最上一爻の名、亢は上に過て下る能はざる意なり、陽の上に極る動は必ず悔あり、故に其象占此の如し、

○用九見群龍无首吉 用九は乾剛に處る道、陽を以て乾體に居る、剛に純なる者なり、見群龍とは諸陽の義を觀るに、无首は則ち吉なるをいふ、剛を以て天下の先と爲すは凶の道なり、○用九は言は凡る筮して、陽爻を得る者は、皆九を用て七を用ひす蓋し諸卦百九十二陽爻の通例なり、此卦純陽にて首に居るを以て、故に此に於て之を發す、聖人因て之に辭を繋げ、此卦に遇しめて六爻皆變る者此に即て之を占ふ、蓋し六陽皆剛を變して柔を能くす吉の道なり、故に群龍无首の象と爲す、其占是の如なる時は、則ち吉なりと爲す、春秋傳に曰く、乾の坤に之く曰く、見群龍无首吉なりと、蓋し純坤の卦の辭に、牝馬之貞先迷後得、東北喪朋之意なりと、

○坤元亨利牝馬之貞 坤は乾の對なり、四徳同し、而して貞則ち異れり、乾は剛固を以て貞と爲し、坤は則ち柔順にて貞なり、牝馬は柔順にて健行す、故に其象を取て牝馬の貞といふ、

君子有攸往 君子の行く所柔順にて利し、且つ貞ならば坤徳に合ん、先迷後得主 利 陰は陽に従ふ者なり、唱を待て和す、陰にて陽に先つ時は、則ち迷錯と爲す、後に居る乃ち其常を得るなり、利を主とするは、萬物を利するは則ち坤を主とす、生成は皆地の功なり、臣道も亦然り君令し臣が行ふ、事に勞する者は臣の職なり、



西南得朋 東北喪朋 安貞吉 坤は西南の方、東北は陽の方、陰は必ず陽に從ふ、其朋類を離喪て乃ち能く化育の功を爲す、安貞の吉なり、其常を得るは則ち安し、常を安する時は、則ち貞是を以て吉なり、○一は偶數にて陰の數なり、坤は順なり、陰の性なり、註の中は三畫卦の名なり、經の中は六畫卦の名なり、陰の形を成す地より大なるはなし、此卦三畫皆偶數也るに坤と名く、而

西南得朋 東北喪朋 安貞吉 坤は西南の方、東北は陽の方、陰は必ず陽に從ふ、其朋類を離喪て乃ち能く化育の功を爲す、安貞の吉なり、其常を得るは則ち安し、常を安する時は、則ち貞是を以て吉なり、○一は偶數にて陰の數なり、坤は順なり、陰の性なり、註の中は三畫卦の名なり、經の中は六畫卦の名なり、陰の形を成す地より大なるはなし、此卦三畫皆偶數也るに坤と名く、而

して地に象る、之を重て又坤を得るは、則ち是れ陰の純順の至り、故に其名と象と皆易らざるなり、牝馬は順にて健行の者、陽は先つて陰は後る、陽は義を主とし陰は利を主とす、西南は陰方東北は陽方、安は順の爲さなり、貞は健の守なり、此卦に遇者、其占大に亨と爲して、利順健を以て正と爲す、若し往く所在る時は、則ち先つて迷ひ後るを得て利を主とす、西南に往ときは則ち朋を得、東北に往ときは則ち朋を喪ふ、大抵能く正に安するは、則ち吉なり、

占例

此卦は順なり、天に順て成り萬物資て生ず、動時は濁り靜なる時は清む、作所順有て萬物皆成る、地徳を以て萬物生育の理有り、雖も、常人は新に事物を始る事は成就せず、諸事の期圖事は整ふも急に運難し、是れ萬物の生育爲すと同一理にて、一朝夕に生育せざるか如し、時々他の障害起て辛苦在り又詐謀に遇事在り、百事徐々と謀る事成る、能く慎て行ふべし、病者は重症長病と知るべし、

例證

此卦は漢高祖が項羽と交りて、争ひたる時に筮し得たり、則ち身天下に覇たる事を知るなり、高祖は人を能く愛用し其臣多く、張良の輔佐有り、蕭何の計、韓信の謀客等に因て、遂に項羽を滅し、楚梁等の地を收め、秦の苛法を除き功臣に賞賜差あり、臣民悉く歸服し其徳を稱す、是に於て皇帝の位に即き給へり、有徳者の期圖を達するにも、幾多の艱難を凌かざるへからず、况や不徳の常人は、徐々と計を施し耐忍成功を爲すべし、

○初六履霜堅冰至

陰爻を六と稱す、陰の盛なり、八は則ち陽を生ず、純盛にあらずるなり、陰始て下に生ず至微なり、聖人陰の始て生し將に長せんとす、則ち之か戒を爲す、陰の始て凝て霜となる、履霜とは、則ち當に陰漸盛を知るべし、堅氷に至る事を、猶小人の始め甚微なりと雖も、長せしむへからざるか如し、長すれば則ち盛に至るなり、○六は陰爻の名、陰の數六は老て八は少し、故に陰爻をいふ、六となるなり、霜は陰氣の結ふ所、盛なるは水凍て氷と爲るか如し、此爻陰始て下に生ず、其端甚微にて其勢必ず盛なり、故に其象履霜ことくなるは、則ち堅氷の將に至らんとするを知るなり、夫れ陰陽は造化の本と相無こと能はず、消長常あり、亦人の能く損益する所に非るなり、然れども陽は主として生し、陰は殺を主とする事、則ち其類淑慝の分あり、故に聖人易を作り其相無き能はざる者に於て、既に健順仁義の屬を以て之を明にす、偏主とする所なし、其消長の際淑慝の分に至るは、則ち未だ嘗て其陽を扶け、陰を折るの意を致さずんばあるへからず、蓋し化育を賛して天地に參する所以の者、其旨深矣、其占を言さる者は、謹微の意象中に見るべし

○六二直方大不習元不利大吉

二爻は陰位下にあり故に坤の主となり、統て坤道を謂ふ中正にして下に在り、地道なり、直方大の三者を以て、其徳用を形容し、地道を盡す、直方大に由る故に、習はされども利あらずと謂ふ所なし、不習とは其自然を、直方大は孟子の所謂至大至剛、直を以てするなり

○柔順正固は坤の直なり、形を賦する定るとあるは坤の方なり、徳无^レ強^レに合は坤の大なり、其徳内直に外方にして又盛大なり、學ひ習ふとを待すして、利からすと謂ふとなし、占者其徳ある者は、則ち其徳是の如し、

○六二。含章可貞。或從王事。无成。有終。目。 三爻は下の上に居て位を得る者なり、臣の道たる當に其章美を含晦すべし、善ある時は則ち之を君に歸す、乃ち常にして正を得へし、上忌惡の心なく、下も柔順の道を得るなり、可^レ貞とは貞固之を守るへきいへ、常に久しく悔咎なかるへきなり、上の事に從ひ、敢て其成功に當らず、惟事を奉して以て其終を守る耳、職を守て其事を終る臣の道なり、三爻は陽、内章美を含む貞を以て守るべし、然れども下の上に居て終に含藏せず、故に或は時に出て上の事に從ふは、則ち始成す事なしと雖も、後に必ず終るとあり、爻に此象在り、故に占者を戒む此徳ある時は、則ち此占の如くならん、

○六四。括囊无咎无譽。平。 四爻は居る事五の位に近し、相得るの義なし、即ち上下閉隔の時、其れ自ら處るに正を以てす、危疑の地なり、若し其知を晦藏こと囊の口を括結る如くして露れず、則ち咎なきを得へし、然らざれば則ち害あるなり、既に晦藏するは則ち譽なし、○括^レ囊とは囊口を結て出さざるをいふ、譽とは實に過るの名謹密是の如くなるは則ち咎なし、其象占此の如し、蓋し或は事あらは當に謹密にすへし、或は時あらは當

に隱遁す

○六五。黃裳元吉。貞吉。 坤は臣道なりと雖も、五實に君位、故に是か戒を爲して黄裳元吉と、黄は中色、裳は下の服、中を守て下に居るは則ち元吉なりと、其分を守るをいふなり、元は大にして善なり、爻象唯言ふ中を守て下に居るは、則ち元吉なりと、盡くに其義を發せず、黄裳は既に元吉なるとは、則ち尊に居て天下をおさめは大凶知るへし、又五は尊位なり、他卦に在ては六五に居るは柔順と爲し、或は文明と爲し、或は暗弱と爲す、坤に在ては則ち尊位に居ると爲す、陰は臣の道なり、婦の道なり、臣尊位に居るは昇奉是なり、また婦尊位に居るは女媧氏、武氏是なり、非常の變と言はざるへからざるなり、故に黄裳の戒あり

○六五爻陰を以て尊に居る、中順の徳諸内に充て外に見はる故に、其象占此の如し、其占大善の吉と爲すなり、占者の徳必ず是の如くなる時

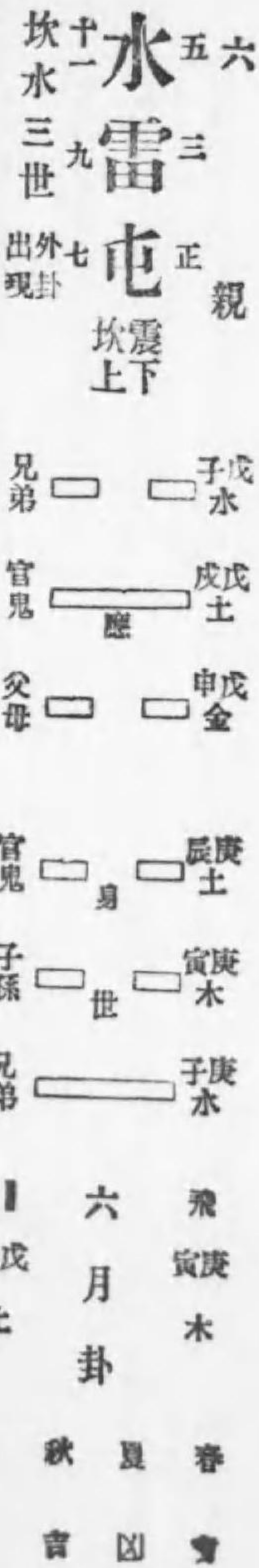
○上六。龍戰于野。其血玄黃。 陰は陽者なり、然れども盛極なる時は、則ち抗して争ふ六爻既に極る、後進て已す則ち必ず戰ふ、故に野に戰ふと、野は進て外に至るをいふ、既に敵しぬ必ず皆傷らる、故に其血玄黃なり、○陰盛の極陽と争ふに至る、兩なから敗れ俱に傷らる、其象占此の如し、

○用六。利永貞。 坤の用六は猶乾の用九の如し、陰にし難し、故に用六の道利三常永貞固となり、此卦純陰にて首に居るを以て故に之を發す、此卦に遇て六

十

十一

爻俱に變する者、其占此辭の如し、蓋し陰柔にして固く守る能はず、變して陽となる時は、則ち能く永貞なり、故に占者に戒るに利永貞となりと云、乾の利貞なり、坤より變す、故に元亨るに足らざるなり、



卦象大意屯

屯は序卦に曰く、天地有て然る後萬物生ず、天地の間に盈る者は惟萬物なり、故に之を受るに屯を以てす、屯は盈るなり、屯は物の生するなり、萬物始て生する時は、鬱結して未だ通せず、故に天地の間に盈塞と爲す、通暢茂盛に至るは、則ち塞る意亡ぬ、天地萬物を生ず、屯は物の始て生ず、故に乾坤の後と繼ぐ、二象を以て之を謂は、雲雷の興る陰陽始て交るなり、二體を以て之を謂は震始て下に交り、坎始て中に交る、陰陽相交て、即ち雲雷を成す、雲雷相應して、未だ澤を成さず故に屯と爲す、若し巳に澤を成すは、則ち解卦と爲すなり、又險中に動も亦屯の義、陰陽交らざるは則ち否卦と爲す、始て交て未だ暢す、則ち屯と爲す、時に在ては、則ち天下屯難にて、未だ亨泰せざる時なり、

占例

此卦は難なり、象屯の時動は、則ち生し難し、常事の如きは先には易く後には争ふ、時方に屯難なり、また草木の始て地上に生して、未だ伸ざる意在り、諸事に其兆有と雖も、確と取留る事能はざるなり、而れども婚姻即ち吉とす、又渡航爲す如き意もあり、安危定難し、時機來らす萬事急進に進むは凶なり、亦貨財に就て難あり、住處に難有て居安からぬ苦勞あり、又水難の卦なるか故に旅行を忌むへし、
例證 此卦は季布か難を逃る時に筮し得たり、季布は項羽の將なり、項羽滅に及で、漢の高祖の季布を求る急なり、走て魯の朱家に身を賣る、此れ壯士を棄て敵國を資る爲り、高祖其忠功を推て、則ち其罪を赦さる、後ち勢威振ひし人なり、

屯元亨利貞勿用有攸往利建侯

屯は大に亨る通なり、之に處る貞固あるに利し、貞固に非ずんは何を以て屯を濟ん、屯の時に方て未だ往く所あるへからざるなり、天下の屯豈に獨力にて能く濟ふ所ならんや、必ず廣く補助を資て侯る建るに利し、○其象雷と水と爲し、また雲と雨と爲す、物始て生し未だ通せざるの意、故に其字たる艸の地を穿て、始て出て申さるの象なり、此卦震を以て坎に遇ふ、乾坤始て交り險陷に遇ふ故に屯となす、震動下に在り坎險上に在り、是れ能く險中に動く、能く動き亨ると雖も、而も險に在る時は、則ち宜く正を守て未だ進むべからず、筮して得る者其占大に亨る正に利と爲す、但未だ速に往所あるへからざる耳、初九の陽陰の下に居て成卦の主と爲る、是れ能く賢を以て

人に下る、民を得て君になるへき象、故に筮して君を立てる者之に遇ふ時は則ち吉なり、

○初九 磐桓 利居貞 利建侯。

初爻陽を以て下に在り乃ち剛明の才、屯難の世に當て下位に居る者なり、未だ便ち往て屯を濟ふ事能はず、故に磐桓す、屯の初に方て磐桓して遽に進む時は、則ち難を犯すなり、故に宜く正に居て其志を固ふすへし凡る人屯難に居る時は、則ち能く正を守る事鮮し、苟も貞固の守なき時は、則ち將に義を失ふとす、安る能く時の屯を濟んや、屯の世に居て方に屯す、宜く助あるへき所乃ち屯に居り屯を濟ふ道なり、故に侯を建る義に取る、補助を求るをいふ、○磐桓は進み難き貌、屯難の初め陽を以て下に在り、動体に居て上陰柔險陷の爻に應す、故に磐桓の象在り、然れども居る事其正を得、故に其占貞に居るに利在り、初爻成卦の主陽を以て陰に下る、民の爲に歸せらる、侯の象なり、故に其象此の如し、占者はの如なる時は、則ち建て侯と爲すに利し

○六二 屯如 遭如 乘馬班女 匪寇婚媾 女子貞不字 十年乃字。

二爻陰柔を以て屯の世に居る、正應上に在りと雖も、初剛に逼る故に屯難遭回す、如とは辭なり、乘馬とは行んと欲するなり、正應に從んと欲す、復た班如たり進む事能はざるなり、班は分布の義馬よる下る班と爲す、馬と處る事を異にせり、二爻屯の世に當て、自ら濟ふ事能すと雖も、中に居て正を得たり、應在上に在り義を失はざる者なり、然れども初爻に逼る近く陰は乃ち陽の求る所と、柔は剛の陵ぐ所、柔は屯の時に當て固に自ら濟ひ難し、又剛陽の爲に區らるる故に難と爲すなり、設し寇難に區るに匪すんは、則ち往て婚媾を求ん、婚媾は正應なり、寇は理に非ずして至る者、二爻中正を守て、苟も初爻に合す、字さる所以、苟に貞固易されは、十年に至て屯極らば必ず通せん、乃ち正應を獲て字育られん、女子の陰柔を以て、苟に能く其志節を守れば久して、必ず通するを獲ん、况や君子道を守て回ならざらんをや、初爻賢明剛正の人と爲して、寇爲して人に侵逼るは何ぞや、此は自ら二の柔を以て、剛に近くに據て義と爲す、更に初の德如何を討さるなり、易の義を取る事此の如し○班は分布不進の貌、字は嫁を許すなり、六二は陰柔中正上に應在り、初剛に乗る故に難き所有て遭回して進まざると爲す、然れども初寇を爲すに非ざるなり、乃ち已と婚媾爲ん事を求る耳、但己れ正を守る故に之を許す、十年に至ては數窮り、理極る時は則ち妄に求る者去て、正應の者合て許すへし爻に此象在り、故に困て占者に戒む

○六三 即鹿 无虞 惟入 于林中 君子幾 不如舍 往吝。

六三爻は陰柔を以て剛に居る、柔既に屯を安する能はず、剛に居て中正ならず、則ち妄動して求る所を貪ると雖も、既に以て自ら濟ふに足らず、又應接なし、將た之を安せんや、鹿に即て无虞人の如し、山林に入る者は、必ず虞ある人在て之を導く、若し導く者なき時は、則ち惟林藪の中に陥入らん、君子事の幾微を見て、舍て逐ふ事

なからんにしかす、則ち徒に窮吝を取らん耳、陰柔下に居る不中不正にて上に正應なし、妄に行て困を取る、鹿を逐に虞なし、陷て林中に入る象と爲す、君子幾を見て舍て去るに而す、若し往て逐舍す必ず羞吝を致さん、占者を戒む、是の如くなるへし、

○六四乘馬班如求婚媾往吉无不利

大吉 六四爻は柔順を以て近君の位に居る、上に得らる者なり、其才を以て屯を濟ふに足らず、故に進んと欲して復止る、馬に乗て班如たるなり、己れ既に時の屯を濟ふに足らず、若し能く賢を求めて自ら輔る時は則ち濟ふへし、初爻陽剛の賢即ち是れ正應己か婚媾なり、若し此陽剛の婚媾を求め往て與に共に陽剛中正の君を輔て、時の屯を濟ふときは、則ち吉利しからすと云所なし、公卿の位に居て、己か才を以て時の屯を濟ふに足らずと雖も、若し能く在下の賢を求めて、親みて之を用ふれば、何る濟はざる所あらんや、○陰柔屯に居て上に進む能はず、故に乗馬班如たる象と爲す、然れども初九正を守て下に居て已に應ず、故に其占下も婚媾を求る事を爲すは則ち吉なり、

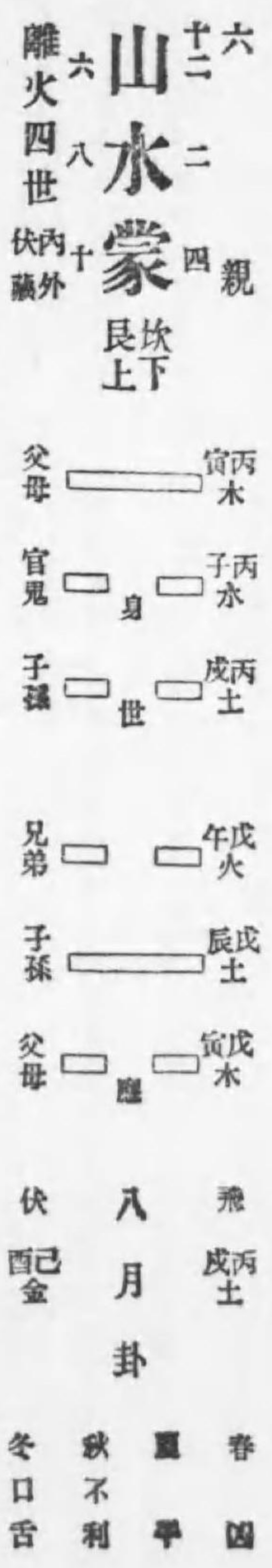
○九五屯其膏小貞吉大貞凶

五爻に居て正を得て屯の時に當る、若し剛明の賢有て之か輔を爲すは、則ち能く屯を濟はん、其臣なきを以てするにや、故に其膏を屯する人、君の尊屯難の世と雖も、其名位に於て損あるに非ず、唯其施爲行れざる所あり、德澤下らざる所あり、是其膏に屯す人君の屯なり、既に膏澤下らざる所あり、是威權已

れに非されはなり、威權已を去て驟に之を正さんと欲せば、凶を求るの道なり、魯の昭公高貴公の事なり、故に小貞なる時は則ち吉なり、小貞なる時は則ち漸く之を正すなり、盤庚剛宜徳を修め賢を用ひ、先王の政を復し、諸侯復た朝するか如き道を以て馴致し、之を爲す事暴にせざるをいふ、又愾然として爲にせざるに非ず、唐の僖昭の如きなり、爲さる時は則ち常に屯して亡に至るなり、○九五爻陽剛中正を以て尊位に居ると雖も、屯の時に當て險中に陥る、六二爻の正應なりと雖も、陰柔才弱く濟ふに足らず、初九爻民を得下に於て衆皆歸す、九五坎体膏潤有て施爲する事を得ず、其膏に屯するの象、占者以て小事に處るは、則ち正を守て猶吉を獲へきが如し、大事に處るは則ち正なりと雖も、而も凶を免れず、

○六上乘馬班如泣血漣如

凶 六爻陰柔を以て屯の終に居る、險の極に在て應援なし、居るは則ち安からず、動く時は之く所なし、馬に乗て往んと欲す、復た班如として進まず、窮厄の甚しき泣血漣如たるに至る屯の極なり、若し陽剛にして助あるは、則ち屯既に極て濟ふへし、○陰柔應なし屯の終に處る、進て之く所なし憂懼せん耳、故に其象此の如し、



卦象大意 蒙

序卦に曰く屯とは盈なり、屯は物の始て生ずるや、物生する必ず蒙なり、故に之を受るに蒙を以てす、蒙は物の稱なり、屯は物始て生ず、物始て生ずる稱小蒙味にて未だ發達せず、蒙の屯に次く所以なり、卦は艮を上にし坎を下とす、艮を山と爲し、坎を水と爲し、險と爲す、山の下に險あり、險に遇て止る之く所なし、蒙の象なり、水は必ず行く物始て出て、未だ之く所あらず、故に蒙と爲す、其進に及ては則ち亨る義と爲す、

此卦は味なり、山の下に泉在り、回還り反覆して迷悶て相連る、多く過失を憂ふ、病患相繼り進んと欲し、又退んと欲しても疑有て前まするか如し、又幼穉の義にて自身に明決爲す能はず、萬事人に隨ひ輕卒に處すへからず、能く一步を退て事を處すへし、百事急遽に爲すは宜しからず、己か意中も明白に人に語て、協力を請難き者の如し、他人の事に苦勞爲す事多し、又詐欺に係り迷惑を生ずる事あり、諸事戒慎あるべし、

例 此卦は王莽が漢の天下を篡し時、筮し得たる卦なり、王莽は巨君元城の人なり、孝元帝の弟

にて王嬰か子なり、漢の末世孺子嬰の位を篡て、國號を改めて新と曰ひ、制度を改易し、政令煩雜なるか故四方騷然なりしか、遠近兵起り、十五年にして終に赤眉に降り亡さる、假令一時篡て天位に登るも、正理に非されは其位を永く有つ事能はず、深く鑑むべし、人生の凡事も皆斯の如し、

蒙亨 匪我求童蒙 童蒙求我 初筮告 再三瀆 瀆則

不告利貞

蒙は開發の理あるは亨る義なり、卦の才時に中す六五蒙の主と爲し、九二蒙を發す者なり、故に主として二爻をいふ、匪我求童蒙 童蒙求我 とは、五尊位に居る柔順の徳有て方に童蒙に在り、二と正應爲す中徳又同し、能く二の道を用て其蒙を發すなり、二剛中の徳を以て下に在り、君の爲に信嚮せらる、當に道を自ら守るへし、君の至誠已に求るを待て、後之に應する時は、則ち能く其道を用ふ、匪我求於童蒙、乃ち童蒙求て我に求るなり、筮は占決なり、初筮告るとは至誠一意にして己に求るは則ち之を告るを謂ふ、再三する時は瀆慢しぬ、故に告さるなり、發蒙の貞止に利し、又二剛中と雖も陰に居る故に、宜く戒めあるへし、○艮は一陽二陰の一陽二陰の上に止る、故に其徳を止ると爲し其象を山と爲す、蒙は時なり、物生する初め蒙昧未明なり、其卦坎を以て艮に遇ふ、山の下に險在り蒙の地なり、内險に外止る蒙の意なり、故に其名を蒙と爲す、亨と云以下は占の辭なり、九二爻は内卦の主

剛を以て中に居る、能く人の蒙を發す者なり、六五爻と陰陽相應す、故に此卦に遇者亨る道あり、我は二
 爻なり、童蒙は幼穉にして蒙昧なり、是れ五爻をいふ、筮者明なるは則ち人當に我に求む、筮者暗き時は
 我當に人に求むべし、亨る事我に在り、人我に求る者、當に其可否を視て之に應すへし、我人に求る者は
 當に其精一を致して之を扣くべし、明者の蒙を
 養ふと、蒙者の自養と皆正を以てするに利し、

○初六發蒙利用刑人用說

初六爻陰暗を以て下に居れり、下民の蒙なり、爻に之を發するの道をいふ、下
 民の蒙を發するは、當に刑禁を明にして以て之を示す、之をして畏る事を

桎梏以往吝

知らしむ、然る後に從て之を教導すへし、古より聖王の治を爲す、刑罰を設て其象を齎へ、教化を明
 にして其俗を善くす、刑罰立て後ら教化行はる、聖人は徳を尙て刑を尙はす、未だ嘗て偏廢せざるなり
 故に政を爲す始め立法を先に居す、蒙を治る初め之を威に刑を以てし、其昏蒙の桎梏を説去る所以、桎
 梏は拘策をいふ、其昏蒙の桎梏を去る時は、則ち善教由て入る事なし、既に刑禁を以て之を率て、心を未
 だ諭す事能はさらしむと雖も、亦當に威を畏て從ふへし、敢て其昏蒙の欲を肆にせず、然る後漸に能く
 善道を知て、其非心を革る時は、則ち風を移し俗を易ふへし、苟も専ら刑を用て治を爲すは、則ち蒙
 長ると雖も、終に發す事能はす、苟も免て耻る事なからん、治化得て成るへからず、故に往ときは則
 ち吝かるべし、○陰を以て下に居る蒙の甚きなり、占者此に遇て當に其蒙を發すべし、然れども之を發

○九二包蒙吉納婦吉子克家大吉

するの道、當に痛懲して暫く舍て其後を觀るへし、若し遂に往て舍ざる時は、則ち差吝を致さん、占者に
 戒む當に是の
 如くなるべし
 包は含容るなり、二
 爻蒙の世に居て剛明
 の才なり、五六爻の君と相應す、中徳を九同し時の任に當る者なり、必ず其含容を廣して、昏愚を哀矜
 は、則ち能く天下の蒙を發し、治蒙の功を成さん、其道廣く其施す博し、是の如くなる時は則ち吉なり、
 卦唯二陽爻上九は剛に過く、唯九二爻剛中の徳有て五爻に應し、時に用られて明なる者なり、苟も
 其明を恃て自任に専らなるは、則ち其徳弘からず、故に婦人の柔闇と雖も、尙を當に其善なる所を納る
 へし、則ち其明廣し、諸爻皆陰なるを以て故に婦といふ、堯舜の聖は天下及ふ事なき所と、尙ふ清く下民
 に問て人に取て善を爲すと云なり、二爻能く包納は則ち克く其君の事を濟ん事、猶子の能く其家を治るか
 如し、九五爻既に陰柔故に蒙を發するの功は皆二にあり、家を以て謂は五爻は父なり、二爻は子なり、二
 爻能く蒙の功を主る、乃ち人の子克く其家を治るなり、○九二爻陽剛を以て内卦の主と爲す、統て群陰
 を治む、發蒙の任に當る者なり、然して治る所既に廣し、物の性齊からず一概に必しも取るへからず、
 爻の徳又陽を以て剛に過す、能く包容る所ある象と爲す、陰を受く婦を納るの象と爲す、又下位に居て能
 く上の事に任す、子の家を克く爲すの象とせり、故に占者其徳有て其事に當る時は、則ち是の如くにして
 吉なり、

○六三二勿用取女見金夫不有躬无攸利

三爻は陰柔を以て蒙闇に處

る、不中不正の女の妄動する者なり、正應上に在り遠く従ふ事能はず、近く九二爻群蒙の爲に歸く時を得るの盛なるを見る、故に其正應を捨て之に従ふ、是れ女の金夫に見ゆるなり、女の人に從ふ當に正禮に由るへし、乃ち人の金多きを見て説て之に従ふ、其身を保有と能はざる者なり、往く所利なきなり、○六三爻は陰柔不中不正にて、女の金夫に見て、其身を有つ事能はざる象なり、占者之に遇時は、則ち其女を取る必ず是の如き人を得は利き所なし、金

○六四困蒙吝

四爻は陰柔を以て蒙闇なり、剛明の

夫は蓋し金を以て己れに賂ひ之を挑むを謂なり、親く援るなし、自ら其蒙を發するに由なし、昏蒙に困む者なり、其吝へきの甚し、吝は不足なり、少なるへきをいふ、○既に陽に遠かる故正應なし、蒙に困るの象と爲す、占者是の如くならは蓋吝すへし、能く剛明の徳を求て、親く

○六五童蒙吉

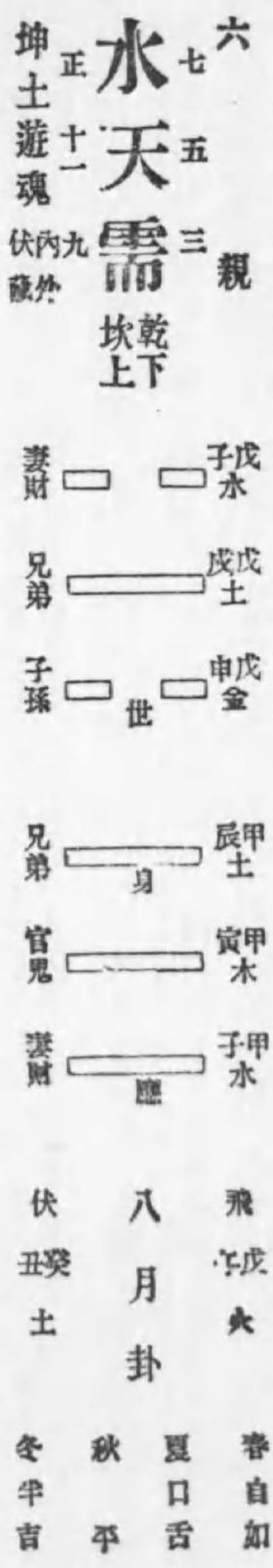
五爻は柔順を以て君位に居れり、下二爻に應ず、柔中の徳を以て剛明の才に

任す、以て天下の蒙を治るに足れり故に吉なり、童は未發にして、人に資るに取れり、人の君たる者荷も能く至誠賢に任して、其功を成さは、何ろ己より出るに異ならん、○柔中尊に居る下二爻に應ず、未發純一に以て人に聽く、故に其象を童蒙と爲す、其占ひ是の如くになると爲す時は則ち吉なり、

○上九擊蒙不利爲寇利禦寇

上九は蒙の終に居れり、是れ蒙極の時に當る、人の愚蒙既に極る、

苗民の率はさる寇を爲し、亂を爲す者の如し、當に之を擊伐すへし、然れども上九に居て剛極て中ならず故に、戒に寇を爲すに利からず、人の蒙を治るは乃ち寇を禦くなり、肆に貪暴を爲すは乃ち寇を爲すなり、舜の有苗を征す如き寇を禦くなり、秦漢武兵を窮て誅伐す寇を爲すなり、○剛を以て上に居て蒙を治め剛に過たり、故に蒙を擊の象と爲す、然れども必を取る事太た過たり、政治太た深とるは、則ち必ず反て之か害を爲さん、惟其外諒を擇て其眞純を全ふするは、則ち嚴密に過たりと雖も、乃ち宜を得たりと爲す、故に占者に戒む此の如し、凡事皆然り、止に人に誨る事爲す耳に非ざるなり、



卦象大意師

序卦に曰く蒙は蒙なり、物の穢なり、物の穢なる者は養はすんはあるへからず、故に之を受るに需を以てす、需は飲食の道なり、夫れ物の幼穢なる必ず養を待て成養すべし、物の需所の者は飲食なり、故に需といふは飲食の道とす、雲天に上る蒸潤の象あり、飲

食は物を潤益す、故に需は飲食の道と爲す、蒙に次く所以なり、卦の大意須待の義なり、序卦に須所の大なる者に取る耳、乾健の性必ず進む者なり、乃ち坎險の下に居れり、險之か阻る事を爲す、故に須待て後進むなり、

占 此卦は須なり、雲天に行く險を見て前まず、身將に危き事あらんとす、恐らくは勾連せられて大事に至らんとす、憂慮懸懸たり、諸事急に爲す事凶にて難義に遇ふ、凡事は未だ時期至らざる故、時を待て期望を遂るに在り、喩は俄然の洪水に遭ひ渡船なき時の如し、減水を待て渡るべき耳、住處に苦慮有り然れども貨賤を求る事は、概ね成るへし、又旅行は盜難を防ぎ慎重むへし、

初九 此卦は漢の宣帝の本卦なり、帝は詢と名く、武帝の曾孫たり、生母后等數人、巫蠱の事に遭ひ詢も共に獄に繋る、武帝獄中の人を殺さしめんとす、將に危ふかりしか、宰相丙吉之を救ふ、詢は長するに及ひ高材學を好み、閭里姦邪吏治の得失を知る、躬ら節儉慈仁にて人を愛す、幼にして大難を遁れ、遂に位に即き給ふ、此卦に遇者深く戒心せずんばあるへからず、

需有孚光亨貞吉利涉大川 需は須待なり、二体を以て之を謂は、乾の剛健上進みて險に遇ふ、未だ進むと能はず、故に需待の義と爲す、卦才を以て謂は、五君位に居る需の主と爲り、剛健中正の徳有て、誠信中に充實す、中實に孚あるなり有孚とは則ち光明有て能く亨通す、貞正を得て吉なり此を以て需は何所らあらん濟はざる、險と雖も難き事なし、故に利涉

大川と、凡る貞吉は既に正にて且つ吉なる者あり正を得る時は則ち吉なる者あり、當に辨すへし、孚は信の中にある者なり、其卦九五坎體中實陽剛中正を以て尊位に居れり、有孚て正を得る象と爲す、坎水前にあり、乾健之に臨む、將に水を涉んとす、輕しく進まざる象、故に占者待所有て能く信ある時は、則ち光亨と爲す、又正を得る時は則ち吉、利涉大川とは、正固は川を涉る利しからざる所なし、尤も能く待と速にして、難を犯す

初九 需于郊利用恒无咎 需は險に遇ふか故に需て後に進む、欲せざるを貴ふなり、初爻最も險に遠さかる、此故に郊に需と爲す、郊は曠遠の地なり、曠遠に處るは利し、安ろ其常を守る時は則ち咎なし、常を安する能はざるは、則ち躁動して難を犯し、豈に能く遠に需て過なからんや、○郊は曠遠の地未だ險に近つかざる象とす、初九剛陽能く其之く所に恒あるの象あり、故に占者に戒む、能く是の如くなるは

九二 需于沙小有言終吉 坎を水と爲す、水近きは則ち則ち咎なし、近し、故に沙に需と爲す、漸く險難に近づく、未だ患害に至らず、已に少しく言とあり、凡る患難の辭大を小殊なるあり、小言者は言事あるに至る、言語の傷ふ至て小なる者なり、二爻剛陽の才を以て柔に居り中を守る、寛裕にして自ら處る需の善なり、險を去る漸く近きも未だ險に至らず、故に小し言語の傷有て大なる害なし、故に此象あり、剛中能く需つ故に終に吉を得たり、占者を戒む當に是の如くなるべし、

○九三。需。干。泥。致。寇。至。凶

泥は水に逼るなり、既に進て險に逼る當に寇難の至るを致すべし、三爻剛にして中ならず、又健体の上に居

て進み動く象あり、故に寇を致なり、苟も敬慎非ずんば則ち喪敗せん、○泥は將に險に陥んとす、寇は則ち害の大なる者、九三爻は險を去る愈

○六四。需。干。血。出自。穴。凶

四爻は陰柔の質を以て

近し過剛中ならず、故に其象此の如し、險に處て下三陽の進に當る、險難に傷らるゝ者なり、故に需干血といふ、既に險難に傷らるゝは、則ち安處する能はず、必ず其居を失はん、故に出自穴と、穴は物の安する所、順にして時に從て險難に就はす、凶に至らざる所以なり、柔を以て陰に居る、能く競ふ者に非ざるなり、若し陽之に居は則ち必ず凶からん、蓋し正の徳なく徒に剛を以て險に競ふ、適以て凶を致すに足らん耳○血は殺傷の地、穴は險陷の所、四爻坎体に交て險に入るなり、故に需干血の象と爲す、然れども柔其正を得たり、需て進まず故に出自穴の象と爲す、占者は是の如くなるは、則ち傷地にありとも終に出る事を得ん、○九五。需。于。酒。食。貞。吉。自。中。居。て。正。を。得。る。所。必。ず。得。ん、既に真正を得て需所必す遂く吉と謂ふべし、○酒食は宴樂の具言は安して之を待つ九五爻の陽剛中正尊位に需つ故に此象あり、占者は是の如くにて、貞固なるは則ち吉を得ん、

○上六。入。于。穴。有。不。速。之。客。三。人。來。敬。之。終。吉。自

需は險前に在るを

以て、時を需て後進む、上六爻險の終に居る、終る時は則ち變するなり、需の極に在て久して得る、陰六に止る、乃ち其處に安す、故に入于穴と爲す、穴は安する所なり、安る既に止り後れたる者必す至る、不速之客三人とは、下の三陽乾をいふ、乾は下にある物に非ず、時を需て進む者なり、需つ既に極る故に皆上り進む、不速とは之を促すして自ら來るなり、上六爻既に需て其安處を得たり、群剛の來るも、忌疾忿競の心を起さす、至誠敬を盡し之を待は、甚だ剛暴なりと雖も、豈に侵陵の理あらんや、故に終に吉なり、或は疑ふ陰を以て三陽の上に居る、安しと爲す事を得んや、三陽は乾体志し上進に在り、六は陰位に止る所の正に非ず、故に爭奪の意なし、之を敬ふは則ち吉なり、○陰險極に居る復需事なし、陥て穴に入る象在り、下九三に應す九三は下の二陽と需極て並進む、不速客三人之象と爲す、柔禦と能すして能く之に順ふ、之を敬ふ象在り、占者當に險中に陥るへし、非意の來るに於て敬て之を待つ時は、則ち終に吉を得るなり、

六 十二 親

天水訟 乾坎上下

離火遊魂 大藏內外

子孫 妻財 兄弟 兄弟 子孫 父母 伏 巳 金 冬 凶

戌土 申金 午火 戌火 辰土 寅木 癸 午 壬 火 春 凶

二月卦 秋 吉 夏 平

卦象大章 訟

序卦に飲食には、必ず訟る事有り、故に之を受るに訟を以てす、人の體所の者は飲食なり、既に須所あり、争訟の由て起る所、訟の需に次く所以なり、卦乾を上にし坎を下にす、二象を以て之を謂は、天の陽は上り行く、水の性は下に就く、其行く事相違く、訟を成す所以なり、二體を以て之を謂は、上剛下險なり、剛險相接る能く訟る事なからんや、又人内險阻にて外剛強なるは訟る所以なり、

此卦は論なり、天道西に往き、水脚東に流る、事を求て迷す、心常に憂を懐く、争訟宜く止め和休を用ふへし、又上下相違き相接る義にて、互に意志を異にす、故に訟の興る所以なり、上の人には辨を爲す丁公の如し、結果不利目上に順従ふを吉と爲す、諸事成就成難し、心身不安にて意外の嫌疑を受け、親を失ふ事有り、争論を慎み、盜難を防ぐ事に留意し、百事用慎あるへし、

例証 此卦は漢の高祖皇帝か、項羽の將丁公を斬んと欲し、殺し得るか得間數手と疑ひ、筮して得たる卦なり、之に由て軍中に徇て曰く、丁公臣と爲り不忠、項王に天下を失はしむと宣言し、遂に之を殺せり、丁公嘗て高祖を逐て、彭城の西に窘めたる事ありし人なり、

○訟有孚窒惕中吉終凶

訟の道必ず其孚實あり、中其實なきは乃ち是れ无妄凶の道なり、卦の中實孚あるの象と爲す、訟は人と争辨して、人に決を待つ孚ありと雖も、亦須く窒窒し、未だ通せざるへし、窒らすんは則ち已に明にして訟

なし、事既に未だ吉凶を辨せずんは必とすへからず、故に畏惕のとあり、中は中を得る時は則ち吉なり、終凶とは、其事を利見大人不利涉大川、訟は其曲直を辨するを求むなり、極る時は則ち凶し、利見大人不利涉大川、故に利見大人と、大人は則ち能く其剛明中正を以て、訟る所を決すなり、訟は和平の事に非ず、當に安地を擇て處るへし、危險に陥るへからず、故に不利涉大川なり、○訟は争辨なり乾上に坎下と爲す、乾剛坎險上剛にして其下を制す、下險にして其上を伺ふ、又内險に外健なりと爲す、又己れ險に彼れ健なりと爲す、皆訟の道なり、九二爻中實上に應與なし、又憂を加ふと爲す、且つ卦變に於る遷より來る、剛來て二爻に居り下卦の中に當る、孚有て窒るを見、能く懼て中を得る象在なりと爲す、上九爻剛に過ぎ訟の極に居る、終に其訟を極る象在り、九五爻剛健中正尊位に居る在り、大人の象あり、剛を以て險に乘す實を以て陷を履む、不利涉大川の象あり、終に其訟を極る事能はざる者なり、故に占者を戒む、必ず争辨の事在て其處る所に、訟て吉凶となすなり、

○初六。不永所事。小有言終吉。自

初六爻柔弱を以て下に居り、終に其訟を極る能はざる者なり、故に訟の始に於て初爻の才に因て之か戒を爲す、若し不長不永其事則小有言と雖も終に吉を得ん蓋し訟長くすへき事に非ず、陰柔の才を以て、下より訟ふ吉なり難し、上に應援有るを以て、能く其事を永くせず、故に小有言と雖も終に吉を得ん、有言とは、災の少なる者なり、其事を求すして、凶に

至らざるは乃ち訟の吉なり、○陰柔下に居れり、○九二不克訟。歸而逋。其邑

人三百戸。无咎。

二爻は五爻と相應の地なり、兩剛相與せず相訟る者なり、九二外より來て剛を以て險に處る、訟の主となり、乃ち五を敵と爲す、五中正

を以て君位に處る、其れ敵すへけんや、是れ訟を爲せども義克するなり、若し能く其義不可なるを知て、退歸て逋避て寡約を以て自ら處らば、則ち過咎なきを得ん、必ず通る者は敵の爲に地を避ればなり、三百戸は邑の至小の者、若し處ると強大ならば、是猶競ふか如し、能く告なき手、(告は過ひなり)不當に處る事與に恵を知て分有りと爲すなり、○九二爻陽剛險の主たり、本と訟ん事を欲する者なり、然れども剛を以て柔に居る下の中を得て上九五に應ず、陽剛尊に居る勢敵すへからず、故に象占此の如し、邑人三百戸とは、邑の小なる者故に言は自ら寡約に處て以て災患を免れん、占者はの如くなるは則ち告げなげ、○六三。食舊德。貞厲終吉。三爻は剛に居て上に應ずと雖も、然れども質本と陰柔險に處て、二剛の間に介れて危懼れ訟を爲す者に非ざるなり、祿は德に稱て受く、食舊德とは、共素分に處るをいふ、貞は堅固に自守るをいふ、厲終吉とは、危地に處るも能く危懼を知る時は、則ち終に必ず吉を獲るを謂ふなり、素分を守て求るなし、則ち訟ざるなり、危に處るとは險に在て、承乘皆剛と與に居るをいふ、訟の時なり、

或從王事。无成。

柔は剛に従ふ者なり、下は上に従ふ者なり、三爻訟を爲さずして、上九爻の爲る所に従ふ故に或從王事无成とは、上に從て成す事己に

非ざるなり、訟は剛健の事故に初は則ち永せず、三は則ち上に従ふ、皆能く訟る者に非るなり、二爻皆陰柔終ざるを以て吉を得たり、四爻も亦克せざるを以て論て吉を得、訟は能く止るを以て善と爲すなり、○食は邑を食の食のごとし、言は亨る所なり、三爻陰柔能く訟る者に非ず、故に舊を守て正に居る時は、則ち危と雖も終吉なり、然れども或は出て上の事に従ふ、則ち亦必ず功を成すなし、古は常を守て出ざるは、則ち善なり、○九四。不克訟。復即命。渝安貞吉。四爻は陽剛を以て健體に居れり、中正を得ず本と訟を爲す者なり、五爻を承て三爻を履て初爻に應ず、五は君なり義不克訟、三下に居て柔なり之を訟す初正應して順從ふ與に訟る者に非ざるなり、四爻剛健にして訟を欲すと雖も、與に對敵するなし、其訟に由て與すとなし、故に不克訟なり、又柔に居て柔に應ず、亦能く止る義と爲す、既に義不克訟、若し能く其剛忿訟を欲する心に克て、復て命に即き就て其心を奪め、其氣を平かにして變して、安貞に爲す如は則ち吉なり、命は正理をいふ、正理を失ふを命に方ると爲す、故に命に即くを以て復と爲すなり、方ば不順なり、孟子曰く方命虐民と、夫れ剛健に中正ならざる時は則ち躁動す、故に安せざる處中正に非ず、故に貞ならず安貞ならざれば、訟を好む所以なり、若し義不克訟而不訟、反て正理に

三十一

就が如し、其不安貞を變して、安貞と爲す則ち吉なり、○即は就なり、命は正理なり、論は變るなり、○九四爻剛にて中ならず、故に訟の象あり、其柔に居るを以て故に不レ克と爲すを以て復て正理に就て其心渝變して、安る正に處るの象と爲す、占者是の如くなるは則ち吉なり、

○九五。訟元吉。

九五爻中正を以て尊位に居り、訟を治る者なり、

訟を治て其中正を得たり、元吉なる所以なり、元吉は大吉にて善を盡せり、吉大にして善を盡さる者も有つなり、○陽剛中正尊位に居る、訟を聽て其平を得る者なり、占者之に遇ひ、訟て理あり、必ず伸るを獲へし、

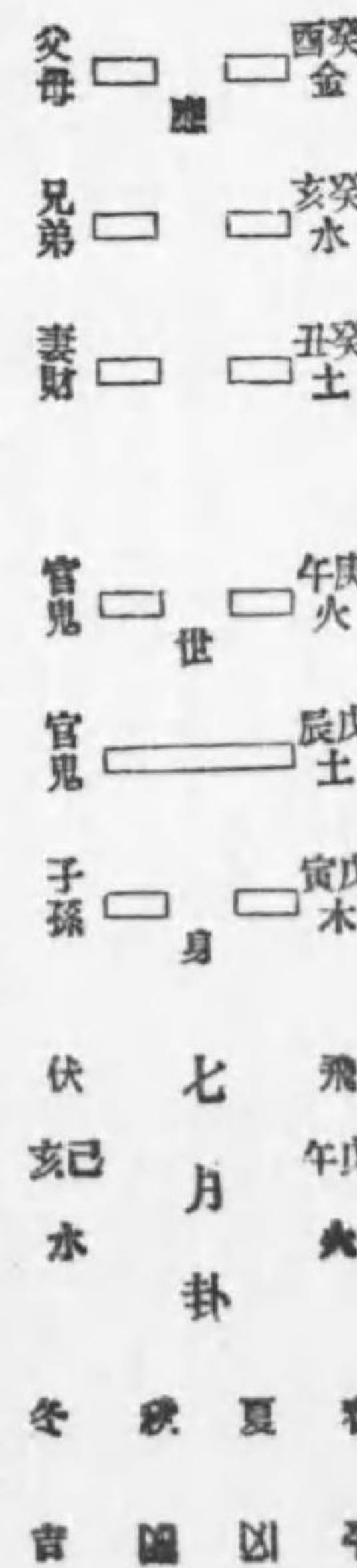
○上九。或錫之鞶帶終

朝三褫之

上九爻陽を以て上に居る、剛健の極又訟の終に處る、其訟を極る者なり、人の其剛強、肆にして、訟を窮極め、禍を取り、身を喪ふ事固に其理なり、設ひ或は之をして善く、訟能く勝しむとも、窮極て已す、服命の賞を受るに至るも、是亦人と獲る所を仇争せば、其

能く安る之を保んや、故に一朝を終て三褫奪之を視るなり、○鞶帶は命服の飾り、褫は奪なり、剛を以て訟の極に居る、訟を終て能く之に勝つ、故に命を錫ひ服を受る象在り、然れども訟を以て之を得は豈に能く安入ならんや、故に終朝三褫奪の象あり、其占訟を終て理なくして、或は勝を取るとも、然れども其得る所終に必ず之を失んと爲す、聖人の戒を爲す意深きなり、

六 九 七 五 親
水地師 坎下 坤上



卦象大意 師

序卦に曰く、訟るは必ず衆の起る事あり、故に之を受るに師を以てす、師の興る事争あるに由てなり、訟に次く所以なり、卦坤を上にし坎を下にす、二體を以て之を言は地中に水あり、衆聚の象と爲す、二卦の義を以て之を謂は、内險にて外順なり、險道にて順を以て行く、師の義なり、爻を以て之を謂は一陽にて衆陰の主たり、衆を統る象なり、比は一陽を以て衆陰の主と爲り、上に在るは君の象なり、師は一陽を以て衆陰の主とし下に在り、將帥の象なり、

占例

此卦は德行有る者か、又忠信の事を占に吉卦となせり、常人には概ね利しからず、師は衆なり獨り行て師々に越たり、最も動に宜からず、君子命あり、小人用ふる勿れ、共に相尅伐す、道を改て訟を成す、故に人より難題を受け大に艱難の事あり、諸事差違有て葛藤解さる象なり、心身住居共に艱苦を生ずる者多し、又人を障害せんと欲する事あり、旅行を慎み、争論を深く誦しむへし、

例証

周亞夫將軍、陳を排んと欲せし時筮し得たり、果して勝利を獲たり、亞夫は吳楚を撃し功臣にて漢廷の宰相と爲り條侯に封せらる、然れども諫言を以て漢帝の意に忤ひ罷む、後ち人に誣告せられて獄に

下り、遂に死せり、人始め能く志望を達する者多し、其終を能くする者蓋し鮮少し、深く肝に銘すへし、
○師貞。丈人吉。无咎。師の道は正を以て本と爲す、師を興し衆を動して以て天下を毒

故に師は貞を以て主と爲す、其動と正しと雖も、之を帥る者必ず丈人なるは、則ち吉にて咎なしと、蓋し吉にて咎ある者在り、咎なくして吉ならざる者在り、吉に且つ无咎は乃ち善を盡せり、丈人とは尊嚴の稱、師を帥ひ衆を統ると、衆の尊信畏服する所非ずんば、安ん能く人心の従ふを得ん、故に司馬遷直は、微賤より擢れ之に授るに衆を以てす、乃ち衆の心未だ服せず、莊賈を請て將と爲すなり、所謂丈人は必ず素より崇貴に居て、但其才謀徳業衆の畏服する所則ち是なり○師は兵衆なり、坎を下に坤を上にする、坎險坤順坎水坤地なり、古には兵を農に屬し、至險を大順に伏し、不測に至誠の中に藏す、又卦惟九二爻一陽下卦の中に居る將の象と爲す、上下五陰順に之に従ふ、衆の象爲り、九二爻剛を以て下に居て事を用ふ、六五爻柔を以て上に居て之に任す、人君の將に命して師を出す象と爲す、故に卦の名を師といふ、丈人は長老の稱○師を用ふる道正を得るに利有て、老成の人に任すれば、乃ち吉にて咎なきを得、占者を戒む亦必ず是の如くな
○初六。師出以律。否臧凶。初爻は師の始なり、故に師出の義及び師を行る道といふ、邦國師を興すに在ていふ、義理に合事は、則ち是れ律法を以てなり、亂を禁し暴を誅すを以て動といふ、苟も動に義を以てせざる

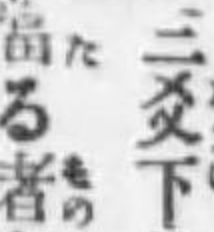
る時は、則ち善と雖も亦凶道なり、善は克く勝をいふ、凶は民を殃し義を害すをいふなり、師を行るに在り、律は號令節制をいふ、師を行るの道號令節制を以て本と爲す、衆を統制する所以なり、律を以てせざる時は善なりと雖も亦凶し、勝捷ども猶凶道なり、師を制するに法無くして幸に敗れず、且つ勝者時にあり、聖人の戒る所なり、○律は法なり否臧は不善をいふ、臧氏か曰く否の字先儒多く不に作る是なり、卦の始に在て師の始と爲す、○師出の道當に其始を謹む、律を以て吉臧する時は則ち凶、占者を戒む、當に始を謹て法を守るへし、
○九二。在師中。吉无

答王三錫命曰吉

師の卦惟九二爻一陽衆陰の歸する所の爲に、五爻君位に居る、是れ正應なり、二は師の主専ら其事を制する者なり、下に居て専ら其事を制す、唯師に在る時は則ち可なり、古より命するに將に闔外の事、之を専制する事を得たり、師に在り制を専ら中道に得たり、故に吉にて咎なし、蓋し將に専にせんとする時は、則ち下たる道を失はん、專にせざるは則ち成功の理なく、故に中を得るを吉と爲す、凡そ師の道は威和並至るは、則ち吉なり、既に之に處る其善を盡す時は、則ち能く功を成して天下を安す、故に王寵命を錫ふ三に至るなり、凡そ三に至る者は極なり、六五爻上に在て既に専ら倚任す、復其寵數を厚ふして、蓋し禮稱はす則ち威重して下信せざるなり、他卦九二爻六五爻の爲に任せらる者あり、唯下専ら其事を主て衆陰の歸せらる、爲に故に其義最も大なり、人臣の道事に於て敢て専らする所なし、唯闔外の事は則ち専ら之を制す、之を制す已にありと雖も、師

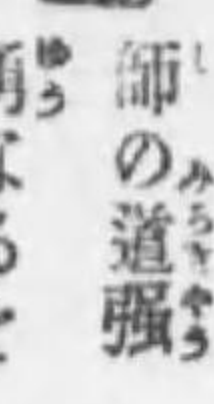
の力に因て能く致す者は、皆君の與る所にして職當に爲すべきなり、世儒論有り魯の周公を祀るに、天子の禮樂を以てす、周公能く人臣爲る之か功を爲す事、則ち人臣を用る事を可しと爲す、之に禮樂を用る事を得ず、是れ人臣の道を知らざるなり、夫れ周公の位に居る時は、則ち周公の事を爲す、其位に由て能く爲す者は、皆當に爲すべき所なり、周公乃ち其職を盡す耳、子の道も亦然り、唯り孟子此義を知れりと爲す、故に親に事する事、曾子の如き者可なり、未だ嘗て曾子の孝を以て餘り有りと爲さるなり、蓋し子の身能く爲す所の者は、皆當に爲すべき所なり、九二爻下に在て衆陰に歸せらる、爲に剛中の徳あり、上五に應し、爲に寵任せらるる故に、其象占此の如し、

○六三師或輿尸凶



三爻下卦の上に居て、位に居る任に當る者なり、唯其才陰柔不中正のみならず、師旅の事任當に專一なるへし。二と既に上の信倚せらる、必ず其事を専らにして乃ち成功あり、若し或は更に衆人をして主かしむ凶道なり、輿尸とは衆主なり、蓋し三爻を指す、三下の上に居るを以て故に此義を發す、軍旅の事は任專一ならされは覆敗必せり、○輿尸とは師徒に撓敗て尸を輿て歸るをいふ、陰か陽に居る才弱く志剛なり、不中不正

○六四師左次无咎大吉

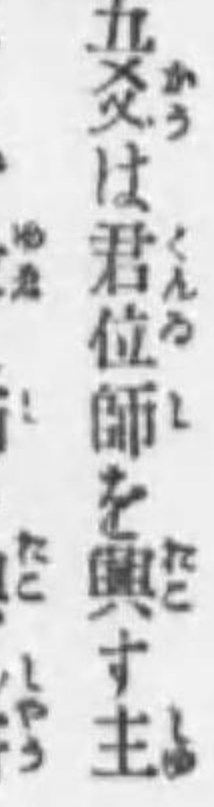


以てなり、四爻は柔を以て陰に居る、能く進て克く捷者に非ず、進む能はざるを知りて退くを以て、覆敗左次は退舎なり、宜を量て進退す、乃ち當る所なり、故に咎なし、可を見て進み難を知りて退くは師の常

なり、唯退く事の宜を得たるを取る、其才能否と論せず、勝能はざるを度て師を完して退くを以て、覆敗に愈る遠し、進むへくして退くは乃ち咎と爲すなり易此義を發して後世に示す、其仁深矣、○左次とは退舎をいふ、陰柔不中にて陰に居て正を得たり、故に其象占此の如く、師を全ふして退くを以て、六三爻より賢なると遠し、故に其占此の如し、

○六五田有禽

利執言无咎長子帥師弟子輿尸貞凶



に任する道をいふ、師の興る必ず蠻夷夏を狩り、寇賊姦究生民を害を爲す、懷ひ來すへからざるを以て辭を奉して之を誅す、禽獸の田中に入て稼穡を侵害する如き、義に於て宜く獵取るへし、則ち之を獵取る此の如くして動く、乃ち咎なきを得たり、若し輕動て天下を毒むは、其咎大ならん、言を執るは辭を奉し、其罪を明にして之を討なり、又將に任し師を授る道、當に長子を以て師を帥ふへし、若し弟子を以て衆之主とするは則ち爲す所正なりとも亦凶し、弟子は長者に非ざるなり古より將に任する事専らならずして、覆敗を致す者、晋の荀林父必の戰、唐の郭子儀か相州の敗の如き是なり、○六五爻は師を用るの主柔順にして中なり、兵端を爲さる者なり、敵已に加ふ已事を得ずして之に應ず、故に田有禽の象と爲す、其占利し搏執るを以て咎なし、言は語の辭なり長子は九二爻なり、弟子は三四爻なり、占者を戒む、委任を専らにせよ、若し君子をして事に任せしむ、小人之に參へしむ則ち輿尸歸らしむ、貞なりと雖も、亦凶を免

○上六。大君有命。開國承家。小人勿用。大吉

功なり、大君爵命を以て有功を賞すなり、開國とは之を封して諸侯と爲すなり、承家とは嗣大夫と爲すなり、承は受るなり、小人は功ありとも用ふへからず、故に勿れ用と戒む、師旅の興る成功の一道に非ず、必ず皆君子ならざるなり、故に戒るに小人有功勿れ用と、之を賞するに金帛祿位を以てせば可なり、國家を有て政を爲さしむへからず、小人は平時驕盈を致し易し、况や其功を狭むをや、漢の英彭加亡る所以なり、聖人の深慮遠戒なり、此に専ら師の終の義を言て交の義を取らず、蓋し其大なる者を以てす、若し交を以て謂ふ時は、則ち六柔を以て順の極に居る師既に終て無位の地に在り、善く處て咎なき者なり、○師の終り順の極功を論し行賞の時なり、坤を土と爲す、故に開國承家の象在り、然れども小人は則ち功ありと雖も亦之をして爵土を有つ事を得せしむへからず、但優に金帛を以てせば可なり、行賞の人を戒む、小人に於る時は、則ち此占ひ用ふへからず、小人之に遇は、亦此交を用ふるを得ざるなり、我朝に於ても、小人を用ひ亂を起せし其例に乏しからず、聖人の深慮感嘆すへし、

水地比



七月卦

卦象大意 比

序卦に衆なれば、必ず比する所あり、故に之を受る比を以てす、比は親輔なり、人の類必ず相親み輔く、然る後能く安く、故に既に衆ある時は、則ち比する所あり、比の師に次る所以なり、卦坎を上にし坤を下にす、二體を以て之を言は水地上に在り、物の相親比して間てなきは、水の地上に在るに如はなし、故に比と爲すなり、又衆交皆陰獨り五陽剛を以て君位に居る、衆の親附所、而して上も亦下を親しむ、故に比と爲すなり、

占 此卦は和なり、内通り外流ふ、水地に流る、本性和柔なり、先王禮を制して以て諸侯を親ふす、和柔貞吉にて百事愛ひなしとす、相親み輔て人と順從和樂せり、上は下を憐愍、下は上を尊敬し上下安泰なり、常人も親戚朋友等の一臂を添らるゝ義あり、百事整と雖も漸次成就せり、然れども怠慢なく、諸事を運ふを吉とす、若し怠慢なる時は、却て成功を妨ぐ、緩急宜きをを得は、障害あらざるなり、

例證 此卦は漢朝の陸賈、大將と成て蠻を攻る時、筮して之を得たり、後果して蠻王歸降せしむ、陸賈は文學を好み、詩書を能く説き、漢帝の爲に秦の失ふ處古今の成敗を著述し奏上せり、帝一々に嘉納し玉ふ、世之を新語と稱すなり、

○比吉原筮元貞无咎。比は吉道なり、人相親み比する自ら吉道と爲す、故に雜卦に云く、比は樂み師は憂ふ、人相親み比するは必ず其道あり、苟も其道に非ざるは、則ち咎悔あり、故に其比すへき者を占決して推原し之に比す、筮は占決卜度を

いふ、比する處元未貞を得るは、則ち咎なし、元は君長の道をいふ、永は常久にすへきをいふ、貞は正道を得るをいふ、上の下に比する、必ず此三者下の上に従ふあり、必ず此三者を求る時は則ち咎なし、

○不寧方來後夫凶

○不寧方來後夫凶。人の自ら其安寧を保つと能はず、方且つ來て親比を求む、比する所を得ば則ち能く其安を保つ、其不寧の時に當て、固に宜しく汲汲として比を求むへし、若し獨立して自比を求る志を恃し速かならず、服する時は則ち夫と雖も亦凶し、夫たも猶凶し、况や柔弱の者をや、夫は剛立の稱なり、又曰く、是れ我夫に非すといふ、凡そ天地の間に生する者、未だ相親比せずして、能く自存する者非ざるなり、比の道兩志相求るに由る、兩志相求ざるは、則ち睽く、君其下を懷撫し上下に親輔す、親戚朋友鄉黨皆然り、故に當に上下志を合て相從ふへし、苟も相求る意なきは別ち離て凶し、大抵人情相求る時は則ち合ふ、相持す時は則ち睽く、相持し相持す先する莫れ、人の相親む固に道あり、然れども比せんと欲するの志し緩ふすへからざるなり、○比は親輔なり九五爻陽剛を以て上の中に居て其正を得たり、上下五陰比し之に従ふ、一人を以て萬邦を撫し、四海を以て一人を仰くの象、故に筮者之を得る時は、則ち當に人の爲に親輔く所なるへし、然れども必ず再筮し自審にして、元善長を求め正固の徳ある事を、然る後衆の歸するに當て咎なかるへし、其未だ比せざる安せざる所ある者、亦將に皆來て之を歸せんとす、若し遲て後至る時は、則ち此事已に固く、彼來る事已に晚して凶を得ん、若し人に比せんと欲する時は、則ち亦是を以て反て之を觀る耳、

○初六有孚比之无咎

初六爻は比の始なり、比の

道誠信を以て本と爲す、中心信非すして人に親む、人誰か之に與せん、故に比の始め必ず孚誠有て乃ち元レ

有孚盈缶終來有他吉

有孚盈缶終來有他吉。誠信内に充實するは、物の缶の中に盈満るか如し、缶の質素と器、言は任の其中は盈實るか如し、外文飾を加へず、則ち終に能く來て他の吉あり、他は此に非す外なり、誠實内に充か如く物の信せざるといふ事なし、豈に外を飾て比を求る事を用んや、誠信中實ならば他外と雖も、皆當に感して來り從ふへし、孚信は比の本なり、○比の初め信ある事を貴ふ、則ち咎なかるへし、若し其れ充實なる時は則ち又他吉あらん、

○六二比之自内貞吉

○六二比之自内貞吉。二爻五爻と正應なり、皆中正の道を以て相比する者なり、二内に處れり自内とは已に由るをいふ、擇才て用る事は上に有りど雖も、而も身を以て國に許す、必ず已に由る、君道を得合を以て進む、乃ち正を得て吉なり、中正の道を以て上の求に應ず、乃自内自失せざるなり、汲々として比を求る者、君子自重の道に非ず、乃ち自失なり、○柔順中正上九五に應ず、自内外に比して其貞を得たり、吉の道なり、占者は是の如き時は、則ち正に吉なり、

○六三比之匪人

○六三比之匪人。三爻は不中正にて比す所、皆不二應を存して初に比す、皆不中正匪人なり、匪人に比す、其失知ぬへし、悔吝假に言はざるなり、故に傷むへし、二の中正にて之を匪人といふ、時に隨て義を取る、各同じからざるなり、○陰柔不中

正にて承乘皆陰に應ず、比す所皆其人に非る象、其占大に凶と言すして知るへし、

○六四外比之貞吉自

四爻は初爻と相應せしめて五爻

之に比す、外五に比す乃ち真正を得て吉なり、君臣相比するは正なり、相比し相與するは宜なり、五剛陽中正賢なり、尊位に居て上に在るなり、親み賢を上に従ふ比すの正なり、故に貞吉と爲す、六を以て四に居るも亦正を得るの義と爲す、又陰柔不中の人、能く剛明中正の賢に比す、乃ち正を得て吉なり、又賢に比し上に従ふ、必ず正道を以てする時は則ち吉なり、數説相須て義始て備る、○柔を以て柔に居る外九五爻に比す、其正を得たりと爲す吉道なり、占者是の如き者は則ち正にて吉なり

○九五顯比王用三驅失前禽邑

人不誠吉自

比爻は君位に居る、中に處る正を得たり、比道の善を盡す者なり、人君天下に比す道當に其比道を顯明にすへき耳、意を誠にし以て物に待し、已を恕て人に及し

政を發し仁を施し、天下をして其惠澤を蒙らしむ、是れ人君天下に親比すの道なり、是の如くなれば、天下孰か上に親比せん、若し乃ら其小仁を暴して、道に違て譽を干て下の比を求めんと欲す、其道亦狹し、其れ能く天下の比を得ん乎、故に聖人九五爻の比道の正を盡すに、三驅を取て喻と爲す、曰く、王用三驅失前禽、邑人不誠吉とは、先王四時の政廢すへからざるなり、故に其仁心を推て三驅の禮と爲す、乃ち禮に所謂天子圖を合せざるなり、成湯網を祝す是れ其義なり、天子の敗其三面を圍み合す、前一路を闕

て之を去るへからしむ、物を盡すを忍ざるは好生の仁なり、只其命を用ひざる者出すして反て入る者を取るなり、禽獸前に去る者皆免るなり、故に失前禽といふ、王者其比道を顯明にすれば、天下自然に來り比す、來る者は之を撫す、固に煦煦然とし、物に比せん事を求す、田の三驅の如し、此れ王道大にして其民俾俾として之を爲す事を知る事なる者の所以なり、邑人不誠吉とは、言は其至公私ならず、遠邇親疎の別なきなり、邑は邑に居る、易に言ふ所の邑皆同じ、王者の都する所諸侯の國中なり、誠は期約なり、物を待事一にして誠を居邑に期せず、是の如きは則ち吉なり、聖人大公を以て私無し、天下を治るに顯比に於て之を見る、唯人君天下の道を比す、此の如き耳に非ず、大率人の相比す然らずと云事なし、臣君に於るを以て、言は其忠誠を竭し、其才力を致す、乃ち其君に比す道を顯すなり、之を用ると否さると君に有る而已、阿諛逢迎し其己に比すを求るへからず、朋友に在て亦然り、身を脩め意を誠にし之に待す、己を親むと否さると人に在る耳、巧言令色、曲従すへからず、苟も合て以て人の己に比せん事を求るなり、郷堂の親戚に於る衆人に於る、皆然らずと云事なし、三驅前禽を失ふ義なり、○一陽尊位に居る、剛健中正卦の群陰皆來て己に比す、其比を顯はして私なし、天子の圖を合さす一面の網を開か如し、來る者は拒す去る者追す、故に三驅し用て前禽を失て邑人誠ざる象と爲す、蓋し私屬と雖も亦上の意を喻す相警備ざるを求む必ず得る事を、凡る皆吉の道なり、占者是の如きなる時は則ち吉なり、

○上六比之无首凶

上六爻上に居る比の終なり、首とは始をいふ、凡る比の道其始善なる時は、則ち其終善なり、其始有て其終無き者、或は

有るなり、其始無き非す終ある者なり、故に之に比す事首なし、終に至る時は則ち凶し、此は比の終に據て言ふ、然れども上六爻陰柔不中險の極に處る、固に終を克する者に非ざるなり、始め比の道を以てす、終に際する者天下に多きなり、○陰柔上に居る下に比す事なし凶の道なり、故に首無きの象と爲す、其占則ち凶なり、



卦象大意 小畜

序卦に比は必ず畜所あり、故に之を受るに小畜を以てす、物相比附する時は、則ち聚と爲す、聚は畜なり、又相親比する時は、則ち志し相畜ふる小畜の比に次く所以なり、畜は止るなり、止るは則ち聚るなり、卦巽を上にし乾を下とす、乾は上にある物、乃ち巽下に居る、夫れ剛健を畜止る事巽順に如なし、巽の畜る所と爲る、故に畜と爲すなり、然れども陰に巽ふは其體柔順唯能く巽順を以て柔其剛健、能く力之を止るに非ず、畜る道小なる者

なり、又四一陰を以て位を得る、五陽の説ふ所と爲る位を得たり、柔を得るは巽の道なり、能く群陽の志を畜ふ、是を以て畜ふと爲す、小畜は小畜を以て大といふ、畜聚する所の者小、畜ふ所の事小なるは、陰を以ての故なり、象に専ら六四爻を以て、諸陽を畜る成卦の義と爲す、二體を以て謂はざる事は、蓋し其重き者を舉しむ、

占例

此卦小畜は塞なり、密雲雨降す、夫婦反覆し信息道らず、速に行に却て伏す事を求るに成す、遇からんと欲し速からんと欲す、故に諸事欲する處に至らず、塞止る意あり、故に常人の期圖の事は、何事も急に運はす、意中陰鬱の意有り、住居に就て苦慮の者あり、又夫婦の間に意志合す睦しからず、氣苦勞多くして、百事取留なく忌嫌ふ意あり、

例證

此卦は韓信か關を撃て破らす、筮して之を得たり、再撃て果して破りし卦なり、韓信は淮陰の人家貧して城下に釣せり、市人轍侮辱しむと雖も、能く耐忍時を待たり、後ち蕭何に遇ひ數々語る、其智謀あるを以て高祖に勸む、是に於て韓信戦功を表顯し、本懐を達せしなり、人の發達の氣運は、時期到り、己か技能を認めらるゝ人に遇ひ、始て氣運の開くものと知るへし、

○小畜亨。密雲不雨。自我西郊。

雲は陰陽の氣二氣交て和する時は、則ち相畜る固して雨を成す、陽唱て陰和順なり故に和せず、陰先に陽唱ふ如き順ならざるなり、故に和せず和せされは、則ち雨を成す能はず、雲の畜聚

密なりと雖も、而も雨を成さるは西郊よりの故なり、東北は陽の方西南は陰の方、陰より唱ふか故に和せずして雨成す事能はず、人を以て之を觀れば雲氣の興る、皆四遠よりす、故に郊といふ、四爻に據て謂ふ、故に自我すとい謂へり、陽を畜ふ者四爻畜の主なり、○巽も亦三畜卦の名、一陰二陽の下に伏す、故に其德巽と爲し入と爲す、其象風と爲す木と爲す、小は陰なり、畜は之を止る義なり、巽を上にし乾を下にす、陰を以て陽を畜ふ、又卦唯六四爻一陰上下五陽皆畜る事を爲す、故に小畜と爲す、又陰を以て陽を畜む、能く係て固き事能はず、亦畜る所の者小なる象と爲す、内健に外巽なり、二五皆陽各一卦の中に居る、事を用る事剛有て能く中なり、其志し行とを得る象、故に其占ひ當に亨通を得へし、然れども畜未だ極らず、施し行れ行事を得る象、故に密雲不雨、自西郊の象あり、蓋し密雲は陰の物、西郊は陰方、我は文王我よりすなり、文王易を姜里に演へ、岐周を觀て西方と爲す、小畜の時に正すなり、筮者之を得る時は、則ち占も亦其象の如くせんといふ、

○初九復自道何其咎吉

初九爻は陽爻にして乾體陽は上に有る物、又剛健の才上進み復るに足れり、上に在ると志しを同じふし、其進む上に復す乃ち其道なり、故にいふ復自道と、復る既に道よりす、何の過咎と云事か之あらん、咎無く又吉なり、諸爻いふ咎無き者、是の如くなるは則ち咎なし、故に咎なしといふ者善く過を補ふなり爻の義本と善ならしむと雖も、亦害せざるは是の如くならざるを、則ち咎ある義、初九乃ち其道に

由て行く、過咎あるなし、故に云ふ何ぞ其咎あらん、咎なき事甚だ明なり、○下の卦乾體、本と皆上になる物、志し上進んと欲して陰の爲に畜らる、然れども初九乾體下に居て正を得たり、前陰に遠かる四爻と正應たりと雖も、能く自守るに正を以てす、畜らる事を爲さず、故に進復自道の象あり、占者是の如なるは則ち咎無し吉なり、

○九二牽復吉

二爻は陽を以て下体の中に居る、五爻陽を以て上体の中に居る、皆陽剛を以て中に居る、陰の爲に畜る、俱に上り復らんと欲す、五四の上とありと雖も、其畜らる時は則ち是れ志しを同す者なり、夫れ患を同じして相愛ふ、二五志しを同す、故に相牽連して復る、二陽並進むには則ち陰勝と能はず、其復るを遂るを得ん、故に吉なり、曰く、其復るを遂るは畜を離れんか、曰く、凡そ爻辭皆謂ふ、是の如なるは則ち以て是の如くなるへし、若し已に然らば則ち時已に變しぬ、尙何ぞ教誡せんや、五爻巽體たり巽乾を畜ひ反て二爻と相牽こと何ろや、曰く、二體を擧て言ふ時は、則ち巽は乾を畜ひ、全卦にて言ふ時は則ち一陰五陽を畜ひなり、易に在ては時に隨て義を取る事此の如し、○三陽志し同して、九二爻漸く陰に近し、其剛中を以て故に能く初九と牽連して復る、亦吉道なり、占者是の如くなる時は、則ち吉なり、

○九二輿說輻夫妻反目

三爻は陽にて居る事中を得ず、密に四爻に比す、陰陽の情相求むなり、睚比して不中陰の爲に畜め制せらる、故に前に進む能はず、猶車輿の輪輻を説去か如し、言は行と能はざるなり、夫妻反目とは、

陰陽に制せらるる者なり、今反て陽を制す、夫妻反目の如し、反目とは目を怒らし相視るをいふ、其夫に順す反て之を制すなり、婦人爲に夫の寵惑せらるる、既にして遂に反て其夫を制す、未だ夫と道を失ひして、妻能く之を制する者非ざるなり、故に説く輻及目は三の自爲すなり、○九三爻も亦上進んと欲す、然れども剛にて中ならず、迫て陰に近く又正應に非ず、但陰陽相説ひを以て係畜らるる事を爲して自進ひ事能はず、故に輿説く輻の象あり、然れども志し剛なるを以て平なる能はず、之を争ふ、故に夫妻反目の象と爲す、占者を戒む、是の如くなるは則ち進むを得ずして争ふ所あらん、

○六四有孚血去惕出无咎

四爻畜の時に於て近君の位に處れり、君を畜を者なり、若し内孚誠ある時は、則ち五の志し之を信して其畜に従ふなり、卦獨り一陰衆陽の畜る者なり、諸陽の志し四爻に係れり、四爻苟も力を以て之を畜んと欲せば、則ち一柔衆剛に敵せは必ず傷害せられん、唯孚誠を盡して之に應ずる時は之を感すへし、故に其傷害に遠り其危懼を免れん、此の如きは則ち咎然るへし、然らずんば則ち害を免れざるなり、此れ柔を以て剛を畜る道なり、人君の威嚴なるを以て、微細の臣能く其欲を畜止者なり、蓋し孚信有て之を感すればなり、○一陰を以て衆陽を畜む、本と傷害憂懼あり、其柔順正を得る中を虚にし、巽體二陽之を助るを以てなり、是れ孚有て血去惕出の象なり、无咎と宜なり、故に占者に戒む、亦其徳有る時は則

ち咎ならん、

○九五有孚攣如富以其鄰

は則ち其類皆之に應せん、故に曰く攣如たりと、牽連して相從をいふ、五必ず援挽て之を相濟ふ、是れ富以て其鄰なり、五尊位に居るの勢を以て、富る者其財力を推て鄰比と之を共にするが如し、君子小人の爲に困めらるる、正人群邪の爲に厄せるるは、則ち下に在る者必ず上に攀挽て同く進むを期す、上に在る者必ず下を援引て、之と力を戮せ獨り己か力を推て、人に及はざるに非ず、固に下に在るの助を資て其力を成す耳、○巽體三爻力を同じく乾を畜む鄰の象なり、九五爻中に居て尊に處る、勢ひ能く爲る事有て上下を兼ね、故に孚有て撃と爲す、固に富厚の力を用て其鄰を以ての象なり、以は猶春秋に某師を以て之か如し、以は言は能く之を左右なり、占者孚ある時は、則ち能く是の如くならん、

○上九既雨既處尚徳載婦貞厲

上九爻巽順の極にて封の上に居て、畜の終に處り、畜に従て止らるる者なり、四爻止らるる爲に既に雨降和するなり、既處は止るなり、陰の陽を畜ふ、和せざるは則ち止る能はず、既にして和し止る畜の道成る、大畜は畜ふ大なり、故に極て散す、小畜は畜ふ小きも極て成る、尙徳載とは四爻柔巽の徳を用て、積累に由て至るなり、戒ざるへけんや、載とは積滿なり、婦貞厲とは、婦は陰をいふ、陰を以て陽を畜む、柔を以て剛を制す、婦若し貞固にして、此を守は危厲の道なり、安る婦其夫臣を制し、其君を制し

啞嘴れす、能く亨る所なり、○兌は一陰二陽の上に見る、故に其徳を説と爲し其象を澤と爲す、履は
蹢躅ひ所有て進む義なり、兌を以て乾に遇ふ、和説て剛強の後を蹢躅ひ、履ニ虎尾一傷むを見ざる象あり、故
に其卦を履と爲して占是の如し、人能く是の
如くなれば、危に處るも傷れざるなり、
○初九素履往无咎
履て處ざる者
は行くの義、

初爻至下に處れり、素に下に在る者、陽剛の才を以て上り進むへし、若し其卑下の素を安する事、往く時
は則ち咎なし、夫れ人の自ら貧賤の素に安する能はず、則ち進むなり、乃ち貧賤にして動く、貧賤を
去らん事を求む耳、爲す事あらんと欲するに非ざるなり、既に其進む事を得は驕溢必せり、故に往く時は
咎あり、賢者は其素を安履て、其處る事や樂み、其進む將に爲す事あらんとす、故に進むを得る時は、則
ち爲る事有て不善なし、乃ち其素履を守る者なり○陽を以て下に在り履の初に居り、未た物の爲に遷され
す其素履に率ふ者なり、占者是の如
くなる時は、則ち待て咎無きなり、
○九二履道坦坦幽人貞吉
九二爻柔
に居て寛
裕中を得、其履ひ所坦坦然たり、平易の道なり、履ひ所と雖も、坦易の道を得ると、亦必ず幽靜安恬の人
之に處る時は、則ち能く貞固にして吉なり、九二陽の志し上進む、故に幽人の戒あり、○剛中下に在り
上に應ずる無し、故に履道平坦幽貞を守る象と爲す、幽人道を履て其占に遇時は、則ち貞にて吉なり、

○六二眇能視跛能履履虎尾啞人凶武人爲于大君
三爻陰を以て陽に居る、志し剛ならんと欲す、而も体本と陰柔なり、安ろ能く其履ひ所を堅ふせ
ん、故に盲眇の視る其見る明ならず、跛蹙の履む其行と遠からざるが如し、才既に足らず、
又處る中を得ず、履其正に非ず、柔を以て剛を務む其履事此の如し、是れ危地を履む、故に履ニ虎尾と、
不善を以て危地を危み履む、必ず禍患に及はん、故に曰く啞人凶武人爲于大君とは、武暴の人にして人
の上に居るか、其躁率を肆にする耳、能く順履て遠く到るに非ず、不中正志剛なり、乃ち群陽の爲
に與せらる、是剛躁を以て危を踏て凶を得るなり○六三爻中ならず正ならず、柔にて志剛なり、此を以
て乾を履む、必ず傷害せらる、故に其象此の如くなる時は占者凶し、剛武の人志を得ると爲す、肆暴の
象秦政項籍の如し、豈
○九四履虎尾愬愬終吉
九四爻陽剛にて乾休、四に
居る剛勝者なり、近君多懼

の地に在り、相得る義なし、五復剛決の過る故に履ニ虎尾と爲す、愬愬は畏懼の貌、志し剛なるを以て
なり、若し能く畏懼する時は、則ち當に終に吉なるへし、蓋し九剛なりと雖も、而も志柔なり、四近しと
雖も處らず、故に能く兢慎畏懼なき時は、則ち危を免れて吉を獲ん○九四爻も亦不中不正を以て、九

五爻の剛を履む、然れども剛を以て柔に居る故に、能く戒懼して終に吉なる事を得。

○九五決履貞厲

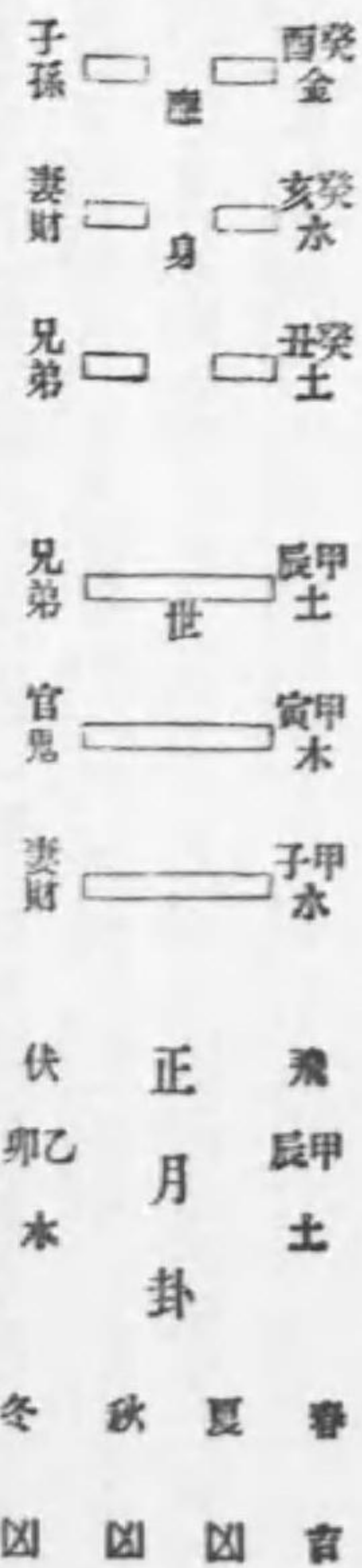
決は剛決なり、五爻陽剛乾体を以て至尊

の位に居り、其剛決に任して行く者なり、此の如くなる時は則ち正を得るも猶危厲なり、古聖人天下尊に居る、明を以て剛を照すに足り、以て決するに足る、勢ひ專にするに足れり、然れども未だ嘗て天下の議を盡さずんば非ず、窮蹙の微と雖も必ず取る、乃ち其れ聖とする所以なり、帝位を履て光明なる者なり、若し自ら剛明に任して決行して願すんば、正を得しむとも亦危道なり、固く守るへけんや、剛明の才ある、苟も専ら自任するは、猶危道と爲すが如し、况や剛明足る者や、易に貞厲といふ義、各同じからず、卦に隨て見つへし、○凡る事必ず行ふに疑礙する所なし、故に其象其履とを決決を爲す、正を得しむと雖も亦危道なり、故に其占正なきも危しと爲す、戒を爲す事深矣。

○上九視履考祥其旋元吉

上九履の終に處る、其終に於て其履行ふ所を視て其善惡禍福を考ふ、若し其れ旅る時は則ち善にして且つ吉ならん旋は周旋完備して至らすと云となきをいふ、人の履む所其終を考視、若し終始周完救しき無きは善の至りなり、是を以て元吉なり、人の吉凶は履む所善惡の多寡吉凶の大小に係れり、○履の終を視て以て其祥を考ふ、周旋虧る事なきは、則ち元吉なる事を得ん、占者の禍福は、其履所を視る時は未だ定らざるなり、

六 正 十一 九 親 天地泰 坤乾下



卦象大意 泰

序卦に曰く、履て泰なり、然る後安し、故に之を受るに泰を以てす、履を其所を得る時は、則ち舒泰なり、泰なる時は則ち安し、泰の履に次く所以なり、卦坤陰

占例

此卦泰は通なり、天地交り泰にして陰陽和光なり、麒麟出て丹鳳來り翔る、小しく求て大に得、君子の道昌盛に、求る所順て遂く、惡事消滅せり、常人は禍福とも、前の事情消亡し更新の卦なり、貴

人には最も吉兆と爲す、而れども德行に乏しき者は、善に走れば祥瑞ある事前述の如し、若し惡き道に入り奸佞邪惡の行ひあらは、忽ち禍災來たるへし、諸事表面は宜きも結果面白からず、或は親子兄弟知人等の爲に貨財の苦慮あり、期圖は急に調難く、年を経て成就せん、百事阻礙して胸中難み多しと知るへし

例証

此卦は堯帝太子ありと雖も、不肖にして帝位を讓へき、器量の太子ならし之を敷さトて、舜か聴明且又孝悌なるを聞き得玉ひたり、舜は顓頊六世の孫なり、歷山に耕すや民皆畔を讓れりと、遂に皇女を娶し、皇位を舜に遷り玉ひしなり、

○泰小往大來吉亨

小は陰をいふ、大は陽を謂ふ、往とは往て外に之くなり、來るとは來て内に居るなり、陽氣は下降し陰氣は上に交はる陰陽和暢する時は、則ち萬物生遂く、天地泰なり、人事を以て之を謂は、大は君上の事、小は臣下の事、君誠を推て下に任し、臣誠を盡して君に事る、上下の志し通す、朝廷の泰なり、陽を君子と爲し、陰を小人と爲す君子内に來處り、小人外に往て處る、是れ君子位を得て、小人下に在り天下の泰なり、泰道吉にして亨る、元吉元亨と謂はざる者、時に汚隆あり治に小大あり、泰と雖も豈に一概ならんや、吉にして亨と謂時は包ぬへし、○泰は通なり、卦天地交て二氣通すと爲す、故に泰と爲せり、正月の卦なり、小は陰を謂ひ大は陽をいふ、坤は往て外に居るをいふ、乾は來て内に居る、又歸妹より來る時は、則ち六往て四に居る、九來て三に居るなり、占者剛陽の德あるは、則ち吉にして亨なり、

○初九 拔茅茹以其彙 往吉 ☰

初爻陽下に居れり、是れ剛明の才有て下に在る者なり、時の否る時は君子退て窮處す、時既に泰なる時は志し上り進むに在り、君子の進と必ず其朋類と相率援く、茅の根も然り、其一を抜く時は率連して起るなり、茹は根の相牽連する者、故に以て象と爲す、彙は類なり、賢者其類を以て進て、志しを同して其道を行ふ、是を以て吉なり、君子の進む必ず其類を以てす、唯志さるる相先して善に與するを樂に在り、實に乃ち相頼て濟ふ、故に小人未だ能く獨立し、朋類の助を頼まざる者非ざるなり、古より君子位を得る時

は、則ち天下の賢朝廷に萃る、志しを同して力を協て以て天下の泰を成す、小人位に在る時は、則ち不肖者並進て、然る後其黨勝て天下否る、蓋し各其類に従ふなり、○三陽下に在り、相連て進む茅を抜に連茹たる象、征さる行の吉なり、占者

○九二 包荒用馮河不遐遺朋亡

二爻陽剛を以て中を得、上五爻に應す、五爻順を以て中を得、下二爻と應す、君臣德を同す、是れ剛中の才を以て上の爲に專任せらる、故に二爻

得尚干中行

臣位に居ると雖も、治泰を主る者なり、所謂上下交て其志し同きなり、故に治泰の道二を主としていふ、包荒用馮河不遐遺朋亡、四の者泰に處る道なり、人情安肆なる時は、政舒緩て法度廢弛し、庶事節無し、之を治る道必ず荒穢を包含の量あり、則ち其施爲寛裕詳密にして、弊革り事理て人之に安す、若し含弘の度無くして忿疾の心ある時は、則ち深遠の無慮して暴擾の患あり、深弊未だ去すして近患己に生ず、故に在り包荒也、用馮河一とは、泰寧の世人情久安に習て常を守るに安し、因循に惰て更變に憚る、馮河の勇在るに非ずんば、斯時に爲す事有る能はざるなり、馮河は其剛果以て深を濟り險を越るに足るをいふ、古より泰治の世必ず漸く衰替に至る、蓋し安逸を狂習に由る、因循して然り、剛斷の君英烈輔け非ざるよりは、挺恃奮發して其弊を革る事能はず、故に用馮河と曰ふ、或人疑ふ上に包荒といふは、則ち是れ包含寛容なり、此用馮河といふ時は、則ち是れ奮發して改革に相反するに似たり

といふ、含容の量を以て剛果の用を施す、乃ち聖賢の爲なる事を知らざるなり、不遇遺とは、泰寧の時人心泰に狂は、苟も安逸する耳、悪く能く復た深思遠慮して、遇遺の事に及んや、夫の泰を治る者は、當に周く庶事に及ふへし、遇遺と雖も遣るへからず、事の微隱賢才の僻陋に在るか如き、皆遇遺なる者なり、時泰なるは固に之れ遣る、朋亡とは、夫れ時の既に泰なる時は、則ち人情を安に習て節を失ふ、將に約にして之を正さんとす、其朋與の私を絶去るに非ずんば、則ち能はざるなり、故に朋亡といふ、古より立法事を制する事、人情に牽れて卒に行ふ能はざる者多し、夫の奢侈を禁す時は、則ち近戚に害あり、田産を限る時は、則ち貴家に妨ありといふか如し、此の如き類既に斷るに大公を以てして必ず行ふ能はず、則ち是れ朋比に牽るなり、泰を治るに朋亡ふ能はず、之を爲す事難し、治泰の道此四ツ者ある時は、則ち九二の徳に合ふ、故に曰く、得尙干中行一と、能く中行の義に配合をいふ、尙は配なり、○九二爻剛を以て柔に居る下の中に在り、下に六五爻の應あり、泰を主て中道を得る者なり、占者能く荒穢を包容して、果斷剛決し遇遺を遣すして、朋比に昵ざる時は、則ち此爻中行の道に合ん、

○六三无平不陂无往不復

三爻泰の中に居る、諸陽の上に在り、泰の盛なり、物理循環の如し、下に在る者必ず昇り、上に居る者必ず降る、泰久して必ず否る故に泰の盛ると、陽の將に進んとすと與に、之

艱貞无咎勿恤其孚于食有福

艱貞无咎勿恤其孚于食有福

か戒に曰く、常に安平に險峻せざる者、常に泰なきをいふ、常に往て反ざる者なしとは、陰當に復るをいふ、平なる者彼る往く者復る時は則ち否と爲す、當に天理の必然を知て、泰の時に方て敢て安逸せざる、常に其思慮を難危まん、其施爲を正固にすへし、是の如なる時は則ち咎なかるへし、泰に處る道既に能く艱貞なるは、則ち常に其泰を保へし、憂恤を勞とせず其求る所を得ん、期する處を失す乎と爲す、是の如なれば其祿食に於て福益あらは、善く泰に處る者其福長すへし、蓋し德善日に積む時は、則ち福祿日に臻る、徳祿に踰る時は、盛なりとも滿に非ず、古より隆盛未だ道を失すして、喪敗の者非ざるなり、○將に中に過んとす、泰將に極らんとす、否來らんと欲する時なり、恤は憂なり、孚は期する所の信なり、占者に戒む艱難貞を守る時は、

○六四翩翩不富以其隣不戒以孚

六四爻は泰に處る中を過く、陰を以て上にあり、志し下り復るに在り、上の二陰も亦志し趨り下るに在り、翩翩は疾飛の貌、四翩翩として下に就く、其鄰と同す、鄰とは其類なり、五爻と上爻をいふ、夫れ人富て其類從ふ者は利の爲なり、富すして從ふ者は其志同し、三陰皆下にある物、上に居るは其實を失ふ、其志し皆下に行んと欲す、故に富すして相從ふ、戒め告るを待すして誠意相合ふ、夫れ陰陽の昇降は、乃ち時運の否泰、或は交り或は散す理の常なり、泰既に中を過る時は、則ち將に變せんすとす、聖人三に於て尙をいふ、艱貞なるは則ち福あり、蓋し三將に中ならんとす、戒を知る時は則ち保つへし、四爻已に中を

過ぎ理必ず變せん、故に専ら始終反復の道をいふ、五爻泰の主なる時は、則ち復泰に處る義をいふ、〇己に中を通く泰已に極りぬ、故に三陰翻然として下り復す、富を待すして其類之に従ふ、戒令を待すして信せり、其占小人交を合て、正道を害す事ありと爲す、君子の當に戒むへき所なり、陰虛に陽實なり、故に凡ろ不富といふ

〇六五 帝乙歸妹 以祉元吉 貞

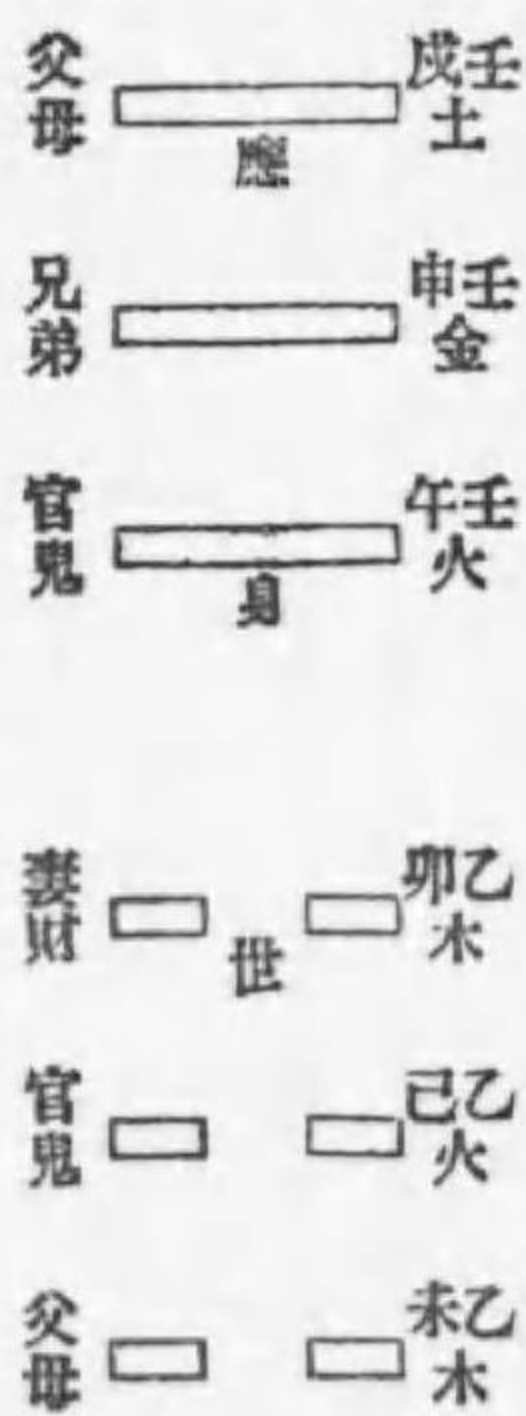
史に湯をいふ天乙と爲す、亦賢王なり、又帝乙在り、多士に曰く成湯より帝乙に至て明德恤和ありと云事罔し、帝乙と稱する者は、未だ誰か是なる事を知らず、此の如く帝乙の種種々在り、爻の義を以て觀れば、帝乙は王姬下嫁の禮法を制す者なり、古より帝女皆下嫁すと雖も、帝乙に至て後禮法を制爲し、其尊貴を降して、其夫に順從しむ、陰柔を以て君位に居る、九二爻剛明の賢に應ず、五能く其賢臣に倚任して、之に順從す、帝乙の歸妹の如し、其尊を隆し陽に順ふ時は、則ち之を以て祉を受て且つ元吉なり、元吉とは大吉にて善を盡す者、治泰の功を成すをいふなり〇陰を以て尊に居る泰の主たり、柔中已に虚にて下九二爻に應ず吉の道なり、帝乙歸妹の時も、亦嘗て此爻を占得て、占者是の如くなる時は、祉有て元吉なり、凡ろ經に古人を以て言を爲す事、高宗箕子の類の如き者皆此に倣へ、

〇上六 城復于隍 勿用師 自邑告命 貞

吝

隍を掘て土を積累し城を成は、治道積累して以て泰を成すか如し、泰の終に及て、將に否に反らんとす、城土頽圯し復た隍に反るか如きなり、上は泰の終り上六爻小人を以て之に處る、行て將に否ならんとす、勿用師とは、君の能く其衆を用る所以の者、上下の情通して心従はなり、今泰の將に終とす、泰の道を失て上下の情通せず、民心離散し其上に従す、豈に用ふへけんや、之を用る時は則ち亂る、衆既に用ふへからず、方に其親近よりして之を告命す、告命する所の者をして、其正を得せしむも、亦羞吝しつ、邑は居る所親近をいふ、大率告命は必ず近より始む、凡ろ貞凶貞吝の二義有り、貞固此を守る時は則ち凶吝なる者なり、正を得るとも亦凶吝なる者あり、此貞凶と云すして貞吝と云者將に吝ならんとす、方に告命す羞吝すへしと爲す、否るは告命に由らざればなり、〇泰極て否る城復于隍の象なり、占者を戒む力を争ふへからず、但自ら守るへし、其貞を得ると雖も、亦羞吝を免れざるなり、

六 親
四 六 八
天地否 坤上 乾下
十二 二 二
乾金二世 外現



七月卦
伏辰甲土 冬 官

卦象大意 否

序卦に泰といふは通なり、物通に終るへからず、故に之を受るに否を以てす、夫れ物理の往來通泰の極は、則ち必ず否る、否の泰に次く所以なり、卦は天は上にて

地下なり、天地相交り陰陽和暢する時は、則ち泰と爲す、天は上に應り地は下に應る、是れ天地隔絶して相交通せず、否と爲る所以なり、

二初

此卦は塞なり、天地交らずして陰陽閉塞る、夫婦和合せず、南北に離別せり、君子の道消し、小人の道長す、人物乖き違ふて道ならざる象なり、人の憎悪を受け、夫婦睦しからず、去乍ら其身に威勢あり、諸事否塞て通達せざる義有り、思慮の如く運はず、百事始は難銀有て後に志望を達し、榮昌の意あり、或は目上に咎られ災禍に遭ふ意有れども、常人には却て吉卦と爲す、故に深く慎み事を處せは、障る事鮮きなり、又病難を豫防すへし、

初

此卦は蘇秦の本卦なり、蘇秦は洛陽の人秦を伐事を謀り、六國従合の説を設て諸侯に説き、遂に六國の並相と爲りたり、趙の肅侯に封せられ武安君と稱す、其後魏齊趙を伐に及て恐れて趙を去れり、此卦に遇者假令蘇秦か智ありて成就するも、能く慎重みなざる者災厄に遭ふなり、

○否之匪人

天地交て萬物中に生ず、然る後二才備て人最も靈なりと爲す、故に萬物の首と爲す、凡る天地の中に生ずる者は皆人道なり、天地交らざる時は萬物生せず、是れ人道なし、故に匪人といふ、人道に非ざるを謂ふなり、消長闕闕相因て息ます、泰極る時は則ち復す、否終る時は傾く、常にして變せざる理無し、人道豈に能く天なからんや、既に否らざる時は則

不利君子貞大往小來

夫れ上下交通の剛柔和會すは君子の道なり、否は則ち是に反す、故に不利君子貞とは、君子の正道なり、大往小來とは、陽往て陰來るなり、小人道長し君子の道消す象、故に否と爲すなり、○否は閉塞なり、七月の卦にて正に泰と反す、故に匪人といふ、人道に非るをいふなり、其占君子の正道に利しからず、蓋し乾往て外に居し坤來て内に居る、又漸の卦より來る時は則ち九往て四に居し六來て三に居るなり、或人疑ふ之匪人の三字衍文なり、比の六三に由て誤れり云云、
○初六拔茅茹以其彙貞吉亨。

守吉

泰と否と皆茅を取て象と爲す者、群陽群陰固く下に在て、牽連の象あるを以てなり、泰の時はいく征を以て吉と爲す、否の時はいく征を以て亨と爲す、始め内小人、外君子を以て否と爲す、復た初六否にて下にあるを以て、君子の道と爲す、易は時に隨て義を取る、變動常なし、否の時下に在る者君子なり、否の三陰上皆應あり、否隔の時に在て隔絶して相通せず、故に應の義なし、初六の能く其類と其節を貞固なる時は、否に處る吉にて其道亨る、否に當て能く進む者小人なり、君子は則ち道に伸て禍を免る耳、君子の進退、未だ嘗て與に其類同しからずんば非ざるなり、○三陰下に在り否の時に當て、小人類を連て進むの象、初の惡は未だ形れざるなり、故に戒む其貞なる時は、則ち吉にて亨る、蓋し是の如く

なる時は、則ち變して君子とならん、

○六二 包承 小人吉 大人否 亨 夬吉

六二爻其質は則ち陰柔、其

居る事は中正、陰柔小人を以て謂は、則ち方に下に否る、志 包 畜ふ所の者、上に承順して其否の濟ん事を求む、身利の爲にす小人の吉なり、大人は否に當る時は、則ち道を以て自處る、豈に肯て枉て己れ道を屈して上に承順せんや、唯自其否を守る耳、身の否るは乃ち其道亨るなり、或人曰く上下交らす何の承る所かあらんや、曰く正なる時は則ち否る、小人上に順ふの心、未だ嘗て無んはあらざるなり、○陰柔に中正小人にて能く君子に包容承順の象、小人の吉道なり、故に占者是の如き時は則ち吉なり、大人は則ち當に其否を安守して後ち道亨へし、蓋し彼

○六三 包羞 中平

三爻陰柔不中不正を以て否に居

れ我に包承を以て、自ら其守を失ふへからざるなり、又切に上に近し、能く道を守り命を安するに非ず、窮すれば斯に盡るなり、小人の情狀を極る者なり、其包蓄ふ所、謀慮邪濫に至らずと云ふ所なし、羞耻すへし、○陰を以て陽に居て中正ならず、小人善を傷ふに志て未だ能はざるなり、故に包羞の象と爲す、然れども其未だ發せざる故に、凶咎の戒無し、

○九四 有命无咎 疇離社 大吉

四爻陽剛乾体を以て近君の位に居る、是れ否を濟ふ才を以ふ高位を得る者なり、上を

輔け否を濟ふに足れり、然れども君道方に否る時に當て、逼近の地に處れり、惡む所は功に居て忌るゝ

を取るに在る耳、若し能く動て必ず君命に出て、威柄一に上に歸せしむ、則ち咎無して其志し行れん、能く事をして、皆君の命に出さしむ時は、則ち時の否を濟ふへし、其疇類皆福祉に附離ん、離は麗なり、君子道行はる時は、則ち其類と 同して進て天下の否を濟ふ、疇社以離なり、小人の進も亦其類を以て同ふせり○否中に過ぬ將に濟んとする時なり、九四爻陽を以て陰に居て、其剛を極す、故に甚占命有て咎なしと爲す疇類三陽皆其福を稷るなり、命は天命をいふ、

○九五 休否 大人吉 其亡其亡 繫于包

五爻陽剛中正の徳を以て尊位に居る、故に能く天下の否を休息す大人の吉なり、大人位に當て能く其道を以て、天下の否を休息す、備て泰を致す、猶未か否を離れざるなり、故に其亡

桑 平

の戒あり、否既に休息して漸く將に泰に反らんとす、便ち安肆を爲すへからず、當に深慮遠戒し、常に否の復來らんを慮る、曰く其亡其亡矣、其繫于包桑とは、安固の道を爲して愈桑に纏繋る如きをいふ、桑の物たる其根深固なり、豈は叢生の者をいふ、其固こと尤も甚たし、聖人の戒深矣繫辭に曰く、危とすする者は其位を安する者なり、亡と云者は其存を保者なり、亂と云者は其治を有者なり、是故に君子は安けれども 危を忘れず、存すれども亡を忘れず、治れども亂を忘れず、是を以て身安して國安く保へしと

○陽剛中正を以て尊位に居り、能く時の否を休む大人の事なり、故に此爻の占 大人之に遇 時は則ち吉

なり、然れども又當に戒懼の事、繫辭の傳に云る所の如くなるへし、
○上九傾否先不後言先凶後吉
上九爻は否の終なり、物理極れば、必ず反る、故に泰極る時は則ち否、否極る時は則ち泰、上九否既に極るなり、故に否道傾覆し變するなり、先極る否後に傾は喜なり、否傾く時は則ち泰にして後に喜なり、○陽剛を以て否の極に、能く傾る時の否に居る者なり、其口先否て後に喜と爲す、

三正十一 親
九七五 天火同人 乾離下
離火歸魂 出現 内卦

子孫	妻財	兄弟	官鬼	子孫	父母	伏
戌土	申金	午火	亥水	丑土	卯木	戊午火
身應			世			冬 吉

正月卦 飛亥己水 春大殺世 夏 實 秋大殺世

卦象大意 同人、序卦に曰く、物否に終るへからず、故に之を受るに同人を以てす、夫れ天地交らざる時は則ち否と爲す、上下相同ときは則ち同人と爲す、否と義相反す、故に相次ぐ、又世の方に否る時は、必ず人と力を同じて乃ち能く濟ふ、同人の否に次ぐ所以なり、卦乾を上に離は下なり、二象を以て之を謂は、天は上に在る者なり、火の性は炎上して天と同じ、故に同人と爲す、二體を以て之を謂は五は正位に居て乾の主たり、二は離の主たり、二爻中正を以て相應す、上下相同し同人の義なり、又卦唯一陰衆陽の同く欲する所、亦同人の義なり、他卦固に一陰なる者在り、同人の時に在て二五相應す、天火相同し故に其義大なり、

白例 此卦は親なり、人外地に於て交りを結て情深し、契義斷金を爲す、求る所皆得て心に稱すと謂ふ事なし、又君子至誠を以て親昵深き卦なれば、常人も至誠を以て交る時は、百事意の如く、立身發達すへし、正直の者は意外の信用を得祉福を享く、若し之に反し爾險を行ふ徒か、此卦を筮し得ば、忽ち災殃に罹る凶卦と爲せり、亦結婚は平常なれども、婦人不貞の氣質の有無を能く聞知したる後に定るを要す、
例 此卦は劉文龍の外方に居て任官爵位を期望せし時、筮して得たる卦なり、後果して官職を獲て昇級し、本懐を遂て錦衣を着し、故郷に還しなり、常人も行ひ正しき者は、志望を達す事を得、劉文龍の如くなるへし、

○同人于野亨。利涉大川。利君子貞。
野は曠野をいふ、遠と外との義に取る、夫れ人に同する者、天下大同の道を以てす、則ち聖賢大公の心なり、常の人の同する者は、其私意の合ふ所を以てす、乃ち嘔比の情耳、故に必ず干野、嘔近の情、私する所ならず、郊野曠遠の地に于するといふ、既に私する所に乃ち至公大同の道に繫らす、遠として同しからずと云事なし、其亨る知ぬへし、能く天下と大同す、是れ天下皆之を同ふせり、天下皆同しとは、何の險阻といふか之を濟ふへからず、何の艱危と云ふ之れ亨るへからざらん、故に利涉大川、利君子貞とは、上于野と言は、止嘔比に非ざるをいふ、此に復い

ふ、宜しく君子の正道を以てすへし、君子貞とは、天下至公大同の道をいふ、故に千里の遠に居り、千歳の後に生ると雖も、符節を合すか如し、推て之を行ふ、四海の廣き兆民の衆も同じからざるなし、小人は則ち唯其私意を用ひ、比る所の者非なりと雖も、亦同じ、惡む所の者は是なりと雖も亦異にす、故に其同する所の者、則ち阿黨と爲す、蓋し其心正しからざればなり、故に同人の道君子の貞正と利しどあり、○離も亦三卦の名、一陰二陽の間に麗く、故に其徳を麗と爲し文明と爲す、其象火と爲し日と爲し、電と爲す同人は人と同するなり、離を以て乾に遇ふ火上にて天に同じ、六二爻位を得中を得て上九五に應す、又卦唯一陰にて五陽之に與する同じ、故に同人と爲す、干野とは曠遠にて私なきをいふ、亨る道あり、健を以て行く、故に能く涉川と、卦内文明にて外剛健なり、六二中正にて應有る時は、則ち君子の道なり、占者能く是の如なる時は、則ち亨て險を渉るへし、然れども必ず同ふ所、君子の道に合ふを乃ち利と爲す

○初九同人于門无咎言
初九爻は同人の初に居て係應なし、是れ偏私なし同人の公なる者なり、故に門を出て人に同すと爲す、門を出るは外に在るをいふ、外に在る則ち私昵の偏なし、其同も事博して公なり、此の如き時は則ち過咎なけん、○同人の初め未だ私主非ず、剛を以て下に在り上に係應なし、以て咎なかるへし、故に其象占此の如し、

○六二同人于宗吝言
六二爻は中正の道に在り、故に宗黨をいふなり、係應する所を同象占此の如し、

すは、是偏與する所なり、同人の道に在て私を狹と爲す、故に吝かるへし、一爻若し陽爻なれば剛中の徳とせん、乃ち中道を以て相同し私をなさし、○宗は黨なり、六二爻中に且つ正なりと雖も上に應あり、大同する能すして、私に係る吝の道なり、故に其象占此の如し、

○九三伏戎于莽升其高陵三歲不

興

三爻陽を以て剛に居て中を得ず、是れ剛暴の人なり、同人の時に在て志し同に在り、卦唯一陰諸陽の志し皆之に同せん事を欲す、三爻之比す、然れども二中正の道を以て五と相應す、三剛強を以て二五の間に居れり、奪て之に同うせんと欲す、理直からず義勝す、故に敢て顯發せず、伏三

藏兵戎于林莽之中と、惡を懷て内不直を負ふ、故に又畏懼して、時に升高陵一顧望す、此の如くにして至るに三歳之久一終に敢て興さす、此爻深く小人の情状を見る、然れども凶と謂ざる者は、既に敢て發せず故に、未だ凶に至らざるなり、○剛にて中ならず上に正應なし、二に同ふせんと欲し其正に非ず、九五の攻らるゝを懼る、

○九四乘其墉弗克攻吉言
四爻は剛にして中な正ら故に此象あり、

んと欲す、亦五と仇を爲す者なり、墉は垣限隔する所以なり、四切に五に近し墉を隔る如き耳、乘其墉之を攻んと欲す、義の直からずして、克ざるを知るなり、苟も自ら義の直からざるを知て攻る時は、則ち吉と爲さん、若し其邪欲を肆にして、反て義理を思ふ能はず、妄行攻奪する時は、則ち其凶大ならん、

三剛を以て剛に居る、故に其強を終て反する能はず、四剛を以て柔に居す、故に困有て能く反る義、能く反る時は則ち吉なり、義を畏て能く改む其吉宜なり、○剛にて中正ならず、又與に應するなし、亦六二同せんと欲すれども、三の爲に隔てらる、故に乘し難く攻る象と爲す、然れども剛を以て柔に居る、故に自反して不レ克レ攻の象あり、占者は是の如きなれば、是れ能く過を改て吉を得るなり、

○九五同人先號咷而後笑大

師克相遇

九五爻二爻に同じ、三爻四爻の二陽の爲に隔てらる、五自ら義直く理勝を以て、故に憤抑に勝す號咷に至る、然れども邪正に勝す、隔終に所を爲すも、必ず合事を得ん、後笑なり、大師克相遇とは、五と二と正應にして、二陽理に非ずして隔て奪んとす、必ず大師を用て之に克勝て、乃ち相遇とを得るなり、大師といひ克といふ者、二陽の強を見ればなり、九五君位にして爻人君同人の義を取らざる者、蓋し五専ら私を以て二に應し、其中正の徳を失す、人君當に天下と大同すへし、而るに獨り一人私するは君道に非ず、又先隔る時は號咷て、後に遇時は笑ふ、是私匿の情大同の体に非ず、二の下に在る宗を同するを以て尙ふ、吝と爲す、况や人君をや、五既に君道に於て取る事なり、故に更に君道を言すして、二人心を同す間隔すへからざる義を明にす、繫辭に曰く、君子の道或は出て或は處り、或は黙し或は語り、二人心を同す其利金を斷つ、中誠の同き所出處語黙同しからすと云事なし、天下能く隔る事なきなり、同と云者一なり、一は分つへからず、分ては乃

ち二なり、一以て金石を通し水火を冒すへし、入る事能はずと云ふ所なし、故に其利斷金といふ、其理至微なり、故に聖人之を贊して曰く、同心の言、其臭蘭の如し、其言を意味深長なるをいふなり、○五爻は剛中正、二柔中正を以て下に相應して、心を同する者なり、而して三四の爲に隔らる、其同き事を得ず然れども義理の同ふ所の物、得て之を聞す、故に此象あり、然れども六二柔弱にて三四剛強、故に必ず大師を用て以て之に勝つ、然る後に相遇ふ事を得るなり、

○上九同人于郊无悔

郊は外にあり、遠き地に同を求る者、必ず相親み相與す、上九外に居て應なし、終に與に同き者なり、始め同する事ある時は、則ち終に至て、或は嗟悔あり、遠に處て與なし、故に同きなしと雖も亦悔なし、同せんと欲するの志し遂すと雖も、其れ終に悔る所なきなり、○外に居るに應なし、物與に同する事なし、然れども亦悔なかるへし、故に其象占此の如し、郊は野の内在り、未だ曠遠に至らず、但荒僻にして與同きなき耳、

六 親 巳火 未土 己金 甲土 寅木 子水 乘甲土 春吉

二 四 六 火天大有 乾上 離下

八 十 十二 乾金 歸魂 出現

官鬼 父母 兄弟 父母 妻財 子孫 伏卯乙木 冬吉

正月卦 秋凶

卦象大竟 大有

序卦に曰く、人と同き者は、物必ずこれに歸す、故に之を受るに大有を以てす、夫れ人と同き者物の歸する所なり、大有の同人に次く所以なり、卦火天の上在りと爲す、火の高に處る其明遠に及ぶ、萬物の衆き照見さるなし、大有の象と爲す、又一柔尊に居て、衆陽並應す、尊に居て柔を執り、物の歸する所なり、上下之に應す、大有の義と爲す、大有は盛大豊有なり、

占切

此卦は寛なり、柔徳の尊位を得て官爵日に實り、惡を掩ひ善を揚ぐ、財を豊にして義を和す、廣く納て成物の美を包容す、又天降の慶福を享る時の卦なり、有徳の者は此の如しと雖も、常人は徳行に乏しければ、却て位負の意あり、故に貨財の損耗等の難苦あり、或は親戚朋友婦人等に附て難む事あらん、然れども正しき素行の者、又慎重深き者は、諸事成就あらん、又病者は筮せは、頗る危篤の時と知るへし、**例語** 此卦は蘭相如か、秦へ璧を取戻しに行時、筮して之を得たり、相如は趙王の重臣なり、趙の惠文王嘗て楚の和氏か璧を得て秘藏せり、秦王其璧を望み、遂に強請して之を有す、趙王常に其璧の惜めり、相如秦王を謀て瑕あると謂ひ、取戻して趙王に獻納す、其功勞に由て上卿と成れり、是れ一身を賭して期望を達せしものなり、

○大有 元亨

卦才を以て大に亨なり、凡る卦の徳卦の名あり、自ら其義の者あり、比卦は吉、謙卦は亨と云か如き是なり、其卦の義に由て、則ち訓戒を爲す者なり、師は貞に

大人吉、同人は于野と云か如し、卦の才を以て謂ふ者あり、大有は元に亨と云是なり、剛健文明に由て天時に行に應す、故に能く亨なり、○大有は有する所の大なり、離は乾の上に居て火天の上に在り、照すと云所なし、又六五爻一陰尊に居て中を得五陽之に應す、故に大有と爲す、乾健離明尊に居て天に應す、亨る道なり、占者其徳ある時は、**○初九 无交害 匪咎 艱則无咎 中平** 則ち大善にして亨るなり、

初九爻大有の初に居て未九盛に至らず、身に處て應與なし、未九驕盈の失非す、故に无交、害とは、未九害に涉らざるなり、大凡る富有害あらざるは辭し、子貢か賢を以て、未九盡く免る能はず、况や其下なる者をや、匪咎艱則无咎とは、言は富有本と咎あるに匪す、人富有に因て自ら咎を爲す耳、若し能く富有に亨て處り難きを知る時は、則ち自ら咎なからん、富有に處て思艱、競長る能はざる時は、則ち驕侈の心生せん、咎ある所以なり、○大有の時に當ると雖も、陽を以て下に居る、上に係應なくして事の初に在り、未九害に涉らざる者なり、何の咎か之れあらん、然れども亦必ず艱み以て、之に處る時は則ち咎なし、占者に戒む宜く是の如くなるへし、**○九二 大車以載 有攸往 无咎 大吉** 九二爻陽剛を以て居る

六五爻の君の爲に倚任する所、剛健なる時は則ち才勝る、柔に居ては則ち謙順なり、中を得る時は則ち過る事なし、其才此の如く、能く大有の任に勝る所以、大事の材強壯にして、能く勝て重物を載か如し、任

重して行と遠かるへし、故に有^レ攸^レ往而无^レ咎^{ナリ}、大有^ノ豊盛の時^ニ有^レして未^レ九^ニ極^ラず、故に二の才^ヲを以^テ往^キて咎^ナかるへし、盛極^ニ至^ル時は、則ち往^クへからざるなり、○剛中下に在^リる應^ニ上^ニに得^タり、大車^ノ以^テ載^ルの象^ト爲^ス、有所^ニ往^ス是^ノ如^シ咎^ナかるへし、占者^ハ必ず此^ノ德^ヲ有^テ、乃^チ其^ノ占^ニ應^ゼん、

○九三公用亨于天子小人

弗克[○]大吉 三爻^ハ下体^ノの上^ニに居^テ、下^ニに在^テて人^ノの上^ニに居^ル、諸侯^ノ人君^ノの象^{ナリ}、公侯^ハ上天子^ニに承^ク、天子^ハ天下^ノの尊^ニに居^ル、率土^ノの瀛^ノ王^臣に非^ズと謂^フ事^ナし、下^ニに在^ル者^何る、敢^テ其^ノ有^ヲを專^ニにせん、凡^ソ土地^ノの富^ミ人民^ノの衆^キ、皆^ハ王者^ノの有^{ナリ}、此^レ理^ノの正^{ナリ}、故^ニ三爻^ハ大有^ノの時^ニ當^テ諸侯^ニに居^ル、其^ノ富^盛を有^テ、必ず用^テて天子^ニに亨^通す、所謂^ハ其^ノ有^ヲを以^テて天子^ノの有^ト爲^スと爲^ス、乃^チ人^臣の常^ノの義^{ナリ}、若^シ小人^ノ之^ニに處^ラは、則^チ其^ノ富^有を專^ニにして、私^ニに爲^シて己^ニに公^トにし、上^ノの道^ニに奉^スるを知らず、故^ニ小人^ノ弗^レ克^{ナリ}といふ、○亨^ハ春秋^傳、享^ニに作^ルる朝^ノ獻^ヲをいふなり、古^ハ亨^通の享^ト、享^ノ獻^ノの享^ト、烹^飪の烹^ト皆^ハ亨^ノの字^ニに作^ル、九三爻^ハ下^ノの上^ニに居^ル、公侯^ノの象^ト、剛^ニにして正^ヲを得^タり、○上^ニに六五^ノの君^{あり}、中^を虚^{にし}賢^下る、故^ニ亨^レ天子^ノの象^ト爲^ス、占者^ハ其^ノ德^{ある}時は、其^ノ占^是の如^シ、小人^ノ剛正^ノの德^{なき}は、則^チ此^ノ爻^ヲを得^ルとも、當^ル能^はざるなり、

○九四匪其彭无咎

九四爻^ハ大有^ノの時^ニ居^テ巴^中を過^タり、是^レ

所謂^ハ能^ク謙^損して處^ラざる乎、其^ノ太^盛なるに則^チ無^レ咎^ヲを得^ん、四爻^ハ近^君ノ高^位、苟^モ太^盛なるに處^ル時は、則^チ凶^咎を致^シ、彭^ハ盛^多ノ貌^{ナリ}、○彭^ノ字^音義^未詳、程^傳に曰^ク彭^ハ盛^{なる}貌^ト、理^或は當然^{ならん}、六五^柔中^ノの君[、]四爻^剛を以^テて之^ニに近^ク僭^僭の嫌^{あり}、然^レれども其^ノ柔^に處^ルか故^ニ、其^ノ盛^を極^スる象^有て無^レ咎^ヲを得[、]占者^ハ極^スる象^有て無^レ咎^ヲを得[、]占者^ハを戒^ヒ、宜^ク是^ノ如^クなるへし

○六五厥孚交如威如吉

六五爻^ハ大有^ノの時^ニ當^テて君^位に居^ル、

虚^中を孚^信の象^ト爲^ス、人君^柔を執^リ中^ヲ守^テ、孚^信を以^テて下^ニに接^ル時は、則^チ下^も亦^其信^誠を盡^シて上^ニに事^ス、上下^孚信^相交^ルなり、柔^を以^テて尊^位に居^リ、大有^ノの時^ニ當^テて人心^安易^ス、若^シ專^ラ柔^順を尙^ム時は、則^チ陵^慢生^ゼん、故^ニ必ず威^如なる時は則^チ吉^{ナリ}、威^如は威^嚴ある謂^フなり、既^ニ柔^和孚^信を以^テて下^ニに接^ル、衆^ノ志^一し説^ハ從^ム、又^威嚴^有て之^ヲを以^テて畏^ル事^あらしめは、善^ク有^ニに處^ル者^{ナリ}、吉^{なる}事^知るへし、○大有^ノの世^柔順^にて中^{ナリ}、尊^位に處^ル、己^を虚^{にし}九二爻^ノ賢^ニに應^ズ、上下^是に歸^ス、是^レ孚^信の交^リしなり然^レれども君^道は剛^を貴^ム、太^柔なる時は則^チ廢^ス、當^ニ威^を以^テて是^ヲを濟^ムへし、則^チ吉^{ナリ}、故^ニ其^ノ占^ニ應^ゼん、此^ノ如^シ、亦^戒辭^{ナリ}、

○上九自天祐之吉无不利

上九爻^ハ終^ニに在^テ、无^レ位

の地^に居^ル、是^レ大有^ノの極^ニに其^ノ有^ニに居^ラざる者^{ナリ}、離^ノ上^ニに處^ル明^ノの極^{ナリ}、唯^至明^其有^ニに居^ラざる所以[、]過^極に至^ラざるなり、有^極て處^ラざる時は、則^チ盈^滿ノ災^{なし}、能^ク理^に順^ム者^{ナリ}、五^ノ孚

信其上を履む、誠信を踏履の義と爲す、五爻は文明の徳、上能く志しを降して、是に應ずあり、賢を尙ひ善を崇ふ義と爲す、其處る此の如し、吉道の至なり、自ら當に其福慶を享るへし、自天祐之行ひ天に順ひ天祐を獲る、故に往く所皆吉なり、无所不利也、○大有の世、剛を以て上に居り、能く下六五に從ふ、是れ信を履み順を思て賢を尙ふなり、滿れども溢れず、故に其占此の如し、



卦象大意 謙

序卦に曰く、大有なる者以て盈へからず、故に是を受るに謙を以てす、其有つ既に大なり、盈滿に至るへからず、必ず謙損に在り、故に大有の後是を受るに謙を以てすなり、卦坤を上に艮を下とす、地中に山在り、地の體は卑下、山は高大の物にて、地の下に居る謙の象なり、崇高の徳を以て、卑下に處れり謙の義なり、

占例 此卦は退なり、日月は盈滿あれども、人生は謙讓を虧る事あり、謙謙たる君子は、人を尊敬し自卑す、謙讓を用ふるに利あり、萬事違ふ事なし、總て謙徳を以て百事を處するに在り、然るに當世の俗高慢誇言を以て得意となせり、高慢の者暴威を揮ふと雖も、若し賢者に遇は、忽ち萎靡の醜體を現出の者

多し、故に常人も君子の行を則て先に屈する者、後に伸るを得て意の如くならん、不遜無禮の者百事を破り成功蓋し鮮少し、却て困難陥る、人に順ひ能く謙讓の者は吉なり、萬事控目を利と爲す、病者は長症不治の者と知るへし、

例 此卦は唐の玄宗皇帝、安祿山が反亂作るに及て、避て蜀に行幸ありし時、筮して得玉ひたり、而れども祿山は遂に安慶緒に殺され、乃ち餘兵潰走し騷亂平きて、亦長安の都に還幸おはしましけり、常人の此卦に遇者、謙讓ならされは、災厄に罹る恐れあり、百事謙讓を旨と爲すへし、

謙亨 君子有終

謙に亨る道あり、其徳有て居らす、之を謙といふ、人謙異を以て自ら處らば、何處に往てか亨さらんや、君子有終とは、君子志し謙異

に存し理に達す、故に天に榮て競す、内充るか故に退讓して矜す、謙に安履して身を終る迄易す、自卑すども人益々之を尊ふ、自晦すれども徳益々光顯なり、此れ所謂君子有終なり、小人に在る時は、則ち欲あれは必ず競ふ、徳有れば必ず伐り、勉て謙を慕はしむも、亦安行して固く守る能はず、終ある能はざるなり、○謙と云は有て居らざる義、内に止て外に順ふ謙の意なり、山は至て高して地は至て卑し、乃ち其下に止り屈す謙の象なり、占者是の如なる時は、則ち亨通して有終矣、有終とは先に屈して、後に伸る事をいふなり、

○初六 謙謙君子 用涉大川 吉 自

初六爻柔順を以て謙に處る又一卦の下に居る、自ら卑

下に處るの至りと爲す、謙し又謙すなり、故に謙謙といふ、能く是の如くなる者は君子なり、自ら至謙に處る、衆の共に與す所なり、用て陰難を渉るも亦患害なけん、况や平易に居るをや、何ぞ吉ならざる所かあらん、初謙に處て柔を以て下に居る、謙に過るなき事を得ん、曰く柔下に居る乃ち其常なり、但其謙の至るを見る、故に謙謙と爲す、未だ其失を見ざるなり、○柔を以て下に處れり謙の至なり、君子の行ひとす、此を以て難を渉らば、何に往として濟さらん、

○六二。鳴謙貞吉。 二爻柔順を以て中に居り、

故に占者是の如くなれば、則ち利を渉る川とす、

是を謙徳中に積と爲す、謙徳中に充積す、故に外に發はる、聲音顔色に見はる、故に鳴謙といふ、中に居て正を得たり、中正の徳あり、故に貞吉と云、凡そ貞吉は貞にして吉なりと爲す者あり、貞を得る時は則ち吉と爲る者あり、六二の貞吉は自ら有す所なり、○柔順中正謙を以て聞る事あり、正して且つ吉なる者なり、故に其

○九三。勞謙君子。有終吉。

三爻は陽剛の徳を以て下体に住居て衆陰の爲に宗とする所、履と其位を得下の上爲り、是れ上君の爲に任せられ、下衆の爲に従はる、功勞有て謙徳を持す者なり、故に曰く勞謙すと、古人是に當る者あり、周公是なり、身天下の大任に當て、上幼弱の主に奉して、謙恭し自牧養養として畏るか如く然り、勞有て能く謙すと謂ふへし、既に能く勞謙すと、又須く君子是を行て有終は則ち吉なるへし、夫れ高さを樂み勝を喜は人の常情、平時能く謙すと固に己に鮮し、况や功勞有て尊

ふへきものをや、謙の善を知て勉て之を爲さしむとも、若し矜負の心忘さる如し、則ち常に久き能はず其有終を欲すも得へからず、唯君子謙順を安履して、乃ち其常に行ふ、故に久して變せず、乃ち所謂有終、有終則ち吉なり、九三剛と以て正に居る終を能くする者なり、此爻の徳最も盛なり、故に象辭特に重しとす、○卦唯一陽下の上に居れり、剛にて正を得たり、上下の歸する所、功勞有て能く謙す、尤も人の難しとする所、故に有終吉なり、

○六四。无不利撝謙。 四爻は上体に居て切に君位に近し、六五爻の君、又謙柔を以て自ら處る、九三爻大功徳有て上の爲に任せられ、衆の宗とする所、而して其上に居る、當に恭畏し謙徳の君に奉す、卑異して勞謙の臣に讓るへし、動作施爲不利撝謙と云所なし、撝は施布の象、人の手撝する如し、動息進退必ず其謙を施す、蓋し多懼の地に居る、又賢臣の上在る故なり、○柔正を得上にして能く下る、其占利しからずと云事なし、然れども九三の上に居る故に戒るに、當に其謙を發揮すへし

○六五。不富以其鄰。利用侵伐无

不利。富は衆の歸する所、唯財能く人を聚るを爲す、五爻君位の尊を以て、謙順を執て、下に接る、衆の歸する所なり、故に富すして能く其鄰となり、鄰は近なり、富すして人の親むを得たり、人君と爲て謙順を持す、天下の心を歸す所なり、然れども君道専ら謙柔を尙ふへからず、必ず須

威武相濟て、後能く天下を懷服すべし、故に利三用行二侵伐一なり、威德並著し、然る後君道の宜きを盡して、无所不利也。蓋し五爻謙柔當に過るを防ぐへし、故に此義を發す、柔を以て尊に居る、上に在て能く謙なる者なり、故に不富而能以三其鄰一の象と爲す、蓋し之に従ふ者衆し、猶未だ服せざる者在る時は、則ち之を征すに利あり、他事に於ても亦无し不利と、人是德あるは則ち其占の如し

○上六。鳴謙。利用行師。征邑。



上六爻柔を以て柔順の極に處る、又謙の極に處る、謙を極る者なり、極謙を以て反て高に居る未だ其謙志を遂るを得ず、故に聲音に發するに至る、又謙の極に處る亦必ず聲色に見はる、故に鳴謙といふ、天位の地に居て、天下の事を任するに非すと雖も、然れども人の己を行ふ、必ず須く剛柔相濟へく、上爻は謙極なり、太甚に至る時は、則ち反て過たりと爲す、故に利三剛武を以て自治に在り、邑國は己か私有、行師とは剛武を用るをいふ、征三邑國一とは、自ら其私を治るをいふ、○謙極て聞る事あり、人の與す所故に用て師を行るべし、然れども其質柔にて位なきを以て、故に己か邑國を征すへき而已、

六	十二	二	四	親
震	雷	地	豫	坤
木	上	下	上	下
一世	外	來	現	
妻財	官鬼	子孫	兄弟	子孫
庚土	庚金	庚火	卯木	己火
未土	申金	午火	乙木	未土
飛	未	乙	土	土
五月	卦	伏	庚	子
冬	凶	秋	吉	吉

卦象大意 豫

序卦に曰く、有大にて能く謙す時は必ず豫す、故に之を受るに豫を以てす、二卦の義、封震を上にし坤下なり、順動の象、動て和順す、是を以て豫ひなり、九四動の主たり、上下の群險共に應する所なり、坤又之を承るに順を以てす、是を以て動て上下順ひ應す、故に和豫め義と爲す、二象を以て之を言は雷地上に出つ、陽始め地中に潛閉す、其動て地を出るに及て、其聲を奮發して通暢和豫す、故に豫と爲すなり、

占例

此卦は悦なり、雷地より出て、豫を開き翼を翫つ、天地順ひ動て日時忒す、先生禮を制し殷に薦て德を崇む、凡そ事疑なく上下悦ふなり、故に常人も立身出世に遇ふ時とす、能く時期を謀り進まは志望を達す事を得へし、新事業を起す意あり、蓋し怠慢なる時は驚く事あり、慎て進めは吉なり、又住處を移轉の事あるへし、又住處に附て艱苦爲す者在り、結婚は吉兆あれども婦人の家に口舌あらん、

例証

此卦は諸葛孔明か、南蠻を討時に筮し、之を得たり、便ち必勝を知りしと、孔明は兵學に精通し將畧に富む、且又治國に長せり、昭烈帝に奉仕し蜀漢の丞相と爲り、幼主を輔佐し、誠心を開き公道を布き、刑政峻と雖も怨者なし、一身を以て國に盡し、終に魏を伐ち營中に卒す、帝歎詔して忠武と諡を賜りたりしとぞ、

○豫利建侯行師

豫は順て動く豫の義とす、所利在於建侯行師と、夫れ建侯侯服す、兵師の興る衆心和悦の時、則ち順從て功あり、故に悦豫を道、利於建侯行師也、又上動て下順ふ、諸侯王師に従ひ、衆令に順ふ衆、萬邦に君とし大衆を聚め和悦に非すんは、之に服從せしむる能はざるなり、○豫は和樂なり、人心和樂して其上に應すなり、九四爻の一陽上下之に應す、其志し行く事を得たり、又坤を以て震に遇ふ、順て動て爲す、故に其卦を豫と爲す、其占君を立て師を用るに利しと爲す

○初六鳴豫凶

初六爻陰柔を以て下に居る、四爻は豫の主なり之に應す、是れ不正の小人、豫に處て上の爲に寵す所と、其志意滿極其豫に勝すして、聲に發すに至る、輕淺是の如し、必ず凶に至るなり、鳴は聲に發すなり、○陰柔の小人上に強援有て、時を得て事を主る、故に其豫に勝すして、自ら鳴る凶の道なり、故に其占此の如し、卦の名を得る、本と和樂と爲す、然れども卦の辭衆樂と爲す、爻の辭九四爻卦と同きを除て、外皆自樂と爲す、吉凶の異あり

○六二介于石不終日貞吉

逸豫の道放す時は則ち正を失す、故に豫の諸爻多く正を得ず、才時と合り、唯六二の一爻中正に處る又應なし、自守る象と爲す、豫の時當て、獨り能く中正を以て自守る、特立の操と謂へし、是れ其節介は石の堅か如し、介于石とは、其介石の如くなり

り、人の豫樂に於る心之を悦ふ、故に遲遲として、遂に耽戀し已と能はざるに致すなり、其去との速なる不俟し終日と、故に真正にして吉なり、豫に處て安く且つ久とすへからざるなり、久き時は則ち瀾る二爻爻を見て作る者と謂へき如きなり、夫子因て二の爻を見るに極て、爻を知る道をいふ、曰く、爻を知るは其れ神乎、君子は上に交て諸はす、下に交て演す、其れ爻を知る手、爻は動の微にて吉の先つ見る者なり、君子爻を見て作つ不俟し終日と、易に曰く介于石不終日貞吉なりと、介、石の如し、寧ろ日を終る事を用んや、斷に離ぬへし、君子は微を知る時は彰を知る、柔を知る時は剛を知り、萬夫の望なりとの玉ふ、夫れ事の幾微を見る者は、其れ神妙なる乎、君子は上に交て諸ふに至らず、下に交て演るに至らざる者は、蓋し幾を知るなり、幾を知らざる時は則ち過るに至て已す、上に交るに恭異を以てす、故に過る時は則ち諂ふ事を爲す、下に交るに和易を以てし、故に和易を以てす、故に過る時は則る演る事を爲す、君子は幾微を見る、故に過るに至らざるなり、所謂幾といふは始て動の微なり、吉凶の端先つ見るへくして、未だ著れざる者なり、獨り吉をいふ者、之か先に見る、豈に復凶あるに至らんや、君子は明哲事の幾微を見る、故に能く其介石の如し、其守る事既に堅き時は、則ち感ずして明かなり、幾を見て動く豈に俟し終日也、斷は別なり、其判別見つへし、微と彰と柔と剛と相對する者なり、君子微に見る時は則ち彰を知り、柔を見る時は則ち剛を知る、幾を知る事は是の如し、衆の仰く所なり、故に之を贊して萬夫の望といふ、○豫は樂を主とすと雖も、人を瀾し易し、則ち反て憂ふ、卦獨り此爻中に正を得た

り、是れ上下皆豫に溺て、獨り能く中正を以て自守る、其介石の如きなり、其徳安靜にて堅確なり、故に其思慮明審にて不俟終日と、事の幾微に見るなり、大學に曰く安而后能慮、慮而后能得意、正と此の如し、占者はの如く、○六三二肝豫悔遲有悔、六三爻陰にして陽に居る不中正の人なる時は、則ち正して吉なり、

○六三二肝豫悔遲有悔 居る不中正の人なり、不中正を以て豫に處る、動は皆悔あり、肝は上視るなり、上四爻を瞻望する時は、則ち四の取られざる爲に、故に悔あるなり、四は豫の主之と切近し、苟も遲遅し前まず、則ち棄絶せられて亦悔る有り、蓋し身を處く事正しからず、進退皆悔吝あり、當に之の如き何すへき、身を正しするに在る已而、君子己を處くに道ある事、禮を以て心を制す、豫の時に處るも中正を失す、故に悔なし、○肝は上視るなり、陰不中正にして四爻に近し、四は卦の主たり、故に六三上四爻を視て下豫に溺る、宜く悔あるへき者なり、故に其象此の如し、其占事當に速に悔へ、

盍簪 卦

豫の豫たる所以の者は九四爻に由れり、動の主たり、動て衆陰、悅順ふ豫の義と爲す、といふ、大に得る事あり、大に其志しを行ふ事を得、以て天下の豫を致すといふ、明を疑ふなき時は、盍簪とは、四大臣の位に居る、柔弱の君に承て、天下の任に當る危疑の地なり、獨り上の倚任に當て、

○九四由豫大有得勿疑朋

下同徳の助なし、疑る所以なり、唯當に其至誠を盡して疑慮ある事勿るへし、則ち朋類自ら盍る聚るへき、夫れ上下の信を欲す、唯至誠而已、苟も其至誠を盡す時は、何る其助け無き事を患んや、簪は聚なり、簪を簪と名づく、髮を聚るに取れり、或は卦唯一陽安る同徳の助を得ん、上位に居る至誠を以て助を求ては、理必ず之を得んか、姤の卦九五に曰く隕る事在り天よりすと云是なり、四陽剛を以て近君の位に迫り、専ら豫に主たり、聖人宜なり之か、戒を爲して、然りとせざる者、豫は和順の道なり、和順の道に由て、臣爲るの正を失はざるなり、此の如くして専ら豫の主たり、是天下の事に任し時を豫に致すなり、故に唯戒るに至誠を以て疑ふ勿れといふ、○九四爻は卦の由て豫事を爲る所の者なり、故に象占此の如にして其占大に得る有りと爲す、然れども又當に至誠を疑はざるへし、則ち朋類合て之に従ん、故に又因て之を戒む、

○六五貞疾恒不死

六五爻陰柔を以て君位に居る、豫の時に當て、豫に沈溺して自立する能はざる者なり、權の主とする所衆の歸す所、皆四爻に在り、四の陽剛衆を得る、就感柔弱の君の能く制す所に非ず、乃ち柔弱にて自立し能はざる君、制を專權の臣に受るなり、居る事君位を得るは貞なり、制を下に受る疾苦あるなり、六尊位に居て失權すと雖も、位未だ亡ざるなり、故に貞疾、恒不死と、言は貞にして疾あり、常に疾て死せざる、漢魏末世の君の如し、人君危亡を致す道一に非ず、而れども豫を以てするを多しと爲す、四に在て正を失を言す、五に於て乃ち其強逼の者を見は、

四本と失なし、故に四に於て大臣天下の事に任する義を言ひ、五に於ては則ち柔弱尊に居て自立の事能はず、威權已を去る義をいひ、各爻に據て義を取る故に同じからざるなり、若し五君道を失すして四爻豫に主たらば、乃ち是れ其人に任し得て其功を安享せん事、大甲成王の如くならん、蒙の卦も亦陰を以て尊位に居る、二陽を以て蒙の主たり、然れども彼は吉にして此は疾ある者は、時同しからざればなり、童蒙にして之を人に資らるゝ事宜なり、耽豫にして之を人に失ふは危亡の道なり、故に蒙相應の時は、則ち倚任する者なり、豫相通す時は則ち權を失ふ者なり、又上下の心事、四に歸すればなり、○豫の時に當て柔を以て尊に居る、豫に沈溺す、九四爻の剛に乗る、衆附すして勢の危に處る、故に貞疾の象と爲す、然れども其中を得る、故に恒不死の象と爲す、象に即て占を觀るに其中に在り、

○上六。冥豫成有渝无咎

上六 冥 豫 成 有 渝 无 咎

陰柔にして、中正の徳有るに非ず、陰を以て上に居る不正なり、豫極る時に當て、君子を以て斯時に居る亦當に戒懼すへし、况や陰柔をや、乃ち豫に耽溺に昏迷して反るを知らざる者なり、豫か終に在り、故に昏冥已に成ると爲すなり、若し能く渝變ある時は則ち咎なかるへし、豫の終に在る變の義あり、人の失荷も能く自變せは、皆咎なかるへし、故に冥豫已に成ると雖も、能く變する時は則ち善なり、聖人此義を發す事は、善に遷るを勸る所以なり、故に更に冥の凶を言す、専ら渝の咎なきを謂ふ、○陰柔を以て豫の極に居る、豫に昏冥の象と爲す、其動体を以て故に又其事成と雖も、而も能く渝事ある象と爲す、

す、占者に戒む、是の如くなる時は、則ち能く過を補て咎なし、善に遷る門を廣くす所以なり、

六 親
七 五 三
澤 雷 隨 震下
正 十一 九 兌上



七月卦
震 庚土 春 平
兌 庚土 秋 凶

卦象大莫隨

序卦に曰く豫は必ず隨ふ事あり、故に之に受るに隨を以てす、夫れ悅豫の道物隨を動と爲す、説て動く動て説ふ、皆隨ふ義女は人に隨ふ者なり、少女を以て長男に従ふ隨ふ義なり、又震を雷と爲し、兌を澤と爲す、雷澤中に震ふ、澤隨て動く隨の象なり、又卦の變を以て之を言は乾の上來て坤の下に居る、坤の初め往て乾の上に居る、陽來て陰に下れり、陽を以て陰に下る、陰必ず説ひ隨ふ義と爲す、凡そ卦を成す、既に二體の義に取る、又爻の義に取る者あり、復更に卦變の義を取る者あり、隨の義を取るか如き詳に備れりと爲す、

白例

此卦は順なり、上剛にて下柔なり、時の義に隨ふ、故に改て鼎新なり、衆美俱に至る、士子官を得宜しく祿位を増すへし、凡そ百事必ず遂ふ、吉にして利しからすと云事なし、又物に隨ひ物來て己に隨ふ、彼此相從ふ故に、人に從て事を爲す吉なり、老樹の繁茂の意あり、物變て吉事顯る事あり、

故に故郷を去て移轉して發達せり、又隱退龍居爲す者あり、女難を慎め諸事成就すへし、
例證 此卦は齊の將孫臋か、秦を破る時に筮して得たる卦なり、便ち決定して必勝を察知せり、孫臋は齊の宣王の軍師と爲り、王の世に魏軍を破り、太子申を虜にして、大勝を得たる智謀の將なり、

○隨元亨利貞无咎

隨の道大に亨る、君子の道衆の隨ふ所、爲に己れ人に隨ふと及ぶ事に臨み隨ふ所を擇み皆隨なり、隨ふ事其道を得るは、則ち大に亨る事を致すへし、凡そ人君の善に従ふ、臣下の命を奉し、學者の義に従ふ、事に隨て長に従ふ皆隨なり、隨の道貞正に在るに利し、隨ふ其正を得て、然る後能く大に亨て咎なし、其正を失ふ時は、則ち咎あり、豈に能く亨んや、○隨は從ふなり、卦の變を以て之を言は、本と困卦より九來て初に居る、又巽隨より九來て五に居る、未濟より來る者は此二變を兼ね、皆剛來て柔に隨ふ義、二体を以て之を言は此動を爲す、彼れ説ふ亦隨ふ義、故に隨と爲す、己れ能く物に隨ひ、物來て己に隨ふ、彼此相從ふ、其通する事易し、故に其占元に亨ると爲す、然れども必ず利於貞、乃ち得无咎、若し隨ふ所貞ならざる時は、則ち大に亨ると雖も、咎有るを免れず、春秋傳に魯姜か云く、是四徳在り隨て无咎、我皆之れなし、豈に隨ふならんや、今四徳を按するに、本義に非ず
○初九官有渝貞吉出門交
と雖も、然れども其下云々深く占法の意を得たり

有功

初九爻隨の時に居て體を震にす、且つ動きの主、隨ふ所ある者なり、官は主守なり、既に吉なり、有渝正を得ざるは乃ち過動なり、出門交有功とは、人心の從ふ所親愛する所の者多きなり、常の人情之を愛す時は、則ち其是を見る、之を惡む時は則ち其非を見る、故に妻孥の言失ありと雖も、而も從ふ事多し、憎む所の言善なりと雖も、惡と爲すなり、苟も親愛を以て之に隨ふ時は、則ち是れ私情の與す所、豈に正理に合んや、故に出門而交則有功也、出門とは、私暱に非ざるをいふ、交るに私を以てせず、故に其隨ふ事當に有功なり○卦は物の隨ふを以て義と爲す、爻は物の隨ふを以て義と爲す、初九爻陽を以て下に居り震の主たり、卦の隨ふ事を爲す所以の者なり、既に隨ふ所ある時は、則ち偏主する所有て其常を變ず、惟其正を得る時は則ち吉なり、又當に出門以交へし、其隨ふを私せざる時は、則ち有功也、故に其象占此の如し、亦因て之を戒む、
○六二係小子失丈夫
二爻五爻に應し初に比す隨ふ事は近を先にす、柔固く守る能はず、故に之を戒を爲すと云、若し係小子則失丈夫一也、初陽下に在るは小子なり、五の正應上に在るは丈夫なり、二若し志し初に係る時は、則ち九五の正應を失ふ、是れ失丈夫一也、係小子二而失丈夫一とは、正應を捨て不正に従ふ、其咎大なり、二中正の徳あり、必ず是の如きに至るに非ざるなり、隨ふ時に在て、當に之か戒を爲すへし、○初陽下に在て近し、五陽正應にて遠し、二陰柔自

守る能はず、正應須こと有り、故に其象此の如し凶咎知るへし、言を假らざるなり、

○六二二係丈夫失小子隨有求

得利居貞自

丈夫は九四爻なり、小子は初爻なり、陽の上在る者丈夫なり、下に居る者小子なり、三爻初爻と体を同すと雖も、而も切に四爻に近し、故に四爻に係るなり、大抵陰柔自立し能はず、常に親く近く所の者に係る、上四爻に係る故に下初を失す、初を捨て上に従ふ、隨ふの宜きを得たり、上に隨ふ時は則ち善なり、昏の明に隨ひ事の善に従ふ如き、上に隨ふなり、是に背て非に従ふ、明を含て暗を逐は下に隨ふなり、四爻亦應なし之に隨ふ者なし、近く三に隨ふを得て必ず之と親く善し、故に三の四に隨ふ、求る事あれば必ず得るなり、人の上に隨ふ上之に與す、是れ求る所を得ればなり、凡る求る所の者得へし、然りと雖も固に非理枉道して上に隨て、苟も愛説を取て求る所を遂く、此の如くなるは乃ち小人邪諂趨利の爲なり、故に利居貞と云、自ら正に處る時は則ち所謂求る事有て、必ず得る者は乃ち正事君子の隨ふなり、○丈夫は九四爻をいふ、小子は亦初爻を謂ふなり、三爻近く四爻に係て初爻に失す、其象六二爻と正に相反す、四爻陽任に當る而已、之に隨ふ求る事有て必ず得、然れども正應に非ず、故に正不にあり、邪媚の嫌ひなし、故に其占此の如し、而して戒に以居貞也。

○九四隨有獲貞凶

有孚在道以明何咎

九四爻陽剛の才を以て臣位の極に處る、若し於隨有獲則ち正なりと雖も亦凶し、有獲とは、天下の心已

に隨ふ得るをいふ、臣たる道當に恩威をして一に上に出で、衆の心皆君に隨はしむへし、若し人心已に従へば危疑の道なり、故に凶し、此地に居る者奈何、唯孚誠中に積り、動爲放道に合て、明哲を以て之に處る時は、則ち何の咎あらん、古人之を行ふ者あり、伊尹、周公、孔明是なり、皆徳民に及ふ、民之に隨ふ其れ民の隨ふ事を得る事、其君の功を成し、其國の安を致す所以、其れ至誠中に存す、是れ孚有るなり、其施爲する所道に中なりすと云事なし、道に在るなり、其れ明哲なるか故に能く是の如し、明を以てするなり、復た何る過咎これあらん、是を以て下信して、上疑す位極て上逼るの嫌なし、勢重して強を專にする過ちなし、聖人大賢に非ずんば、則ち能はざるなり、其次は唐の郭子儀の如き、威主に震て王疑はす、亦中誠孚有るに由て處る事甚失事なし、明哲に非ずんば能く是の如くならんや、○九四爻剛を以て上の下に居り、五と徳を同らす、故に其占隨有獲と、然れども勢ひ五を凌ぐ、故に正なりしも凶し、惟有孚在道明なる時は、則ち上安して下之に従ふ、咎なかるへし、占者時の任に當て宜しく此戒を審にす

○九五孚于嘉吉大吉

九五爻尊位 居り正を得て中實、是れ中誠善に隨ふに在り、其吉知るへし、嘉は善なり、人君より庶人に至る迄、隨道の吉、唯善に隨ふに在る而已、下二爻正中に應す、善に隨ふ義と爲す、○陽剛中正下

中正に應ず、是れ善に信あるなり、
占者是の如きなれば、其吉宜なり、
○上六。拘係之乃從維之。王用亨于

西山

上六爻は柔順を以て隨の極に居れり、
拘係之とは、隨の極をいふ、之
に拘持廢係か如くなるを、乃ち從維之とは、
又從て之を維繫るなり、所謂隨

の固結此の如し、王用亨于西山とは、
隨の極是の如し、昔者太王此道を用て、
亨三王業于西山とは、
太王狄の難と避て、幽を去て岐に來る、
幽人老稚扶携して、之に隨て市に歸する
か如し、蓋し人心隨
て固結する此の如し、此を用るか故に能く
其王業を西山に亨盛なり、西山は岐山
なり、周の王業此に興る
上隨の極に居て、固に太た過たりと爲す、
然れども民の隨ふ事を得ると、善に隨ふ
の固きとに在る事此の如し、乃ち善と爲す
なり、他に無時は則ち過たり、○隨の極に
居て隨の固結して解へからざる者なり、
誠意の極神明に通すへし、故に其占爲三
王用亨于西山と亨は當に祭享の享に作る
へしと、周より言は岐
山は西に在り、凡る筮して山川を祭る者、
之を得て其誠意是の如きなれば、則ち吉
なり、



山風蠱

巽下 艮上
巽木 歸魂 出現外

卦象大意

序卦に曰く喜を以て人に隨ふ者は、
必ず事あり、故に之を受るに蠱を以てす、
二卦の義を承て以て次事を爲すなり、
夫れ喜悅して人に隨ふ者は必ず事あり、
事なき時は何をか喜ひ何をか隨ん隨に次に所以なり、
蠱は事なり、蠱は事と訓むに非ず、
乃ち事在るなり、卦山の
下に風あり、風山の下にあり、山に遇て
回る時は則ち物亂る、是を蠱の象と爲す、
蠱の義は壞亂なり、文
に在て蠱皿と爲す、皿の蠱蠱壞の義、
左氏傳に云く、風落山女惑男と長女を
以て少男に下る、其情を亂るなり、
風山に遇て回る、物皆撓み亂る、
是を事あるの象と爲す、故に云く蠱は
事なり、既に蠱にして之を治るも亦事
なり、卦の象を以て之を謂は蠱を成す
所以なり、卦の才を以て之を謂は蠱を
治る所以なり、

三例

此卦は事なり、父の蠱を幹す任先に
用ふ三蠱器にあり、陰害相連る厭味
の事其疾淫難し、官鬼世を
持て病を憂るに官を憂ふ、又風山に
遇ひ物を壞る意なり、常人も百事艱
苦に耐す迷惑爲せり、故に諸事成
難く不如意にて、親子の間にも苦慮
あり、爭論を慎み猶病難を能く豫防す
へし、住居に離る程の事あるか、
或は親昵の人に遠かる意あり、

例證

此卦は伯樂か本卦なり、伯樂は療馬術
の名人、曾て馬治の難易を知て、三重
の毒氣を見るどて、死馬生馬亦死し
もせず生居る者と、三種に見分る名
人なり、此卦に遇者は、伯樂の如き一
技術に長する人は

可なり、然れども常人には深く警戒して百事を慎重へし、

○蠱元亨。利涉大川。

既に蠱の時は復治る理あり、古より治必ず亂に因る、亂る時は

則ち治を開く理の自然なり、卦才の如く以て蠱を治る時は、則ち能く元に亨なり、蠱の大なる者、時の艱難

先甲三日後甲三日

甲は數の首め事の始なり、辰の甲乙

の如き、甲第と甲令と皆首をいふ事の端なり、蠱を治る道、當に其先後三日を思慮すへし、蓋し先後を推原て、弊を救ふ久ふすへも道、先甲とは先て此に其然る所以を究るを謂ふ、後甲とは、此に後て其將に然らんと慮るをいふなり、一日より三日に至る、慮る事の深く推す事の遠をいふ、其然る所以を究め則ち之を救ふ、道を知る、其將に然らんとするを慮る時は、則ち之に備るの方を知る、善く救ふ時は、則ち前弊革むへく、善く備る時は則ち後利久しかるへし、此れ古聖王の天下を新にして後世に垂るゝ所以なり、後の蠱を治る者、聖人の先甲後甲の誠を明めすして、慮深く事近し、故に世を救ふに勞して亂革らす、功未だ成るに及ばず、弊已に生ず、甲は事の首め、庚は變更の首め、制作政教の類は、則ち甲をいふ、其首を擧げはなり、發號施令の事には、則ち庚をいふ、庚は猶更るか如し、更變する所あればなり、○蠱は壞極て事あるなり、其卦長剛上に居る、巽柔下に居り、上下交らざる下も身巽にして上苟に止る、故に卦を蠱と爲す、或人曰く、剛上て柔下るとは卦變をいふ、賁卦より來る者は、初上に二

下る、井卦より來る者は、五上にて上下る、既濟より來る者は之を兼ね、亦剛上て柔下る、皆蠱たる所以なり、蠱壞の極亂て當に復治るへし、故に其占元亨と爲す、利涉大川と、甲は日の始め事の端なり、先甲三日とは辛なり、後甲三日とは丁なり、前事中を過て將に壞んとす、則ち自新に後事の端と爲て、大に壞るに至らしめざるへし、後事方に始て尙新なり、然れども更に當に其丁寧の意を致し、其前事の失を監る事、速に壞るに至らしめざるへし、聖人の深戒なり、

○初六幹父之蠱。有子考无咎。厲終吉。

大吉

初六爻最下に居ると雖も、卦を成す事之に由る主の義あり、内に居る下に在て主たり、子幹ニ父

蠱一也と、子幹ニ父蠱一す道、能く其事に堪る時は、則ち子ありと爲して、其考咎なき事を得る、然らざる時は則ち父の累を爲さん、故に必ず惕厲せば、則ち終に吉を得ん、巽に處て尊事を尸る、自ら當に競畏るへし、六爻の才を以て能く巽順と雖も、体乃ち陰柔下に在り、應なく幹に主たり、能く濟ふの義あるに非ず、若し幹する事克はざるを以ていふ時は則ち其義甚た小なり、故に專ら子と爲り蠱を幹す道といふ、必ず克く濟ふ時は、則ち其父を累す、能く厲とせば則ち終に吉なるへしと、乃ち備に子と爲る蠱を幹する大法を見るなり、○幹は木の幹の如し、技業の附て立る所の者なり、蠱は前人已に壞る緒、故に諸爻皆父母の象在り、子能く之を幹する時は、則ち飭治して振起す、初六蠱未だ深からず、事濟易し、故に其占有子と爲す、則ち能く蠱を治て考に无咎を得たり、然れども亦危し、占者に戒む、宜く是の如

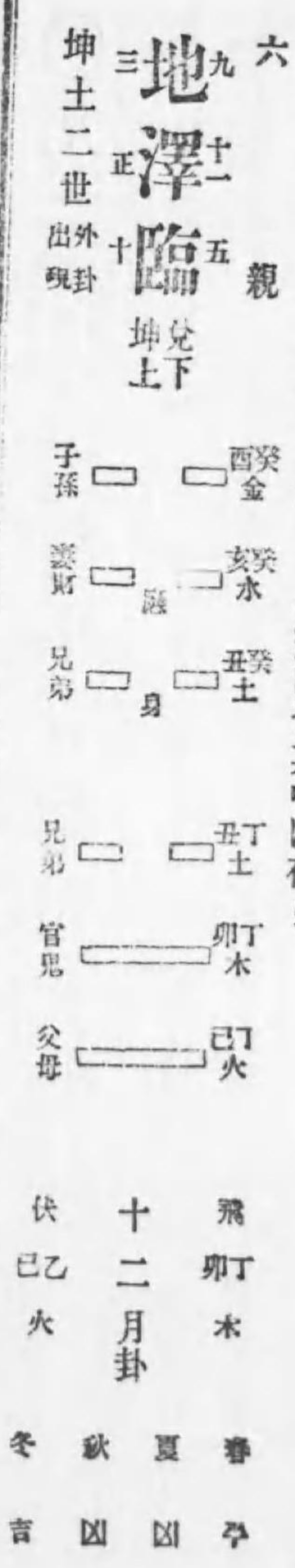
くなるへし、又危を知て能く戒る時は、則ち終吉也と、**○九二。幹母之蠱不可貞。**九二爻陽剛六五剛陽の臣を以て柔弱の君を輔く、義亦相近し、二爻巽体柔に處る、順の義多しと爲す、幹母之蠱の道なり、夫れ子の母に於る、當に柔巽を以て之を輔導の義を得せしむへし、不順にして敗蠱を致す、則ち子の罪なり、從容として將に順んとす、豈に道なけんや、婦人を以て謂は、則ち陰柔知るへし、若し己か剛陽の道を伸て、遽然矯拂ときは、則ち思を傷害する所大なり、亦安ん能く入らんや、己を屈し意を下すに在り巽順を將に承て之をして身正しく事を治る耳、故に不可貞と、貞固にすへからざるをいふ、其剛直の道を盡す、是の如くなれば乃ち中道なり、安ん能く之をして甚高の事を爲さしめんや、若し柔弱の君に於て誠を盡し忠を竭して、之を中道に致す時は則ち可なり、安ん能く之をして大に爲る事あらしめんや、且つ周公の聖を以て成王を輔け、王成甚た柔弱なるに非ず、然れども能く之をして成王たらしむる而已、成を守て道を失はず、則ち可なり、固に之を義黃堯舜の事を爲さしむる事能はざるなり、二は巽体にて中を得たり、是れ能く巽順て中道を得、不可貞の義に合ふ、幹母之蠱の道を得るなり、○九二剛中上六五に應すに子幹母蠱一中を得る象、剛を以て柔を承て其境を治む、故に戒るに不可堅貞を以てす、言は當に巽を以て之に入るへきなり、

○九二。幹父之蠱。小有悔。无大咎。

之蠱一なり、陽を以て剛る處る中ならず剛過るなり、然れども巽体に在り、剛過くと雖も順ふと爲す、順は親に事る本なり、又居る事正を得る、故に大なり過なし、剛陽の才を以て、克く其事を幹す、剛過を以て小小の悔ありと雖も、終に大なる過咎なし、然れども小悔あり、已に善く親に事るに非ざるなり、○過剛不中故に小悔在り、巽体正を得、故に大なる咎なし、**○六四。裕父之蠱。往見吝。**四爻陰を以て陰に居る所正を得たり、故に寛裕にして其父事に處る者と爲すなり、夫れ柔順の才にして正に處る、僅に能く常に循て自守る而已、若し往て常の過る事を幹す時は、則ち勝すして吝きを見る、陰柔を以て助應なし、往ども安ん能く濟ふ、○陰を以て陰に居る、爲す事ある能はず、寛裕にして以て蠱を治る象なり、是の如きは則ち蠱將に日深からんとす、故に往く時は則ち吝きを見る、占者を戒む、是の如くなるへから**○六五。幹父之蠱。用譽。自**五爻尊位に居て、陰柔の質を以て、人君の幹になり、能く下剛陽の賢に應して、之に倚任すと雖も、己れ實に陰柔故に始を創し、其を開事を爲す能はず、其舊業を承る時は則ち可なり、故に幹父之蠱と反す、夫れ業を創め統を垂る事、剛明の才に非ずんば則

ち能はず、繼世の君柔弱の資と雖も、苟も能く剛賢に任す時は、即ち善繼事を爲して、令譽を成すべし
 太甲、成王、皆臣を以て譽を用る者なり、其象占此の如し○柔中尊に居て、九二之に承るに徳を以てす、
 此を幹盤を以て聞譽を致す
 べし、故に其象占此の如し、
○上九不事王侯高尙其事
 上九爻は盤の終に居る、下に

に保應なし、事の外に處て、事のする所なき地なり、剛明の歳を以て應援なくして、无事の地に處る、是れ賢人君子時に偶せられず、高潔自守て世務を累ざる者なり、故に不事王侯高尙其事と、古人之を行ふ者在り伊尹、太公望等是なり、道を屈すして時に徇ふ、既に天下に施設を得ざる時は、則ち自ら其身善して、敦尙し其事を尊高す、其志節を守る耳、士の自ら高尙するも亦一道に非ず、道徳を懷抱して時に偶せられず、高潔に自守る者なり、止足の道を知て、退て自保の者なり、能く分度を量り安ろ知を求ざる者なり、清介自守て天下の事を屑せず、獨り其身を潔す者なり、處る所得失に大の殊るありと雖も、皆自高尙其事一者也、象に所謂志し則るへきと云は進退道に合ふ者なり、○剛陽上に居て事の外に在り、故に此象の爲す、占液は皆其中に在り、



卦象大意臨

序卦に曰く事有て後に大にすへし、故に之を受るに臨を以てす、臨は大なり、盡は事なり、事ある時は則ち大なるへし、故に之を受るに臨を以てすなり、韓康伯か云く、大にすへし業事に由て生る、二陽方に長して盛大なり、故に臨と爲すなり、卦澤の上に地なり、澤上の地は岸なり、水と相際る臨て水に近し故に臨と爲す、天下の物密に近く相臨む者は、地と水とに若はなし、故に地上に水あるは則ち比と爲す、澤上に地ある時は、則ち臨と爲すなり、臨といふは、民に臨み事に臨む所皆是なり、卦に在ては上より下に臨む、民に臨む義に取るなり、

白例

此卦は大なり、大を以て小に臨み、上を以て下に臨む、内悦て外順ふ、婚姻なり、卦に上て官に居て升進し、文才和雅維ひ次第ありとも、相慈能はさるなり、貴賤親昵して和順の卦なり、剛強事に臨むは宜しからず、常人の下位の者柔順なる時は、愛寵を受け發達せり、若し剛強なれば意外の處より艱難生ず、又住處に苦勞なるも補助を得て安泰に至るへし、萬事に吉兆なる卦なり、

例証

此卦は唐の郭子儀か、吐蕃入寇の時に筮して得たる卦なり、即ち必勝を知る、後果して然り、子儀は肅宗、代宗の世に仕へたる功臣にして威名大に震ふ、吐蕃が寇するや、回紇に説き讓て吐蕃を共に撃ん事を謀る、諸酋長も之に従ふ、即ち手を執り之を語り、酒を酌み相與に誓約して還る、吐蕃之を聞き夜遁る、諸軍回紇と共に寇を攻て大勝を獲たり、常人は殊に温順を以て事を處し、強梗なる事を誡しむ、

臨元亨利貞

卦の才を以ていふ、臨の道卦才の如くなる時は、則ち大に亨る正なり、至于八月有凶

下に長す、陽道漸盛の時、聖人豫め之が戒を爲して、陽方に盛なりと雖も、八月に至る時は則ち其道消すなり、是れ則ち有凶なり、大率聖人戒を爲す事、必ず方に盛の時に於てす、盛に方て衰を慮る時は、則ち其滿極を防て其永久を圖るへし、若し既に衰て而る後戒るも、亦及ふ事なし、古より天下安治未だ久して亂さる者あらし、蓋し盛に戒る能はさるなり、其盛に方て戒を知らず、故に安富に狂る時は、則ち靡侈を生ず、舒肆を樂む時は、則ち綱紀壞る、禍亂を忘る時は、則ち蠶孽萌す、是を以て浸淫して亂の至る事を知らざるなり、○臨は進て物に陵逼るなり、二陽浸長し陰に逼る故に臨と爲す、十二月の卦なり、又其卦たる兌説を下に坤順を上にする、九二爻剛を以て中に居て上六五爻に應ず、故に占者大に亨る正に利し、然れども至干八月當有凶也とは、八月は復の卦一陽の月より、臨卦二陰の月に至るをいふ、陰長し陽漸るの時なり、或人云く、八月は夏至八月をいふ、卦に於て觀と爲すと云ふ、亦臨の反對なり、占 ○初九咸臨貞吉 咸は感なり、陽長する時陰に感動す、四初に應に因て之を戒む、初爻は近君の位、初爻正位を得て四爻と感應す、是れ正道を以て位に當て、信任せられて其志を行ふ事を爲す、上に獲られて其正道を行ふを得たり、是を以て吉なり、他卦初上の爻得位失位を謂す、蓋し初

終の義を重しと爲す、臨は則ち初位を得、正に居るを以て重と爲す、凡る貞吉を謂は、既に正に且つ吉なる者なり、正を得る時は、則ち吉なる者あり、貞固之を守る時は、則ち吉なる者在り、各其事に隨へり、○卦惟二陽徧く四陰に臨む、故に二爻皆咸臨の象あり

九二咸臨吉无不利

初九爻剛にして正を得る、故に其占貞吉と爲す、一爻陽長し漸盛に方て、六五爻中順の君に感動す、其交る親し、故に信任せられて其志を行ふを得、臨む所吉にして无不利也、吉は已に然る事是の如し、故に吉なり、无不利とは、將に然らんとす、施爲する所に於て、无不利也、○剛中を得て勢上り進む、故に其占吉无不利なり、

六三甘臨无攸利既憂

之无咎 三爻下の上居て人に臨む者なり、陰柔にして説体、又處る事中正ならず、甘説を以て人に臨む者なり、上に在て甘説を以て下に臨む、徳に失する事の甚し、无所利也、兌の性既に説ふ、又二陽の上に乗る、陽方に長し上り進む、故に安せずして益々甘んず、既に危懼を知て之を憂ふ、若し能く謙を持し正を守て、至誠を以て自處る時は、則ち咎なく、邪説は己に由る、能く憂ふ之を改めは、復た何の咎かあらんや、○陰柔不中正下の上居るなり、甘説を以て人に臨む象と爲す、其占固に无所利と、然れども能く憂て之を改る時は、則ち咎なし、人に善に遷るを

勉めしむ、教
を爲す深矣、
○六四至臨无咎自
臨の至なり、臨道は近きを尙ふ、故に比するを以て

至と爲す、四正位に居て下剛陽の初に應す、近君の位に處て、正を守て賢に任す、以て下に親く臨む、是を以て咎なし、處る所當れはなり、○處る事其位を得、下に初九に應し相臨む至り、宜く无咎へき者なり

○六五知臨大君之宜吉大吉
六五爻柔中順の体を以て尊位に居て、下二

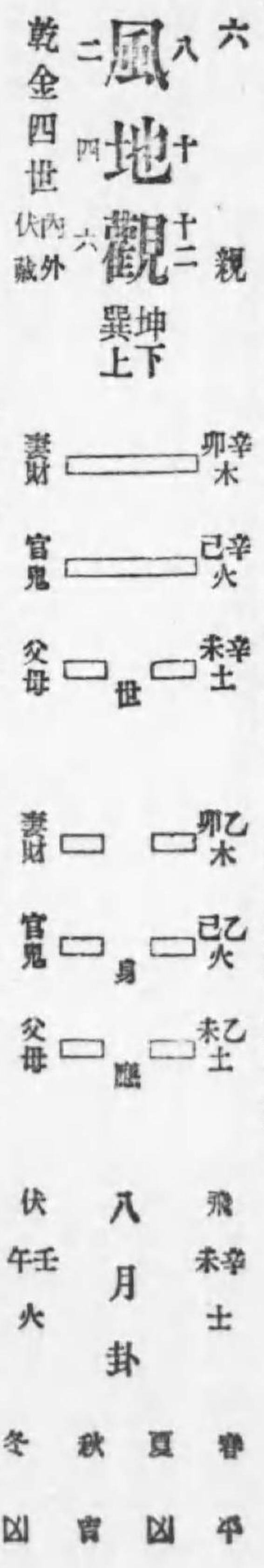
交剛中の臣に應す、是れ能く二に倚任し勞せずして治む、知を以て下に臨む者なり、夫れ一人が身を以て天下の廣に臨む、若し區々として自任す、豈に能く萬事に周らんや、故に自ら其知に任す者、適に不知たるに足れり、惟能く天下の善を取り、天下の聰明に任する時は、則ち時は周らすと云所なし、是れ自ら其知に任せざる時は、則ち其知大なり、五

九二の剛中の賢に順應す、之に任し下に臨む、乃ち已に明知を以て天下に臨む、大君の宜き所なり、其吉知るへし、○柔を以て中に居る下九二に應す、自用ひすして人に任す、乃ち知の事にて大君の宜吉の道なり

○上六敦臨吉无咎自
上六爻坤の極順の至なり、臨の終に居る臨に敦厚

率陰陽を求む、又柔順なる故に、志し二陽に従ふに在り、尊ふして卑に應し、高ふして下に從ふ、賢を尊み善を取る、敦厚の至なり、故に敦臨所以吉而无咎といふ、陰柔上に在り、能く臨む者に非ずんば

宜く咎あるへきなり、其順剛に敦厚なるを以てなり、是を以て吉にして咎なし、六臨の終に居て極の義を取らるは、臨は過極なし、故に止厚き義と爲す、上は無位の地、止上に在るを以ていふ、○卦の上に住る臨の終に處る、敦厚於臨一吉无咎の道なり、故に其象占此の如し、



卦象天臨觀

序卦に曰く臨は大なり、物大にして然る後觀るへし、故に之を受るに觀を以てす

す時は、則ち觀と爲す、樓觀の如し、之を觀るといふ者は下に觀らるゝ事を爲せはなり、人君上天道を觀らるゝ、下民俗を觀る時は則ち觀と爲す、徳を修め政を行ひ、民の瞻仰せらるゝ爲に、則ち觀と爲す、

風地上に行く、徧く萬類に觸る周觀の象なり、二陽上に在り四陰下に在り、陽剛尊に居て群下の爲に觀仰せらる觀の義なり、諸爻に在ては、則ち惟觀見を取る、時に隨て義を爲すなり、

官を求め位を得、爵祿加々彰る、人に仰き觀らるゝ意有て、他人の信用を得て愛寵を受く、協議頼談の

件は成るへし、然れども弊天に忽然暴風を起すか如き、豫想外の難事を惹起事なり、百事慎て油断すべからず、諸事に吉兆あれども、急事の事に運はす、又人に憎まるゝ意あれば慎むへし、

例

此卦は玄宗皇帝か、揚貴妃と月宮殿に遊ぶ時、筮して之を得たり、皇帝の世裕藏充忍を屢々奏上せり、皇帝群臣を帥ひ之を觀たり、是に由て金帛を視る糞土の如し、臣下に賞賜も無限なりしと、貴妃は後に災殃に罹る好事恐るへく、况して常人は驕奢を深く識しむへし、

觀盥而不薦有孚顒若

君子上に居て天下の表儀爲り、必ず其恭敬を極む時は、則ち下觀仰、化するなり、故に天下の觀と爲す、當に宗廟の祭

の始め盥の時の如し、既に薦る後の如くなるへからず、則ち下民其至誠を盡し、顒然として之を瞻仰す、盥は祭祀の始め手を盥て、鬱鬱を地に酌て神を求る時をいふ、薦は獻腥獻熟の時をいふなり、盥は事の始め、人心方に其精義を盡す、嚴肅の至なり、既に薦る後に至て、禮數繁飾する時は、則ち人心散して精一始盥の時の如くならず、上に居る者其表儀を正して、下民の觀を爲す事、當に莊嚴なる事始盥の初めなるへし、誠意を少し散して既に薦る後の如くなりしむ勿れ、則ち天下の人其孚誠を盡さすと云事なし、顒然と之を瞻仰す、顒は仰望なり、○觀は中正を以て人に示す事有て、人の爲に仰る所なり、九五上に居て四陰之を仰く、又内順に外異にて九五中正を以て天下を示る、觀が爲す所以なり、盥は將に登んとす、手を潔するなり、薦は酒食を奉じて祭るなり、顒然は尊敬の貌、言は其潔清を致し、軽く自用られざる

時は、則ち其孚信中に在て、顒然として仰くへし、占者を戒む、當に是の如くなるへし、或人云く有孚顒然とは、下に在る人と信じて之を仰をいふ、此卦四陰長して二陽消す、正に八月の卦と爲す、卦に名

初六童觀小人无咎君子吝

中平

け辞を繋る事、更に他の義を取る、亦陽を扶け陰を抑るの意なり、六爻陰柔を以て居る、陽に遠る、是を以て觀見する者、淺近童稚の如く然り、故に童觀といふ、陽剛中正上に在り聖賢の君なり、之に近されは則ち其道德の盛を見る、深遠を觀る所初乃ち之に遠さかる、見る所明ならず、童蒙の觀の如し、小人は下民より、見る所昏淺君子の道を識る能はず、乃ち常の分なり、之を過咎といふに足らず、若し君子是の如くなる時は、則ち鄙吝すへし、○卦は觀示を以て義と爲す、九五主の爲に據てなり、爻は觀瞻を以て義と爲す、皆九五爻を見るなり、初六爻陰柔下に在り、遠く見る事能はず、童觀の象、小人の道君子と差あり、故に其占小人に在る時は則ち咎なし、君子之を得る時は、則ち差

六二闕觀利女貞

中吉

一爻五爻に應す五を觀るなり、五剛陽中正の道但闕觀の觀る如き耳、闕觀の觀は少し見ると雖も、而も甚明なる能はず、二既に明に剛陽中正の道を見る能はず、則ち利ニ女子貞一の如し、之を見ると雖も甚明なる能はず、而も能く順從者女子の道なり、女子に在て貞なりと爲す、二既に明に九五爻の道を見る能はず、能く女子の順從の如き時は、則ち中正

を失はず、乃ち利ありと爲すなり、○陰柔内に居て外を觀る闕觀の象、女子の正なり、故に其占此の如し
丈夫之を得る時は則と利
する所に非ざるなり、
○六三 觀我生 進退 吉
三爻其位に居るに非ず、順の
極に處て能く時に順て進退

する者なり、若し居る事其任に當る時は、則ち進退の義なけん、觀我生とは、我が生ずる所動作施爲己
より出る者をいふ、其生ずる所を觀て宜く進退に隨て、處る所以正に非ずと雖も、未だ道を失ふに至ら
るなり、時に隨て進退す求て道を失はず、故に悔咎なし、能く順なるを以てなり、○我生とは我が行ふ
處なり、六三爻下の上に居て進むべく退くへし、故に九五爻を觀して、獨り己が行ふ所の通塞を觀て進
退なす、占者宜く
自ら審にすへし
○六四 觀國之光 利用 賓于王 大吉
觀る事は近より
明きはなし、

五剛陽中正を以て尊位に居る、聖賢の君なり、四切に之に近し、其道を觀見す、故に觀國之光と、國の
盛徳光輝を觀見なり、君の身を指して國といふ者は、人君に在て言ふ、豈に止其一身に行ふを觀る耳なら
んや、當に天下の政化を觀る時は、則ち人君の道徳見るへし、四陰柔と雖も異体正に居る、切に五爻に近
し觀見して能く順從者なり、利用 賓于王、夫れ聖明上に在る時は、則ち才徳を懷抱する人、皆朝廷
に進て之を輔載して、天下を展濟せん事を願ふ、四既に入君の徳國家の治、光華盛美を觀見す、宜く賓
于王朝、其智力を效して、上君を輔て天下の施澤すへき所、故に利用 賓于王といふなり、古賢徳

の人 在る時は則ち人君之を賓禮す、故に士の三朝に仕進する時は、則ち之を賓といふ、○六四爻最も五爻
に近し此象あり、其占朝
觀 仕進に利しと爲す、
○九五 觀我生 君子无咎 大吉
九五爻人君の位に
居る、時の治亂俗

の美惡已に係る而已、己か生を觀て天下の俗の如し、皆君子なれば則ち是れ己か爲る所の政化善なり、乃
ち咎なし、若し天下の俗未だ君子の道に合さるは、則ち是れ己か爲る所の政治未だ善ならざるなり、咎免
る能はざるなり、○九五陽剛中正を以て尊位に居り、其下の四陰、仰て之を觀る君子の象なり、故に戒む
此位に居る、其占を得る者、當に己か行ふ所を觀べし、必ず其陽剛中正亦是の如き時は、則ち咎なき事
を得
○上九 觀其生 君子无咎 大吉
上九陽剛の徳を以て上に處れり、下に觀
らる所と爲す、位す當らず、是れ賢人君

子非すして、道徳天下の爲に觀仰せらる者なり、觀其生とは、其生ずる所を觀るなり、己より出る者
をいふ、徳業行義なり、既に天下の爲に觀仰せらると爲す、故に自ら其生ずる所を觀る、若し皆君子な
れば、則ち過咎なきなり、苟も未だ君子ならざる時は、則ち何を以てか人をして、觀仰矜式せしむ、
是れ其咎なり、○上九陽剛尊位の上に居る、事の任に當すと雖も、而も亦下の爲に觀らる、其戒辞五爻と
畧準し、但我を以て其と爲す少し主賓と異なる耳、



卦象大意噬嗑

序卦に曰く觀るへくして後に合所あり、故に之を受るに噬嗑を以てす、噬とに次く所以なり、噬は齧なり噬は合なり、口中に物在て之を間つ齧、而る後之を合すなり、卦上下二剛爻にて中柔なり、外剛に中虚人の頤口の象なり、中虚の中又一の剛爻あり、頤中物ある象と爲す、口中に物ある時は則ち其上下を隔て、噬ことを得す、必ず之を齧む時は則ち噬ふ事を得るなり、故に噬嗑と爲す、聖人卦象を以て之を天下の事に推す、口に物ある時は則ち物の隔る事在て、合事を得すと爲す、天下に在る時は、則ち強硬、或は讒邪在て、其間に間隔すと爲す、故に天下の事合を得ざるなり、當に刑法を用ふへし、小は懲戒し大は則ち誅戮して之を除る、然る後天下の治成るを得たり、凡そ天下より一國一家に至る迄、萬事に至て和合せざる所以の者、皆間あるに由てなり、間なき時は則ち合ぬ、天地の生萬物の成るに至る、皆合て而る後能く遂ぐ、凡そ未た合ざる者は皆間あればなり、君臣父子親戚朋友の間の如き、離貳怨隙ある者、蓋し讒邪其間に間ればなり、之を除る時は則ち和しぬ、故に間隙の者は天下の大害な

り、聖人噬嗑の象を觀て、之を天下萬事に推す、皆其間隙を去り、之を合す時は則ち和して且つ治らすと云事なし、噬嗑といふは天下を治る大用なり、天下の間を除くは、刑罰に任ずるに在り、故に卦刑を用るを義と爲す、其二体在ては明照して威震ふ、乃ち刑を用る象なり、

巨野

此卦は齧なり、上下相合て物頤の間に在り、飲食の事聚會して相延く財爻世を持て之を求る難からず、爲す所の事理内外皆安し、動て吉ならずと謂ふ事なし、盡く周旋を獲るなり、故に常人の百事は始に障害あれども、後には通達し成就せり、爭論訴訟等の起る事あり諸事短慮に事を處すへからず、最も己れの威勢に乗るは凶し、温順に交際せば、後に本意を達すへし、

蘇秦

此卦は蘇秦か、六國を説く時に筮して得たる卦なり、後ち六國の丞相を兼たり、蘇秦は始め秦に遊説して用られず、燕の文侯に説く趙と從親す、燕之を資く、また趙に至て肅侯に説く、肅侯乃ち之を資け以て諸侯を約す、是に於て其期圖を達して、遂に武安君と爲れり、

噬嗑亨利用獄

噬嗑亨とは、卦自ら亨る義あり、天下の事亨る事を得ざる所以の者は、嗑す道宜く刑罰を用ふへし、天下の間は刑罰に非ずんば、何を以てか之を去らん、利用刑を云すして、利用獄といふ者は、卦に明照の象あり、獄を察に利しと、獄といふ者情偽を究治する所以、其情を得る時は、則ち間を爲すの道を知る、然る後防を設ると、刑を致とを以てなるへし○噬は齧と爲すなり、

物の間ある者は齧て之を合すなり、卦上下兩陽にして中虚願の象なり、九四一陽其中に間たる、必す之を齧て後合ふ、故に噬嗑と爲す、其占で當に亨通を得へき者は、間有るか故に通せず、之を齧て合す時は則ち亨通す、又三陰三陽剛柔中半、下動て上明なり、下雷にて上電在り、本と益卦より六四の柔上行して五に至て其中を得、是に知りぬ陰を以て陽に居る、位に當すと雖も、利用獄、蓋し治獄の道は惟威と明とにして、其中を得る事を之を貴しと爲す、故に筮して之を得る者、其徳ある時は、則ち其占に應すなり、

○初九屢校滅跡无咎自

九初爻最下に居て位なき者下民の象なり、受刑人と爲す、用刑の始に當て罪小に刑輕し、校は木械なり、其過小なり、故に之を足に履て以て其跡を滅傷る、人小過あり、校して其跡を滅る時は、則ち當に懲り懼て、敢て惡に進まざるへし、故に无咎を得ん、擊辭に云く小に懲して大に誡む、此れ小人の福なり、言は之を懲す小と初に於てす、故に无咎を得たり、初爻と上爻とは无位にて受刑人と爲す、餘の四爻皆用刑人と爲す、王弼以て陰陽の位なしと爲す、陰陽は奇耦に係る、豈に容るなからんや、然れども諸卦初爻と上爻と當位不當位を言はざる者、蓋し初終の義大なりと爲す、臨卦の初九は則ち位を以て正と爲す、需の上六爻位當すと云、乾の上九位なしと云か如き、當位陰陽の位に非るなり、○初と上と位なし、受刑の象と爲す、中四爻は用刑の象と爲す、初爻卦の始に在て罪薄く過小なり、又卦の下に在り、故に屢校滅跡の象と爲す、惡を初に止む、故に咎なき事を得ん、占者小傷て咎なきなり、

○六二噬膚滅鼻无咎

二爻五爻の位に應す、用刑の者なり、四爻皆噬を取て義と爲す、二爻中に居て正を得たり、是れ刑を用て其中正を得るなり、刑を用て其中正を得る時は、則ち罪惡の者服し易し、故に噬膚を取て象と爲す、人の肌膚を噬蝕入り易しと爲すなり、滅は没なり、深く入て其鼻を没すに至るなり、二爻中正の道を以て其刑服し易し、然れども初剛に乗る、是れ刑を剛強の人に用ふ、剛強の人を刑す、必ず須く深痛むへし、故に滅鼻に至て无咎なり、中正の道人を服し易し、與に刑を嚴にして剛強を待すと、義相妨す、○祭は膚鼎有り、蓋し肉の柔脆噬て噬ひ易き者、六二中正故に其治る所、膚を噬む事易きか如し、然れども柔を以て剛に乗る故に、甚易しと雖も亦其鼻を傷滅を免れず、占者傷と雖も、終に无咎也、

○六三噬腊肉遇毒小吝无咎

三爻下の上に居て用刑の者なり、六三に處る事に當らず、自ら處る事を得ずして人に刑す時は則ち人服すして、怨懣て之を悖犯す、乾腊堅韌の物を噬嗑して、毒惡の味に遇て反て口を傷か如きなり、刑を用て人服せず、反て怨傷を致す、是れ鄙吝すへし、然れども噬嗑の時に當て大要間を噬て之を噬す、其身位に處ると雖も、當りて強硬服し難して、遇毒に至ると、然れども用刑當すと爲に非ざるなり、故に吝るへしと雖も亦小なり、噬て之を噬す咎あるに非ず、○腊肉は、獸腊全体の骨を之を爲す者をいふ、堅韌の物なり、隱柔不中正人を治るも人服せず、腊を噬み毒に遇の象と爲

す、占小吝と雖も、然れども時當に噬
嗑すへし、義に於て无咎と爲せり

○九四噬乾肺得金矢利艱貞吉

九四爻近君の位に居て、噬嗑の任に當る者なり、四爻巳に中を過く、是れ其間る愈大に、用刑
愈深し、故に噬乾肺と、肺は肉の聯骨なる者、乾肉の骨を兼ぬ、堅に至て噬難き者なり、至堅を

噬て金矢を得たり、金は剛に取る、矢は直に取れり、四爻陽徳剛直、剛直の道を得たりと爲す、剛直の道
を用ふと雖も、利克く其事を艱むにあり、其守るを貞固則ち吉なり、故に戒るに難を知らん事を以てす、
柔に居る時は則ち守る事固からず、故に戒るに堅貞を以てす、剛にて貞ならざる者あり、凡る剛を失す

る者皆貞ならざるなり、噬嗑に在ては四爻最も善なりと爲す、○肺は肉の骨を帶る者、截と通す、周禮に
獄訟には、鈞金と束矢とを入て而る後之を聽と在り、九四爻剛を以て柔に居る、用刑の道を得たり、故
に此象あり、言は噬所愈堅く聽訟の宜を得たり、然れども必ず艱難
正固に利しといふ、則ち吉なりと、占者を戒む、宜く是の如くなるべし、

○六五噬乾肉

得黄金貞厲无咎
五爻卦に在て愈上にて、噬乾肉と爲す、反て四の乾肺よりも
勢易し、卦に在て將に極んとす、其間を爲す甚大なり、噬易きに非ざるなり、故に噬乾肉と爲
して得黄金と、金は剛を物五爻中に居て、中道を得たりと爲す、剛に處て四爻輔るに剛を以てす、黄金

を得たりと爲す、五爻應なく四大臣の位に居る其輔を得たり、貞厲无咎とは、六五爻中剛に處ると雖も、
實は柔体故に戒む、必ず正固にして危厲を懐く事、則ち无咎を得ん、柔を以て尊に居て、噬嗑の時に當
る、豈に貞固にせざるべけんや、危懼を懐んや、○噬乾肉、膚より難ふして腊肺よりも易き者なり、黃は
中の色金も亦鈞金をいふ、六五柔順にして中なり、尊位に居る人に用刑を人に服せざるなし、故に此象
あり、然れども必ず貞厲にして、則ち
无咎を得ん、亦占者を戒る辭なり、

○上九何校滅耳凶

上爻尊位に過て无位
の者なり、故に受刑
者と爲す、卦の終に居る、是れ其間る大なり、噬の極なり、繫辭に曰く、所謂惡積て捨ふべからず、罪大
にして解べからざる者なり、故に何れ校而滅其耳、凶事知ぬへし、何は負なり、頸に在るを謂ふ、○何
は負なり、過徳の陽卦の上に在て、惡極り罪大なり、凶道なり、故に其象占此の如し、○人の聾暗にて悟
ざる其罪惡を積て極に至る、古人法を制す、罪の大なる者は、之に何ふに校を以てす、其聞知する所なき
と爲す、其惡を積成す、故に校を以て其耳を滅傷る、聰の不明なる事を誡ればなり、

六八 親 六八 親

山火賁 艮離上下

艮土 一世 出外 現卦

官鬼	妻財	兄弟	妻財	兄弟	官鬼	伏
丙木	子水	丙土	亥水	丑土	卯木	辰土
應	應	世	世	世	世	世

十一月卦

秋 官 冬 平

卦象大賁

序卦に賁といふは合なり、物以て苟も合ふべからざる而已、故に之を受るに賁を以てす、賁といふは飾なり、物の合ときは則ち必ず文る事あり、文は乃ち飾なり、人の合聚る時は則ち威儀上下あり、物の合聚る時は則ち次序行列あるか如し、合ときは則ち必ず文あり、賁は賤賤に次く所以なり、卦山下に火あり、山は艸木百物の聚る所なり、下に火ある時は、則ち其上を照見す、艸木品彙皆其光彩を被る、賁飾の象あり、故に賁と爲すなり、

占例 此卦は飾なり、光彩煇々赫々て火色丹を包む、文章交々錯り、應に其間に錯り進退榮益し、東帛箋箋たり、常人の此卦に遇者は、虚飾と華美を我め、質素を尙ふ、目上に従て動くべし、此意を以て進まは發達榮昌せり、若し己か身分に過る事を期圖は損失あり、諸事控目を吉とす、又住居を改る事は吉、旅行もよろし、諸事は望の如く整ふも漸次なり、兎角短慮を識しむべし、

例語 此卦は魯人管仲と、鮑叔牙か筮し得たる本卦なり、後ち兄弟の如く知音せり、金銀を人より獲て其方私なく等分にせしと、終に名義を顯したり、管仲鮑叔共に桓公の師傅職に昇れり、桓公か諸公を九合し、天下を一匡せしは、皆是れ管仲の謀に因る處なりといふ、

○賁亨小利有攸往

物飾り有て後ち能く亨る、故に本なくんは立し、文無くんは、行れす、實有て飾を加る時は、則ち以て亨るへし、文飾の道其光彩を増せり、故に能く小進に利し、○賁は飾なり、損の卦より來る者は、柔三より來て二爻に文る、剛

○初九賁其趾舍車而徒

二より上て三爻に文る既濟より來る者は柔上より來て五爻に文る、剛五より上て上に文る、又内離にて外艮なり、文明にて各其分を得る象なり、故に賁と爲す、占者其柔來て剛に文り、陽陰の助を得て、内に離明故に亨と爲す、其剛上て柔に文て、外に艮止る、故に小利有攸往といふ、

初九、剛體に居て下に處れり、君子剛明の徳有て下に有る者なり、君子無位の地に在て天不に施す所なし、惟自ら其行く所を賁飾する而已、跡は下に在て行くに取る所なり、君子の修飾の道其行く所を正して、節を守り義に處て、其行ひ苟もせず、義或は當らざる時は、則ち舍車輿而攀二徒行と、衆人の差る所君子は以て賁と爲す、舍車而徒の義、比應を兼て之を取る、初爻二爻に比して四爻に應す、四に應するは正なり、二に與するは正に非ず、九の剛明義を守て近く二に與して、遠く四に應す、易を捨て難に從ふ、舍車而徒行か如し、節義を守るは君子の賁なり、是故に君子の賁る所は、世俗の差る所、世俗の賁ふ所は、君子の賁む所、車徒を以て言と爲す者、趾に因て行とに義を爲すなり、○剛徳明体自ら下に賁る、非道の車を捨て徒歩に安する象と爲す、

占者自ら處る事當に是の如くなるへきなり、

○六二賁其須自

卦の賁と爲る兩爻の變に由ると雖も、而も文明の義を重しと爲す、三爻實に賁る主なり、故に主として賁の道をいふ、物に飾る者、大に其質を變する能はざるなり、其質に因て飾を加ふ耳、故に須の義に取る、須は頤に隨て動く者なり、動止て惟附く所に

係る、猶善惡の賁に由らざるか如し、二爻の文明惟賁飾を爲す、善惡は則ち其質に係るなり、〇二爻陰柔を以て中正に居る、三陽剛を以て正を得る、皆應與なし、故に二三に附て動く、賁、須の象あり、占者宜く上の隨剛に従ひ動くへきなり、

〇九二賁如濡如 永貞吉 自吉

盛の者なり、故に賁如といふ、如は辭助なり、賁飾の盛なる光彩潤澤す、故に濡如といふ、光彩の盛なる時は則ち潤澤有り、三と二四と正應に非ず、相比して相賁る事を成す、故に戒るに常に永貞正を以てす、賁といふは飾なり、賁飾の事常なる事難し、故に永貞則ち吉なり、三と四と相賁る、又下二に比す、二柔一剛を文る、上下交り賁る、賁るの盛と爲すなり、〇一陽二陰の間に居り、其賁に得て潤澤なる者なり、然れども安する所に溺るへからす、故に永貞の戒あり、

〇六四賁如皤如 白馬翰如 匪寇婚媾 吉

四爻と初爻と正應たり、相賁る者なり本と當に賁如たるへし、三爻の爲に隔らる、故に相賁るを獲すして皤如たり、皤は白なり、未だ賁るを獲す、馬は下に在て動者なり、未だ相賁るを獲す、故に白馬と、其正應に従ふ志し飛か如し、故に翰如たりと、九三爻の寇讐の爲に隔らるに匪す、則ち婚媾遂に其れ相親まん、己か乗る所と下に動者と馬の象なり、初四正應す、終に必ず親みを獲ん、第始め其間隔をなす耳、〇皤は白なり、馬は人の乗る所、人白は則ち馬も亦白し、四初と相賁る者乃ち九三爻の爲に隔られず、遂る

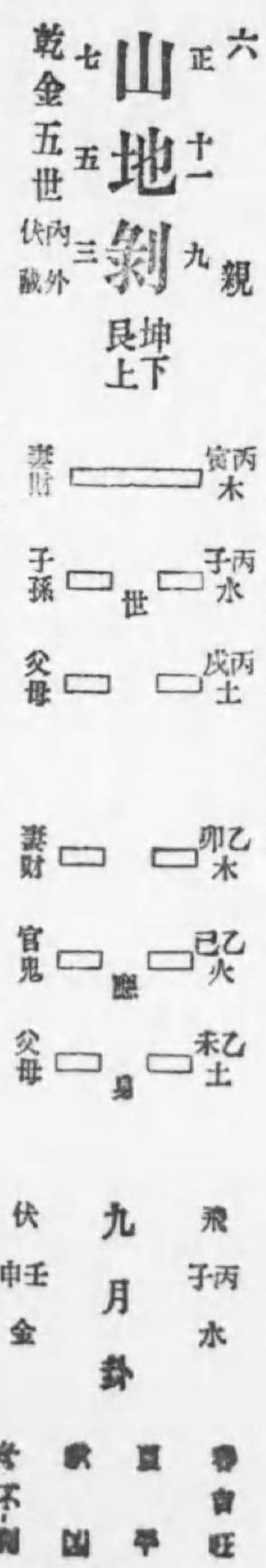
事を得ず、故に皤如たり、其往來の必飛翰の疾か如し、然れども九三剛正、寇を爲す者に非ず、乃ち婚媾を求る耳、故に其象此の如し、

〇六五賁于丘園 束帛芟芟 吝 終吉 大吉

密に上九剛陽の賢に比す、陰陽に比す復た僞應する所なし、之に従ふ者なり、賁を上九に受るなり、古より險を設け國を守る、故に城壘多くは丘坂に依る、丘は外に在て近し且つ高きをいふ、園圃の地最も城邑に近し、亦外に在て近き者なり、丘園は外に在て近き者をいふ、上九爻を指す、六五君位に居ると雖も、陰柔の才自守るに足らず、上の剛陽と相比し、志し従ふ、賁を外比の賢に獲る、丘園に賁るなり、若し能く賁を上九に受て、其裁制を受る、束帛にして芟芟たる如くなれば、則ち其柔弱自ら爲す能はず、吝少かるへしと爲すと雖も、能く人に従て賁の功を成す、終に其吉を獲ん、芟芟は剪裁分裂の狀、帛未だ用ひず、則ち之を束ね故に束帛といふ、其制して衣服と爲るに及て、必ず剪裁分裂芟芟然たり、束帛は六五爻の本質に喩ふ、芟芟は人の剪裁を受て、用を成すをいふなり、其人に賁る事象卦と同し、蒙に吝といはざる者は、蓋し童蒙にて人に頼むは、乃ち其宜なり、童幼に非ずして賁る事を人に賁る客へしと爲すのみ、然れども其功を享く、終に吉なりと爲すなり、〇六五柔中賁の主たり、本を教ふし實を尙ふ、賁の道を得たり、故に丘園の象あり、然れども陰の性吝嗇、故に束帛芟芟の象あり、束帛は薄き物芟芟は淺小の意、人而も此の如くならは差吝すべしと雖も、禮は奢より擧る儉せよ、故に終に吉を得ん、

○上九白賁无咎

上九は賁の極なり、賁飾の極則ち華偽を失ふ、惟能く質其賁を則ち其本眞を失す、所謂質素を尙ふ者は、飾無きには非ず、華實を没しめざる耳、○賁極て本に反る無色に復る、善く過を補ひぬ、故に其象占此の如し、



卦象大旨剝

序卦に曰く、賁といふは飾なり、飾を致して然る後、亨る時は則ち盡ぬ、夫れ物剝なり、卦五陰にして一陽陰始て下より生ず、漸く長して盛極に至る、群陰陽を消剝す、故に剝と爲すなり、二體を以て之を言は、山地に附く山高して、地上に起て反て地に附着す、頽剝の象なり、

此卦は落なり、山高くして岌岌たり、其形剝に似たり、陰道行ぬと陽道衰弱す、卦九月に臨み霜葉凋落す、人離れ財散す、官を求て爵を失ふ、官爵ある者は盈虚の理あり、常人は却て吉卦となせり、盈たる者は虧る虚は滿に至るへし、故に新事業等を始るに宜し、然れども早計に失する時は、他人の防害

を受る事あり、終には吉事となるへし、又高處より落る意あり、故に身分ある者は怠慢を誡しむ、亦時に順て止る象あり、或は亂世に遭ひ治世を思ふ如く思慮に及はす、分別の定らざる意あり、百事自ら傷害を招かざる様に慎重あるへし、

初六

此卦は唐の尉遲加、金牙と鬪争の時に筮し之を得たり、太宗皇帝の世、文學陸昌にして、尉遲は功臣中屈指の人なり、然れども金牙と両方共に惜しむへきは君子となる事を得さりしなり、常人は萬事慎重て事を處せされは意外の驚きに遇ふ事あらん、

○剝不利有攸往

剝と云は群陰長盛して、陽を消剝する時にて、衆小人君子を剝喪す故に君子不利有攸往と、惟當に異て言の迹を晦し、時に隨て消息し、小人の害を免るなり、○剝は落なり五陰下に在て方に生ず、一陽上に在て將に盡んとす、陰盛長し陽消落す、九月の卦なり、陰盛陽衰の時、小人壯にして君子病ふ、又内坤にて外艮なり、時に隨て止るの象あり、故に之を占

○初六剝牀以足蔑貞凶

陰の陽を剝す下より上へ、牀を以て象と爲す者は、身の處る所に取れり、下より剝し、漸く身に至るなり、剝牀以足とは、牀の足を剝すなり、剝の始め下よりす、故に足を剝すと爲す、陰下より進む、漸く貞正を消蔑す凶の道なり、蔑は無きなり、正道を消亡せるをいふ、陰陽を剝す柔剛を變す、是れ邪正を侵す、小人君子を消す其凶知るへし、○剝は

下より起る、正を滅す時は則ち凶し、故に其占此の如し、蔑は滅なり、**○六一剝牀以辨蔑貞凶** 辨は上下

者、牀の幹なり、陰上に漸く進て剝して辨に至る、愈正を蔑すなり、凶事益甚し、**○六三剝之无咎** 衆陰陽を剝す時、三爻獨り剛に居て剛に應ず、上下の陰

三の爲さ善なりと謂へし、吉と言さる事は何るや、群陰陽を剝し、衆小人君子を害するに方て、三正に従ふと雖も、其勢孤弱なり、應ずる所無位の地に在り、斯時に於て免る事難かな安る吉を得ん、其義无咎とする耳、**○六四剝牀以膚凶** 始め牀の足を剝す、漸く膚に至る、膚は

身の外なり、將に其身を滅んとす、其凶知るへし、陰長して已に盛なり、陽剝せらるる已に甚し、貞道已に消す、故に更に貞を蔑すと謂して、直に凶といふなり、**○六五貫魚以宮人寵无不利** 剝君位に及ふ剝の極なり、其凶知るへし、故に更に剝を謂す、別に義を設て、小人遷善の門を

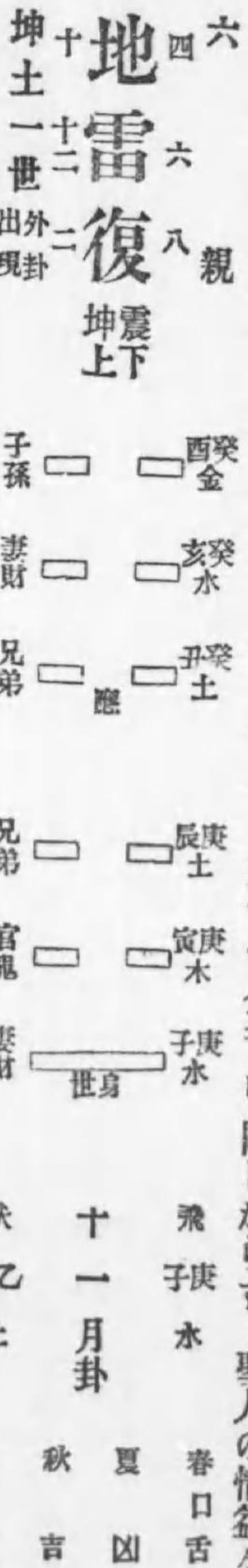
復貞を蔑すと言すして、直に凶といふなり、**○上九碩果不食君子得輿小** 諸陽消剝せられ已に盡く、獨り上九一爻有て尙存す、碩大の果にして食れざるか如し

魚を貫か如く然り、反て寵愛を上在る陽に獲ん事、宮人の如くならしむ、則ち無所不利也、宮人は宮中の人妻妾侍使なり、陰を以て謂ふ、且つ寵愛を獲る義に取るは、一陽上に在るを衆陰順從の道あるを以て、故に此義を發す、**○上九碩果不食君子得輿小** 諸陽消剝せられ已に盡く、獨り上九一爻有て尙存す、碩大の果にして食れざるか如し

當に其類に率て制を陽を受く、故に此象あり、**○上九碩果不食君子得輿小** 諸陽消剝せられ已に盡く、獨り上九一爻有て尙存す、碩大の果にして食れざるか如し

占者是の如くなる時は、則ち無不利也、**○上九碩果不食君子得輿小** 諸陽消剝せられ已に盡く、獨り上九一爻有て尙存す、碩大の果にして食れざるか如し

消する必ず盡んを待て、而る後復た下に生ず、此れ上に在り便ち復生の義在る事は何ぞや、夫の上六爻何を以て終に凶在りといふ、曰く上九剝の極に居る止一陽のみ有り、陽盡へきの理なし、故に其復生の義在る事を明にす、君子の道を見る亡すへからざる事を、夫は陽陰を消す陰は小人の道なり、故に但其消亡をいふ耳、何を用てか更に却て復生の理ある事を言んや、〇一陽上に在り剝未だ盡す、能く復生す君子上に在る時は、則ち衆陰の爲に戴かる小人之に居る時は、則ち剝上に極る、自ら覆ふ所を失すして復た碩果なし、得輿の象、象を取る事既に明にして、君子小人其占同しからず、聖人の情益々見つへし、



卦象大意復

序卦に曰く、物以て終に盡へからず、剝上に窮て下に反る、故に之を受るに復をせられて上に極て復下に生ず、上に窮て下に反るなり、復は剝に次く所以なり、卦一陽五陰の下に生ずと爲す、陰極て陽に復るなり、歳の十月陰盛にて、既に極る冬至なり、則ち一陽地中に復生す、故に復と爲す、陽は君子の道、陽消し極て復反る君子の道、消し極て復長するなり、故に善に反る義と爲す、

百例

此卦は反なり、反覆徘徊す、内悦以外順ふ、舉動違ふ事なし、世應相合す、官に遷り財を益す、失ひて復得往て復來るなり、故に常人も吉兆に向ふ時期に際會せり、諸事企望事も整ふへし、最も衰運の者は開運し、天祐の慶福を享る時の到來せり、此故に住處に艱難するも久しからずして安泰に至るへし、結婚は再縁か又は再談にて成就すへし、

例證

此卦は唐の太宗皇帝崩御の時、筮して之を得たり、後七日にして復魂を還したり、皇帝は武力を以て禍亂を戡定し、猶文徳を以て海内を綏し玉ひき、常に驕侈を以て懼と爲し、能く臣民を歸服せしめたる、賢明の君なり、

復亨出入无疾朋來无咎

復は亨る既に復る時は則ち亨るなり、陽氣下に復生す、漸く亨盛にして萬物生育す、君子の道既に復る時は、則ち漸く亨通を以て天下に澤あり、故に復る時は則ち亨盛の理なり、出入无疾とは、出入生長をいふ、復内に生ずるは入るなり、長して外に進むは出るなり、先づ出るといふは語順なる耳、陽生ずる事外よりなすに非ず、内に來る故に之を入といふ、物始て生ずる其氣至微なり、故に屯艱多し、陽の始て生ず其氣至微なり、故に屯艱多し、陽の始て生ずる其氣至微なり、故に摧折多し、春陽の發す時は陰寒の爲に折る、草木を朝暮に觀る時は則ち見ゆへし、出入无疾とは、微陽生長の時之を害する者無をいふ

なり、既に之を害す事なくして、其類漸く進て来る時は、則ち將に亨盛ならんとす、故に无咎也、所謂咎とは氣に在る時は、則ち差忒となす、君子に在る時は、抑塞し其理を盡す事を得ずと爲す、陽の當に復すへし、之を疾しむと雖も、固に其復を止る事能はず、但阻礙を爲す耳、而して卦才無疾の義あり、一陽始て生ず時は至微なり、固に未だ群陰に勝て、萬物を發生する能はず、必ず諸陽の來るを待て、然る後能く生物の功を成して差忒なし、朋來て咎なきを以てなり、三陽の氣子丑寅の氣萬物を生成す、衆陽の功なり、君子の道既に消して復すか如し、豈に能く則ち小人に勝んや、必ず其朋類漸く盛を待ては、即ち能く力を協て之に勝ん、

○反復其道七日來復利有攸往

日一而來復とは、姤卦は陽の始て消なり、七變して復となる、故に七日といふ、七回更るをいふ、臨卦に八月に凶ありといふ事は、陽長より陰長するに至る、八月を歴るをいふ、陽進む時は則ち陰退く、君子の道長す時は、則ち小人の道消す、故に利有攸往也、○後は陽復して下に生ずるなり、剝盡す時は則ち純坤十月の卦と爲す、陽氣已に下に生しぬ、之を積て月滿て、然る後一陽の體始て成て來復す、故に十一月其卦復と爲す、其陽既に往て復反るを以て、故に亨る道あり、又震を内にし坤を外にす、陽下に動て順を以て上行の象なり、故に其占己か出入既に無疾を得ると爲す、朋類の來る亦无咎を得ると爲す、又姤の卦一陰始て生してより、此に至て七爻して一陽來復す、乃ち天運の自然、故に其占又其道に反復

し七日に至て、當に來復するを得へしと爲す、又剛德方て長するを以て、故に其占又爲利有攸往也、反復其道ありと、往て復來る、來て復往くの意、七日といふは、占ふ所の來復の期なり、

○初九不遠復无祗悔元吉

大吉 復といふは陽反て來り復るなり、陽は君子の道、故に復るを善に反る義と爲す、初爻は剛陽來りらんには則ち何ん復ると云事之れあらん、唯之を失ふ事遠からずして、復る時は則ち悔に至らず、大善にして吉なり、祗は宜、音は抵なり、無祗悔とは、不至於悔也、坎卦に曰く既に平なるに祗て无咎と既に平なるに至るをいふなり、顔子形骸の過無し、夫子其れ庶幾しと謂ふ、乃ち無祗悔也、過ら既に未だ形れざるに改む、何の悔る事か之れあらん、既に未だ勉すして中り欲する所矩を踰る事能はず、是れ過らあるなり、然れども其れ明にして剛なり、故に一も不善あらん未嘗て知らずんはあらじ、既に知れば未嘗て遽に改めざらんに非ず、故に悔に至らず、乃ち遠からずして復すなり、祗は陸徳明か音は支、玉編五經の文字、群經の音辨並に衣の部に見ゆ、一陽下に復生す、復の主なり、祗は抵るなり、又事の初に居て之を失ふ事、未だ遠からず、能く善に復す、不抵於悔は、大善にして吉の道なり、故に其象占此の○六二休復吉、**目** 二爻陰と雖も、中正に處て切に初に比ふ、志し陽に従て能く如し、仁に下れり、復るの休美なる者なり、復といふは禮に復なり、禮

に復る時は則ち仁と爲す、初陽の復仁に復るなり、一爻に比して之に下る、美にして吉なる所以なり、○柔順中正、初九爻に近ふして、能く之に下る、復の休美吉の道なり、

○六二 頻復 厲无咎

三爻陰躁を以て動の極に處る、復る頻數にし

て、固き事能はざる者なり、復は安固を貴ふ、頻復る、頻失ふ、復る安せざるなり、善に復して屢失ふ危迫なり、聖人遷善の道を開く、其後を事と與して、其屢失ふを危とす、故に厲无咎といふ、頻に失を以て其復るを戒むへからず、頻に失ふ時は則ち危と爲す、屢復る何の咎あらん、過るは失に在て復に在らざるなり、○陰を以て陽に居る、不中不正又動の極に處れり、復を固からず屢失ふ屢復る象、屢失ふ故に危し、復る時は則ち无咎、故に其占又此の如し、

○六四 中行 獨復

此爻の義最も宜く詳玩すべし、四群陰の中に行て、獨り

能く復す、自ら正に處る、下陽剛に應ず、其志し善なりと謂ふべし、吉凶を謂ざるは、蓋し四柔を以て群陰の間に居る、初方に甚微なり、相援るに足らず、濟ふの理なし、故に聖人但其能く獨り復るを稱して、其獨り道に從て、必ず凶しと言を欲せざるなり、然らば則ち咎なしと言ざるは何ぞや、陰を以て陰に居る、柔弱の甚き陽に從ふの志ありと雖も、終に濟ふ克はず、咎なきにも非ず、○四群陰の中に處て、獨り初と應ず、衆と俱に行て獨り能く善に從ふ象と爲す、此時に當て陽氣甚微なり、未だ爲る事あるに足らず、故に吉と謂す、然れども理當に然る所、吉凶は論ずる所に非ざるなり、董子が曰く、仁人は

其義を正して、其利を謀らず、其道を明にして其功を計らず、劍卦の六三爻及び此爻に於て之を見るなりと

○六五 敦復 无悔

六五爻中順の徳を以て君位に處れり、能く善に復る敦篤の者なり、故に无悔と、本と善なりと雖も、戒も

亦其中に在り、陽復る事方に微なる時、柔を以て尊に居る、下復助なし、未だ亨と吉とを致す能はざるなり、能く悔なき而已、○中順を以て尊に居て、復の時に當る、敦復の象无悔の道なり、

○上六 迷復 凶 有災眚 用行

師終有大敗 以其國君凶 至于十年不克征

陰柔を以て復の終

に居る、終に迷て復ざる者なり、迷而不復其凶以知有災眚とは、災は天災外より來る、眚は己が過ち自ら作るに由り、既に迷て善に復せず、已に在る時は則ち動は皆過失なり、災禍も亦外より至る、蓋し招く所なり、道に迷て復せず、施すとして可なるなし、用以行師則終有大敗と之を以て國を爲る時は、則ち君の凶なり、十年と云は數の終り、至レ於三十年不克征とは、終に行く事能はざるをいふ、既に道に迷ふ、何の時にか行べきなり、○陰柔を以て復の終に居る、終に迷て復せざる象凶の道なり、故に其占此の如し、以は猶及ぶが如し、

六 三 親 震下 乾上
 天雷无妄 九七三
 巽木四世内外 伏藏

妻財	官鬼	子孫	妻財	兄弟	父母	伏	未	辛	土	冬	吉
——	——	——	□	□	——	——	——	——	——	——	——
庚土	申金	午火	辰土	寅木	子水	亥水	壬午	火	春	吉	

二月卦 夏平 秋凶

卦象大竟 无妄

序卦に曰く、復る時は則ち妄ならず、故に之を受るに妄を以てす、復といふは道に正なり、既に道に復る時は則ち正理に合て无妄と、故に復の後之を受るに无妄を以てすなり、卦乾を上にし震を下にす、震は動なり、動に天を以てするを无妄と爲す、動に人欲を以てする時は則ち妄なり、无妄の義大矣哉、

占例

此卦无妄は天災なり、天雷震響し驚怖危きに臨む、病薬を興る勿れ、家鬼威る興す、先に凶く後に吉散して復来る、災害を爲さず、安に居て危を慮る、又无妄は至誠なり至誠は天道なり、凡そ天下の事苟も正理に合ざるは則ち妄なり、是れ邪心なり、故に常人至誠の行なき者は萬事凶兆と爲す、神佛又忠孝或は他人を救助等の事には吉兆とす、私慾に關る件は調ひ難く迷霧を生じ損財せり、又意外の災害来るべし、

例

此卦は李廣利將軍が筮し得たる本卦なり、漢の武帝の世の人にて、孝行の賞譽高し、曾て李廣が父を虎が喰殺せり、即ち父の敵虎を射んとて山中に行き、虎に似たる石を敵虎と思ひ射透して、能々見れ

ば石頭なり、其後山の奥に人聲聞ゆ、誰と問ば父なりと答る、李廣が親に孝行にて、天道に叶ふ行ひ、世に贊嘆する處なり、孝行の天地を感動せしむ、其徳頗る大なりと謂ふべし、

○无妄。元亨。利貞。其匪正有眚。不利有攸往。

誠は天の道なり、天の萬物を化育す生生窮らず、各其性命を正しくす乃ち无妄なり、人能く无妄の道に合ふ時は、則ち所謂天地と其徳を合するなり、无妄は大に亨る理あり、君子无妄の道を行ふ時は、則ち大に亨るべし、卦无妄の道に由るをいふなり、利貞とは、无妄の道に法る時は、貞正に在るに利し、貞正を失ふ時は則ち妄なり、邪心なしと雖も、苟も正理に合ざる時は則ち妄なり、乃ち邪心なり、故に有らざるを正、則ち過咎と爲す、既に己に无妄宜しからず、往く事を見る往時は則ち妄なり、○无妄は實理自然なり、之を史記に无妄に作る、期望する所なきをいふ焉を得る事ある者をいふ、其義も亦通す、九二爻より來て初爻に居る、又震の主たり、動て不安者なり、故に妄と爲す又二体震は動て乾は健なり、九五爻剛中にて六二爻に應ず、故に其占大に亨て正に利し、若し其れ不正なる時は、則ち皆有て不利有所往也、陽剛を以て内に主たり、无妄の象、剛實を以て柔を變じて内に居る、中誠有て妄ならざる者なり、无妄を以て往は、何の吉ならざる所あらん、卦の辭に不利有所攸往と、既に无妄なり、復た往事あるべからざ

○初九。无妄往吉。

るをいふ、過る時は則ち妄なり、爰には往時は吉といふ、无妄の道を以て行く時は、則ち吉なる事をいふ
○剛内に在り誠の主なり、是の如くにして
○六二不耕獲不菑畲則利有

攸往

凡る理の然る所の者は、妄に非ざるなり、人の爲と欲する所の者は乃ち妄なり、故に耕獲
菑畲を以て之を譬ふ、六二爻中に居て正を得たり、又五爻の中正に應ず、動体に居て柔順
なり、動て能く中正に順ふと爲す、乃ち无妄なる者なり、故に極て无妄の義をいふ、耕は農の始め、獲は
其成す終なり、田一歳にして菑といふ、三歳を畲といふ、耕すして獲、菑すして畲る、首に其事を造ざ
るをいふ、其事理の當然なる所に由てなり、首に其事を造とは、則ち是人心の作爲所乃ち妄なり、事の
當然に因る時は、則ち是れ理に順ひ物に應ず妄に非るなり、穰と菑とは是なり、蓋し耕す時は則ち必す穰
事あり、菑す時は則ち必す菑とあり、是れ事理の固然なり、心意の造作する所に非ざるなり、是の如きは則
ち无妄と爲す、妄ならざる時は則ち有利所往て害なし、或人曰く、聖人製作して以て天下に利する者
皆端を造るなり、豈に妄非ずや、聖人時に隨て制作す、風氣の宜に合ふ、未だ嘗て時に先て之を
開ざるなり、若し時を待ざる時は、則ち一聖人を以て盡く爲るに足らん、豈に緊聖の繼て作るを待んや
時は乃ち事の端、聖人時に隨て爲すなり、○柔順中正時に因て理に順て、私意期望の心なし、故に耕
穰せざる菑畲せざる象なり、言は其れ前に爲る所なく、後に翼ふ所なきなり、占者是の如くなる時は、則

○六三无妄之災或繫之牛行人之得邑人之災

爻陰柔を以て中正ならず、是れ妄を爲す者なり、又志し上に應ずるは欲なり、亦妄なり、无妄の
道に在て災害と爲すなり、人の妄動秋あるに由る、妄動し得れども亦必す失ふなり、其利す所得しむ
と雖も、其動て妄ならず、失ふ已に大ならん、况や復る凶悔之に隨ふをや、知者は妄の得を見る時は、則
ち其失ふ必ず與に稱ん事を知るなり、故に聖人三爻妄なる象に因て、其理を發明して云く、無妄之災、或
繫之牛、行人之得、邑人之災とは、言は三の妄を爲すが如き、乃ち无妄の災害なり、設如得る事あるも
其失ふ隨て至る、或繫之牛の如し、或は設或をいふ、或繫之得牛、行人得之、以て得る事有とせん、邑
人失牛、乃ち是災なり、借假邑人繫得馬、則行人失馬、乃ち是災なり、言は得るある時は則ち
失ふなり、以て得たりと爲に足す行人邑人は、但得る事ある時は則ち失ふあるをいふ、以て彼已と爲に
は非ず妄得の福、災も亦之に隨ふ、妄得の得失も亦之に稱ん、固に得たりと爲すに足ざるなり、人能
く此を知る時は、則ち妄動爲さし、○卦の六爻皆无妄なる者、六三處る正を得ず、故に其占に遇者故な
くして災在り、行人牛を牽て以て去
て、居る者反て詰捕の擾に遭が如し、
○九四可貞无咎
四爻剛陽にして乾体に居
る、復た應與なし、无妄
なる者なり、剛にして私なし、豈に妄あらんや、貞固此を守るべきは、自ら咎なからん、九陰に居る正

を爲る事を得んや、陽を以て乾体に居る、若し復剛に處る時は、則ち過たりとなす、過る時は則ち妄なり、四に居る剛を尙ふ志しなし、可貞とは、貞に利しと同じからず、可貞とは、其處る所貞固にして、之を守るべきを謂ふ、利貞とは貞に利あるをいふなり、○陽剛乾体下に應與なし、固く守て咎ならるべく、以て爲る事あるべからざるの占なり、

○九五无妄之疾勿藥有喜

以て之に順應す、无妄の至る者と謂べし、其道を以て加る事なし、疾は之が病を爲す者なり、九五の无妄を以て其疾あるが如き、藥を以て治す事勿き時は、則ち喜あり、人の疾有る時は則ち藥石を以て、其邪を攻去て以て其正を養ふ、若し氣体平和にして、本と疾病なくして、之を攻治す時は則ち反て其正を害せん、故に勿藥則有喜也と、有喜とは、疾ひ自ら亡をいふ、无妄の所謂疾の者、之を治れども治らず、之を率れども従す、之を化すれども革す、以て妄なるが如し、无妄の疾と爲す、舜の有苗、周公の管蔡等是なり、既に己に无妄にして之に疾者ある時は、則ち當に自ら无妄の疾の如く、患るに足す、若し遂に自ら攻め治は、乃ち是れ諭るに其无妄を妄に遷らん、五は無妄の極に處る、改に惟動に在るを戒しむ、動す時は則ち妄なり、○乾剛中正、以て尊位に居る、下應も亦中正无妄の至なり、是の如にして有疾、勿藥而自愈矣、故に其象占此の如し、

○上九无妄行有眚无攸利

上九爻は卦の終に居り、无妄の極な

る者なり 極て復た行く理過るなり、理過る時は則ち妄なり、故に上九にして行く時は、過當有て利しき所なし、○上九は妄あるに非ず、俱其窮極を以て、不可行耳、故に其象占此の如し、



卦象大意 大畜

序卦に曰く、无妄有て然る後畜ひべし、故に之に受るに大畜を以てす、无妄なる時は則ち實ありと爲す、故に畜聚ひべし、大畜の无妄に次々所以なり、卦艮を上に乾を下とす、天の山中にある象に取る時は、則ち畜聚と爲す、止る時は則ち聚るなり、天山中にある象に取る時は、則ち畜聚と爲す、止と爲す、止て後積とあり、故に止め畜ふ義と爲す、

占例 此卦は聚なり、剛健篤實し積聚豊隆す、官に居て職を食み正しく勤功を立て論訟益あり、道理亨通し大川を涉に利し、初め凶く後吉なり、又龍の山中に潛居て時期を見て震起る象あり、蓋し乾を龍象と爲し艮を山象と爲す、乾は上進の性、艮は止る故に畜聚の義あり、故に性急の者は事を自敗り失ふ、物聚り増の意ありと雖も、障害起り壞る事あれば争論を誠しむ、又思慮定らざる意在り、忌避と畏懼との

意も在り、亦仕處に望を抱き苦辛の者あらん、

此卦は堯帝即位の前に筮して、得玉ひし本卦なり、堯帝は帝嚳の御子にて、政治を成し玉ふに、天下其政を渴仰す、其仁は天の如く其知は神の如し、之に就く日の如く、之を望む者雲の如し、則ち平陽に都し玉ひ、天位に登り御位に即玉ふ、其御徳たるや、千歳の龜鑑と爲す處なり、

○大畜利貞不家食吉利涉大川

夫れ天より大なるはなし、山中に在り、艮上に乾を下に止む、皆畜養至大の象なり、人に在て學術道徳内に充積す、乃ち畜る所大なり、凡る畜養する所、皆是れ専ら其大なる者といふ、人の養畜宜く正道を得べし、故に利貞と云、夫の異端偏學の如き畜ふ所至多にして、不正なる者固に有るなり、既に道徳内に充積す、宜く上位に在て天祿を享べし、天下に施爲す時は、則ち獨り一身の吉に於る耳ならず、天下の吉なり、若し窮處し自ら家に食す如き道の否るなり、故に不家食則ち吉なりと、畜る所既に大之を時に施し、天下の艱險を濟ふべし、乃ち大畜の用なり、故に利涉大川と、此只大畜の義に據て言ふ、象は更に卦の才徳を言ふ、諸爻は則ち惟止畜の義なり、蓋し易は道を體にして宜に隨ふ、明に且つ近き者を取るなり、○大は陽なり艮を以て乾を畜ふ、畜の大なり、又内乾剛健、外艮篤實、輝光を以て是を以て、能く日に其徳を新にして、畜の大を爲すなり、卦の變を以て謂は、此卦は需より來る、九五より上る卦體を以て謂は、六五尊ふして之を尙ふ、卦徳を以て謂は、能く健

を止む、皆大正に非ずんば能くせず、故に其占ひ利貞而不家食吉也と爲す、又五六爻下乾に應ず、天

に應ずと爲す、故に其占ひ利涉大川也と爲せり、

○初九有厲利己

大畜は艮止り

乾を畜るなり、故に乾の三爻皆止らる義に取り、艮三爻皆之を止る義と爲すに取る、初陽剛を以て健體にて下に居る、必ず上進む者なり、六四爻上に在て己を畜止む、安ん能く上に在り、位を得る勢に敵せん、若し之を犯して進む時は、則ち危厲あり、故に利己進まざるに在り、他卦に在る時は、則ち四爻と初爻と正應なり、相援る者はり、大畜に在る時は、則ち相應して乃ち相止め畜むと爲す、上爻と三爻と皆陽なる時は、則ち志しを合と爲す、蓋し陽は皆上進の物、故に志を同する象有て相止る義なし、○乾の三陽艮の爲に止る所、故に内外の卦各其義を取る、初九爻六四爻の爲に止らる、故に其占往く時は、即ち危き事有り止るに利しと、
○九二輿說輶
二爻六五爻に畜止らる爲に、勢進むべからざるなり、五上に在る勢に據る、豈に犯すべけんや、二爻剛健の体と雖も、其處る中道を得たり、故に進止む失ふ事なし、進に志すと雖も、其勢の不可なる事を度て、則ち止て行かす、車輿の輪輶を脱去が如し、行さるをいふ、○九二爻も亦六五の爲に畜に所其中に處るを以て故に能く
○九三良馬逐利艱貞日閑輿衛利
自ら止て進まず、此象あるなり

有攸往

三爻剛健の極にて、上九爻の陽も亦上進の物、又畜の極に處て變せん事を思ふ、三爻と乃ち相畜すして、志し同じく進む者なり、三剛健の才を以て相應し上に在る者、與に志しを合て進む、其進む事良馬の馳逐が如し、言は其速かなるなり、其進むの勢速なりと雖も、其才健と上の應とを恃て、備と慎と忘るべからざるなり、放に宜く其事を艱難にして真正の道に由るべし、輿は行に用るの物、衛は自ら防く所以、當に自ら日常に其車輿と其防衛と閑習へし、則ち利有し收し往矣、三乾体にて正に居る、能く貞なる者なり、當に銳進あるべし、故に戒るに難を知る、其貞を失はざるを以て志し既に進に銳し、剛明なりと雖も、時有て失はん、誠さる事を得ざるなり、○三爻陽を以て健極に居れり、上陽を以て畜極の居れり、極て通する時なり、又皆陽爻故に相畜すして、俱に進む良馬逐る象あり、然れども剛に過て銳く進む故に、其占必ず艱貞閑習を以て、乃ち利於有し往を戒むなり、日は當に日月の日と爲すべし、

○六四童牛之牯元吉大吉

位を以て言ふ時は、則ち四爻下の初爻に應ず、初を畜る者なり、初最下に居て陽の微者、微にして之を畜る時は則ち制し易し、猶童牛而加牯大善にて吉なり、概ね畜道を論する時は、則ち四爻は良体上位に居て正を得たり、是れ正徳を以て大臣の位に居る、畜の任に當る者なり、大臣の任上人君の邪心を畜止む、下天下の悪人を畜止め、人の惡初に止る時は則ち易し、既に盛にして後禁す時は、則ち扞格し勝難し、故に上の惡既に甚き時は、則ち聖人之を救ふと雖も、違

き拂く事免る能はず、下の惡既に甚き時は、則ち聖人之を治と雖も、刑戮に免る能はず、之を初に止るに若はなし、如童牛而加牯則元吉也、牛の性牯觸するに角を以てす、故に牯を以て之を制す、若し童犢の始め角有て、之を牯を加るに牯觸の性をして發せざらしむるか如し、則ち易して傷ふ事なし、六四爻の能く上下の惡を未發の前に畜止る、則ち大善の吉なり、○童は未角の稱、牯は横木を牛角に施し其觸を防ぐ、故に其象占此の如し、學記に曰く、未發を禁す之を豫といふ、正に此意なり、

○六五豮豕之牙吉

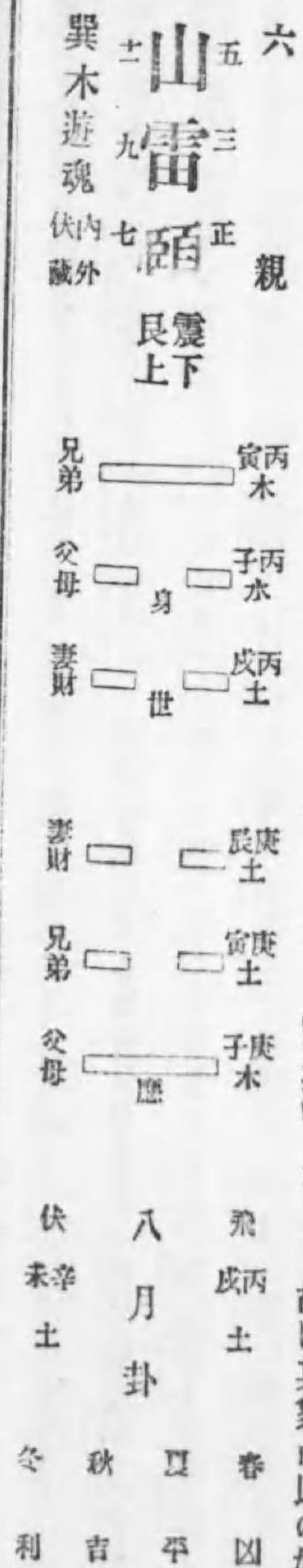
六五爻君位に居て、天下の邪惡を止め畜む、夫れ億兆の衆其邪欲の心を發し、人君力を以て之を制せんと欲して、法を密に刑を嚴にす勝と能はず、夫れ物を總攝あり、事に機會あり、聖人其要を操得る時は、則ち億兆の心を視る猶一心の如し、之を道ふ斯れ行ひ之を止れば、則ち戰る故に勞せずして治む、其用若し豮豕之牙也、豕は剛躁の物にて牙猛利と爲す、若し強て其牙を制す時は、則ち力を用る事勞して、其躁猛を止る能はず、之を繫き之を維くと雖も、之をして變せしむる能はざるなり、若し其勢ハ豮去る時は、則ち牙を存すと雖も、剛躁自ら止り其用此の如し、吉なる所以なり、君子豮豕の義を發し、天下の惡力を以て制すべからざるを知るなり、則ち其職を察し、其要を持して其本原を塞絶す、故に刑罰嚴峻を假せずして、惡自ら止るなり、且つ盜を止る如き民欲心あり、利を見る時は則ち動く、苟も教を知らずして、飢寒に迫れば刑殺日に施すも、其れ能く億兆利欲の心に勝んや、聖人は則ち之を止る所以の道を知る、威刑を尙さるが政教を脩

す、之をして農桑の業あり、廉耻の道を知らしめ、之を賞すと雖も竊し、故に惡を止む道其本を知り其要を得るに在る耳、刑を彼に嚴にせずして政を此に修む、是れ猶豕牙の利あるを患て、其牙を制せずして其勢を積が如きなり、○陽既に進て之を止む、初の易に若す、然れども柔を以て中に居て尊位に當り、是を以て其機會を得て制すべし、故に其象占此の如し、占吉なれども元と言ざるなり、

○上九 何天之衢亨。吉

天之衢亨は誤て何の

字を加ふと在り、事極る時は則ち反る理の常なり、故に畜極て亨る、小畜は畜の小なり、故に極て返る、大畜は畜の大なり、故に極て散す、極れば既に當に變すべし、又陽の性上行く、故に遂に散すなり、天衢とは、天路なり、虚空の中を謂ふ、雲氣飛鳥往來す、故に之を天衢といふ、天衢之亨る其亨通曠闕阻ある事なきをいふ、畜道に在る時は、則ち變しぬ、變して亨る、畜道の亨るに非るなり、○何天衢とは、言は何る其れ通達する事甚しきなり、畜極て通す、豁達礙りなし、故に其象占此の如し、



卦象大意頤

序卦に曰く、物畜て然る後養ふべし、故に之を受るに頤を以てす、夫れ物既に畜聚る時は則ち必ず以て之を養あり、養なき則ち存息する事能はず、頤の大畜に次ぐ所以なり、卦長を上に震を下にす、上下二陽爻中四陰を含む、上止て下動ら外實にして中虚なり、人の頤頤の象なり、頤は養なり、人口の飲食して人の身を養ふ、故に名て頤と爲す、聖人の卦を設け養の義を推て大に天地に萬物を養育し、聖人賢を養て萬民に及ぶと、人の生を養ひ形を養ひ、徳を養ふ人を養ふに至る皆頤養の道なり、動息節宜以て生を養へばなり、飲食衣服は以て形を養へり、威儀有て義を行は以て徳を養ふなり、己を推て物に及ぶ、以て人を養ふなり、

占例

此卦は養なり、言を謹み食を節す、能く其身を養ひ震動長止は萬物皆養ふ、惡事消散して人を害せず、養ふ事正しければ諸事整ふ卦なり、常人は諸事急速の事に運ばざれども正しき事は漸次成功せり、意中に耐忍の意あり、又躁擾の意あり、爭論訴訟色情の連れ等を慎むべし、人の多く集る意あり、

例證

此卦は漢の張雋か筮し得たる本卦なり、張雋は孝武皇帝の臣にして、西域に使せし人なり、四百餘州の中流を黄河と云、其水源は崑崙山に發せり、或時張雋斯に尋行き、仙郷の桃園に遊しと云、百事精強ければ事皆叶ひ、本懐を遂する得べし

○頤貞吉觀頤自求口實

頤の道正を以てする時は則ち吉なり、人の身を養ひ徳を養ひ、天地造化萬物を養育す、各其宜を得る者も亦正而已なり、觀頤自求口實とは、人の頤ふ所と其自ら口實を求むるの道を観る、則ち善惡吉凶見るべし、頤は口旁なり、口物を養て自ら養ふ、故に養ふの義と爲す、卦上下二陽内に四陰を含む、外實に内虛なり、上止て下動く頤の象と爲す、養ふの義なり、貞吉といふは、占者正を得る時は、則ち吉なり、觀頤とは、其養ふ所の道を観るをいふ、自求口實とは、其身を養ふ所以の術を観るをいふ

○初九舍爾靈龜觀我朵頤凶

蒙の初六爻は蒙なる者なり、爻乃ち發蒙を主としていふ、頤の初九爻も亦外を假ていふ、舍爾之靈龜觀我而朵頤とは、我爾に對して設く、初爻爻象頤所以の者は四爻なり、然れども四爻之を謂ふに非ざるなり、假に設る辭のみ、九は陽體剛明其才智を以て正を養ふに足る者なり、龜は能く咽息して食す、靈龜は其明智にして、養を外に求めざるべきに喩ふ、才是の如きと雖も、陽を以て動体に居て頤の時に在り、頤を求る事は人の欲する所なり、四爻に應ず、自ら守る事能はず、志し上行くに在り、説ひ欲する所なり、朵頤の者なり、心既に動く時は、則ち其自ら失ふ事必せり、欲に迷て己を失ふ、陽を以て陰に従ふ時は、則ち何の至らざる所かあらん、是を以て凶なり、朵頤は其頤頤を朵動すと爲す、人食を見て之を欲する時は

則ち頤を動し涎を垂る、故に蒙と爲す、○靈龜は不食の物、朵は垂るなり、朵頤は欲食の貌、初九爻陽剛下に在り、食するに足れり、乃ち上六四爻の陰に應ず、欲に動く凶道なり、故に其象占此の如し、

○六二顛頤拂經于丘頤征

女は自ら處る能はず、必ず男に従ふ陰獨り立つ能はず必ず陽に従ふ、二爻陰柔自ら養ふ能はずの養に頼る、皆上を以て下を養ふ理の正なり、二爻既に自ら養ふ能はず、必ず剛陽に養を求む、若し下反て初に求る時は、則ち顛倒と爲す、故に顛頤と顛なる時は、則ち拂違經常不可行也と、若し養を丘に求る時は、則ち往く心す凶事あらん、丘は外に在て高き物、上九爻を謂ふなり、卦止二陽に既に顛に初に頤るへからず、若し頤て上九爻を求て往く時は則ち凶あらん、頤の時に在て相應する時は、則ち相養ふ者なり、上其應非ずして往て養を求は非道妄動是を以て凶なり、顛頤則拂經と、其養を獲ざる爾、妄に上に求て往く時は、則ち凶を得ん、今人才あらん以て自ら養ふに足らず、上に在る者勢力を以て人を養ふに足るを見る、其族類に非されども、妄に往て之を求は辱を取り、凶を得ん事と必せり、六二爻中正他卦に在ては、多く吉なり、而るに凶なる事は何ぞや、曰く、時然されはなり、陰柔既に以て自養に足す、初上二爻皆其與に非ず、故に往て求る時は、則ち理に悖て凶を得るなり、○養を初に求る事は、則

ち顛倒して常の理に違へり、上に養を求る時は、
則ち往て凶を得ん、丘は土の高き者、上の象なり

○六三拂頤貞凶十年勿用

无攸利 次吉

頤の道唯正なる時は則ち吉なり、三陰柔の質を以て處る事中正ならず、又動極に在り、是れ柔邪不正にして動く者なり、其養ふ事此の如し、頤の正道に拂違へり、是を以て凶なり、頤の正を得る時は、則ち養ふ所皆吉なり、養を求む人を養ふ時は、則ち養に合ふ自ら養ふ時は、則ち其徳成る、三爻乃ち正道に拂違へり、故に戒るに以て十年勿用と、十は數の終り、終にいふ用ふべからずと、无攸利而利一也と、○陰柔不中正を以て動の極に處れり、拂頤矣既に頤ふに拂る正なりと雖も又凶し、故に其象点此の如し、

○六四顛頤吉虎視眈眈其欲逐逐无咎

次吉

四爻人の上に在て大臣の位、陰を以て之に居れり、陰柔以て自養に足す、况や天下を養ふをや、初九爻剛陽を以て下に居れり、下に在るの賢なり、四爻と應を爲し、四爻又柔順にして正なり、是れ能く初爻に順ふ、初の養を頼むなり、上を以て下を養ふ時は、則ち順と爲す、今反て下の養を求む顛倒なり、故に曰く顛頤と、然れども己れ其任に勝す、下に在る賢を求て之に順從ふ、以て其事を濟ふ時は、則ち天下其養を得る耳、曠敗の咎なし、故に吉なりと爲すなり、夫れ上位に居る者は、必ず其才徳威望あり、下民の尊長せらるる時は、則ち事行れて衆心服從す、若し或は下其上を易る時は、其ち政出れ

ども而も人違き刑施ども怨み起る、陵犯に輕は亂の由るなり、六四爻能く剛陽に順從すと、厥職を廢せずと雖も、質本と陰柔人を頼て人を濟ふ輕する所なり、故に必ず其威嚴を養ふ、眈眈然として虎視の如き時は、則ち能く其體貌を重して、下敢て易らず、又人に從ふ者は必ず常あり、若し間或は繼事なき時は、則ち其政敗れん、其欲とは須く用る所の者をいふ、必ず逐逐相繼て乏しからざる時は、則ち其事濟ふへし、若し人に取ては繼なし、則ち困窮せん、既に威嚴あり、又施す所窮らず、故に能く咎なし、一爻顛頤則ち拂頤、四爻則ち吉なる事は何ぞや、曰く上に在て反て養を下に求む、下其應類に非ず、故に拂頤經を爲す、四爻は則ち上位に居る貴を以て賤に下る、下に在るの賢にして、己に由て其道を行はしむ、上下の志し相應して民に施す、何の吉か之に如ん、三爻より以下口体を養ふ者なり、四爻己上は徳義を養ふ者なり、君を以て養を臣に資く、上位を以て養を下に頼む、皆徳を養ふなり、○柔上に居て正を得たり、應する所又正にして、其養に頼て以て下に施す、故に顛なりとも吉なり、虎視眈眈は、下にして専らなり、其欲逐逐たりと求て繼くなり、能く是の如きなる時は、則ち咎なし、

○六五拂經居貞吉不可涉大川

六五爻頤の時君位に居て、天下を養ふ者なり、然れども其陰柔の質才を以て天下を養ふに足す、上剛陽の賢あり、故に之に順從す、其己を養を頼て、天下を濟ふ、君は人を養ふ者なり、反て人の養に頼る、是れ違拂於經常と、既に己か不足を以て賢師傅に順從す、上は師傅の位なり、必ず居る事貞固を守て委

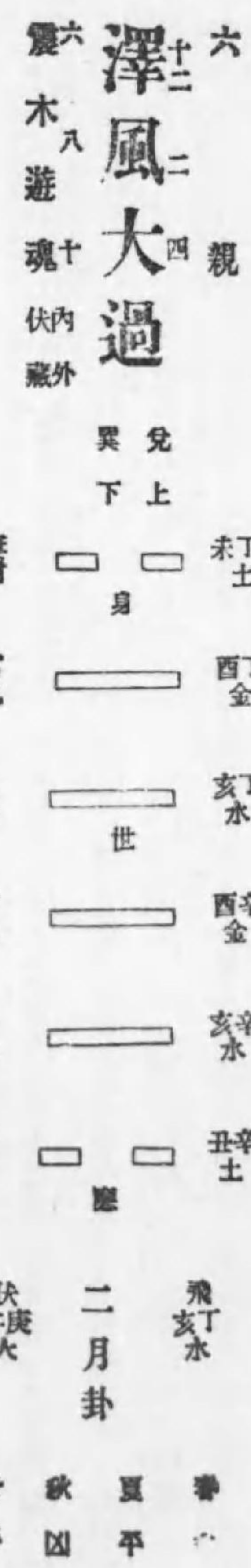
信に篤き時は、則ち能く其身を輔翼して、澤天下に及はん、故に吉なり、陰柔の質貞剛の性なし、故に戒るに能く居、貞則ち吉なりと、陰柔の才を以て剛賢に依頼すと雖も、能く平時に持循し、艱難に變故の際に處るべからず、故に不可三涉大川也と、成王の才を以て、甚た柔弱なるに至らざるなり、管蔡の亂に當て幾と周公を保す、况や其下なる者をや、書に曰く、王亦未だ敢て二公に頼て、終に信する事を得たり、故に艱難の際、剛明の主に非ずんば頼むべからざるなり、己事を得ずして艱難を濟ふ者は、則ち有る矣、此義を發する者は、深く君たるを戒る所以なり、上九爻に於る時は、則ち臣と爲り身を致し、忠を盡す道に據ていふ、故に同じからざるなり、〇六五陰柔不正尊位に居て、人を養ふ能はず、反て上九の養を頼む故に其象占

〇上九由頤厲吉利涉大川

此の如し、
 已に從て己か養を頼む、是れ天下の任に當て、天下之に由て養ふなり、人臣を以て是の任に當る、必ず常に危厲を懷く時は則ち吉なり、伊尹周公の如き、何る嘗て憂勤兢畏せざらん、故に終に吉なる事を得たり、夫れ君の才足ざるを以て、已に倚頼す、身天下の大任に當て、宜しく其才力を竭して、天下の艱危を濟ひ天下の治安を成すべし、故に利涉大川と、君に得る事此の如く、專なる任を受る事、此の如く重き、苟も天下の艱危を濟はざれば、何る委遇に稱て之を賢と謂ふに足らんや、當に誠を盡し力を竭すべし、願慮せず、然れども惕厲をば則ち忘るべからざるなり、〇六五爻上九爻の養を頼て人を養ふ、是れ物毎に上

上九剛陽の徳を以て、師傅の任に居る、六五の君柔順にして、

九に由て養るなり、位高く任重し、故に厲ふして吉なり、陽剛の上に在り、故に利涉大川と。



卦象大意 〇大過 序卦に曰く頤といふは養なり、養はすんば則ち動くべからず、故に之を受るに大過を以てす、凡る物養れて後能く成る、成る時は則ち能く動く動ときは

則ち過る事あり、大過の頤に次く所以なり、卦兌を上にし巽を下にす、澤木の上に在り、木を減すなり、澤は木を潤養す、乃ち木を減没するに至る、大過の義と爲す、大過といふは陽過るなり、故に大なる者過ると爲す、過る事の大大事の過るなり、聖賢道徳功業大に人に過る、凡事の大に常に過る者皆是なり、夫れ聖人は人道を盡す、理に過るに非ず、其事を制す事、天下の正理を以てす、失を矯る用少し中に過る者則ち之れあり、行ひ恭に過ぎ哀に過ぎ憂ふ、用儉に過るか如きは是なり、蓋し矯る事少し過て後能く中に及ふ、乃ち中を求る用なり、所謂大過といふは常事の大なる者耳、理に過る事あるに非ず、惟其れ大なり、故に常に見す、其常に見る所の者に比すれば、大なるを以て故に之を大過といふ、堯舜の禪讓、湯武の放

伐の如き、皆道に由るなり、道中ならずと云事なし、常ならずと云事なし、世人の常に見ざる所を以て、故に之を大に常に過たりといふなり、

占例

此卦は禍なり、澤の下に風あり、事に觸て貞しからず、大なる過を爲して憂ふ事卒に諦め難し、兩刑兩尅す謀る所成らず、枯楊借に生す自滅の徵なり、又棟撓の象あり、過るの大なり、故に常人に諸事不定にして、思慮に迷ふ意あり、我意を強く行ひ他人の言を聽す、後悔爲す者の如し、亦始め苦慮爲すも後に樂昌の意あり、萬事進むは凶し概ね不順なり、然れども協力的事業には吉とす、百事表面好きも、結果なき意なりと知悉せよ、

例證

此卦は姜の大公望か、渭水に釣し居る時、筮して得たる封なり、曾て周の文王の老を善養ふを聞き周に行きたり、八十歳にして果して文王に遇ふ、文王立て師と爲して、師尙父といふ、常人に於ても已の期圖を達するは、時機の到来を靜に待事を知悉すべし、

○大過棟撓利有攸往亨

少過は陰上下に過く、大過は陽中に過て上下弱し、故に棟撓む象と爲す、棟は其重きに勝るに取れり、四陽中に聚る重しといふへし、九三爻九四爻皆棟の象に取れり、任重をいふ、撓は其本末弱に取れり、中強くして本末弱し、是を以て撓めり、陰弱く陽強し、君子盛にして小人衰ふ、故に利有攸往而亨也、棟は今の人を標といふ、○大は陽なり、四陽中に居る盛に過るなり、故に大過と爲す、上下二陰其重に勝す、

故に棟撓む象あり、又四陽を以て過たりと雖も、而も二五爻中を得内巽て外説ふ、往へき道なり、故に利有攸往而得亨也、
○初六藉用白茅无咎
初爻陰柔巽体を以て下に處れり、畏懼に過たる者なり、柔を以て下に在り、茅を用て物を藉く象、諸を地に錯して藉に茅を以てす、慎に過るなり、是を以て无咎、茅の物たる薄しと雖も、用重かるべき者なり、之を用るは能く敬慎を爲す道なり、斯術を慎守て行はば、豈に大過の用を失ふ事あらんや、繫辭に曰く、苟に諸を地に錯ども而も可なり、之を藉に茅を用ふ、何の咎が之れあらん、慎の至なり、夫れ茅の物たる薄けれども、用重かるへし、斯術を慎むなり、以て往も其れ失ふ所なからん、言は敬慎の至なり、茅は至薄の物と雖も、之を用る事甚だ重かるへし、之を以て藉薦ときは、則ち慎重の道と爲す、是れ用る事の重きなり、人の敬慎に過る事、之を爲す難に非ず、其安を保て過る事なかるべし、苟も能く斯道を慎て之を行はば、事に於て失ふ所なからん、○大過の時に當て、陰柔を以て巽の下に居れども、畏懼に過て尤咎者なり、故に其象占此の如し、白茅は物の潔き者なり、

○九二枯楊生稊老夫得其女妻无不利
陽の大に過る、陰に比す時は則ち合ふ、故に二爻五爻と皆主の象あり、九二爻大過の初に當て、中を得て柔に居る、初爻と密に比して相與す、初既に切に二爻に比す、二復た上に應なし、其相與する事知るべし、是れ剛過の人能く中を以て自ら處る、柔を用て相濟ふ者なり、過剛

なるは則ち爲る所ある事能はず、九三爻是なり、中を得柔を用る時は、則ち能く大過の功を成す、七二是なり、楊は陽氣感し易き物、陽過る時は則ち枯る、楊枯槁して復た根を生ず、陽過て未だ極に至らざるなり、九二陽過て初に與す、老夫女妻を得る象、老夫にして女妻を得る時は、則ち能く生育の功を爲す、二中を得柔に居て初に與す、故に能く復た根を生し過極の失なし、无所不利也と、大過に有て陽爻陰に居る時は、則ち善なり、一爻と四爻と是なり、二吉と謂す、方に无所不利といふ、未だ過に吉に至らざるなり、稱は根なり、○陽過る始にして初陰に比す、故了其象占此の如し、稱は根なり、下に榮る者なり、下に榮る時は則ち上に生ず、夫老たりと雖も女妻を得て、猶能く生育の功を成すなり、

○九三棟撓凶

夫れ大過の時に居る、大過の功を興し、大過の事を立る事は、剛柔中を得て、人に取て自ら輸るに非ざる時は、則ち能くせざるなり、既に剛強に過る時は、則ち人と同する能はず、常常の功尙獨立する事能はず、况や大過の事をや、聖人の才を以ても小事と雖も、必ず人に取る、天下の大事に當る時は則ち知るべし、九二爻大過の陽を以て、復た剛を以て自ら居て中を得す、剛甚の甚き者なり、過甚の剛を以て動く時は、則ち中和に違て衆心に拂ふ、安る能く大過の任に當らんや、故に其任に勝す、棟の撓て其室を傾敗するが如し、是を以て凶なり、棟を取て象と爲す者は、其輔なく重任に勝る能はざるを以てなり、或人曰く三巽置にして上に應す、豈に柔を用る象なからんや、曰く易を言ふ者は勢の輕重、時の變易を識を貴ふ、三爻過に居て剛を用ふ、巽既に終て且つ變す、豈に復た

柔を用るの義あらんや、應する者は志し相從ふをいふ、三方に過剛に、上能く其志しを繋ぐなり、○三四

○九四棟隆吉有它吝

剛に居る、其重に勝す、故に象撓て占凶なり、近君の位に居る、大過つ任に當る者なり、柔に居て能く柔を用ひ相濟ふを爲す、既に過剛ならざる時は、則ち能く其任に勝たり、棟の隆起の如し、是を以て吉なり、隆起は下に撓ざる義に取れり、大過の時陽剛に非ずんば、濟ふ能はず、剛を以て柔に處る、宜を得たりと爲す、若し初六の陰相應す時は則ち過るなり既に剛柔宜を得て、志し復陰に應す、是れ有它也、它ある時は則ち累ひ剛にあり、未だ大害に至らずと雖も、亦吝るべし、蓋し大過の時、動く時は則ち過るなり、有它とは、更に它的志しあるをいふ、吝は不足義と爲す、少へきをいふ、或人曰く二初に比す時は則ち无不利と、又四初に應する時は、則ち吝と爲る事は何らや、曰く二中を得て初に比す、柔を以て相濟ふ義と爲すなり、

○九五枯楊生華老婦得其士

四初と正應たり、志し相繋る者なり、九既に四に居る剛柔宜を得たり、復た牽れ陰に繋て其剛を害す時は則ち吝るべし、○陽を以て陰に居る、過て過す、故に其象陰にして占吉なり、然れども初六爻に應す、柔を以て之を濟ふ時は、則ち柔に過ぬ、故に戒るに有它則吝を以てすなり、

夫无咎无譽

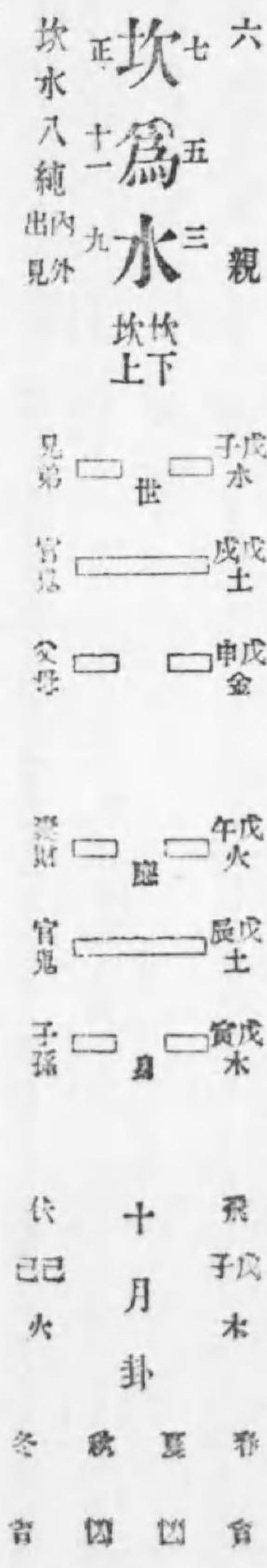
九五爻大過の時に當て、本中正を以て尊位に居る、然れども應助なし、固大過の功を成す能はず、上過極の陰に比す、其相濟ふ所の者、枯楊の

華を生ずるが如し、枯槁下に根柢を生ずる時は、則ち能く復生す、大過の陽與て亨功を成すが如し、上華秀を生し發する所ありと雖も、枯に益なし、上六爻は過極に陰老婦なり、五少は非ずと雖も、老婦に比す時は、則ち壯と爲す、五に於て頼む所なし、故に反て婦を得たりと稱す、過極の陰陽の相濟ふ事を得て益なしと爲さるるなり、士六を以て老婦を得る罪咎なしと雖も、殊に美なるに非ず、故に无咎无咎といふ、象復た其れ醜るべしといふ、〇九五陽過の極、又過極の陰に比す、故に其象占、習二爻と反す、

〇上六過涉滅頂凶无咎

上六爻陰柔を以て過極に處れり、是れ小人過る常の極なる者なり、小人の所謂大過は能く大に

人に過たる事を爲すに非ざるなり、直に常を過る理を越て危亡を恤す、險を履み禍を蹈む耳、過て水と爲て其頂を滅没に至るが如し、其凶知るべし、小人狂躁を以て自ら禍す、蓋し其れ宜なり、復た何ぞ尤めん、故に无咎と云、言は自ら之を爲す怨咎する所なし、澤の象に因て涉る義を取るの過極の地に處る、才弱して濟ふに足らず、然れども義に於て无咎と爲す、蓋し殺身成仁の事故に、其象占此の如し、



卦象大意 習坎

序卦に物以て過に終るべからず、故に之を受けるに坎を以てす、坎は陷るなり、なり、習は重習をいふ、他卦重ると雖も其名を加へず、獨り坎に習を加る者は、其重險を見ず、險中復險あり、其義大なり、卦中一陽上下二陰陽實に陰陰なり、上下據る事なし、一陽二陰の中に陷る故に坎陷の義と爲す、陽陰中に居る時は則ち陷ると爲す、陰陽中に居る時は則ち麗と爲す、凡そ陽上に在る者は止る象、中に在るは陷る象、下に在るは動く象、陰上に在るは説ふ象、中にあるは麗の象、下にあるは異ふ象、陷る時は則ち險と爲す、習は重なるなり、學習温習の如き皆重復の義なり、坎は陷るなり、卦のいふ所險難に處る道、坎は水なり、一中に始る有生の最も先なる者なり、故に水と爲す、陷るは水の體なり、

占例

此卦は陷なり、流に逢時はるべく、坎に遇時は止る、出入艱險は坎に隨て已す、陰愁伏感共に相謀計る、千里家を辞して始て進否を免る、人の艱難の時に際會し、衰運の極に達し辛酸を嘗る時なり、其艱難を正道に由て凌時は、夫より漸次幸運に至らん、若し邪道に踏入れば益々辛苦を累ぬべし、常人の期圖は總て調はざる時なり、甚きは住處を離る程の事なり、若し移轉の者は吉方を換むべし、又知人にも隠れ忍ぶ程の辛勞あり、女難に罹り苦慮の者あり、或は意外に華美の意もあり、走人は二人連にて欠落乎、又故郷を出て歸らざる者も、年月を経たる後に居處を知るを得べし、

爻義

此卦は安祿山が本卦なり、初め玄宗帝に信任せられ寵遇渾く、時に第邸を起し華麗を窮極せり、

逐に反る兵を起し、玄宗皇帝を九重の都より逐出したたり、是に於て即ち僧號し大燕皇帝と自稱す、然れども兵を擧し以來、目昏し復物を見ず、且又疽を病む、僅に一年餘にて殺害に遇ひ亡ふ、反逆の應報此の如し、天道の照鑑洵に恐るべし、况や常人に於ては、惡逆の報忽ち來らん、肝に銘せよ、

○習坎有孚維心亨行有尙

陽實中に在り中に孚信在りと爲す、維れ心亨るとは、維れ其心誠一故に能く亨通す、至誠以て金石を通すへし、水火を踏む何の險難か之れ亨るへからざらん、行有尙とは誠一を以て行ふ時は、則ち能く險を出て喜び尙ふ事有て功あるをいふなり、行ざる時は則ち常に險中に在り、○習は重習なり、坎は險に陥るなり、其象水と爲す、陽陰中に陥る、外虚にして中實なり、此卦上下皆坎是を重險と爲す、中實孚あり、心亨る象と爲す、是を以て行は必ず功あり、故に其占此の如し、

○初六習坎入于坎窞凶

初爻陰柔を以て坎險の下に居れり、柔弱にして援なし、處る事當るを得ず、能く險を出るに非ず、唯益深險に陥る耳、☵は坎中の陷處、巳に習坎の中に在り、更に坎窞に入る、其凶知るべし、○陰柔を以て重險の下に居れり、其陷る事益深し、故に其象占此の如し、

○九二坎有險求小得次吉

二爻坎險の時に當て、上下二險の中に陥る、乃ち險の地に至る、是れ險あるなり、然れども其剛中

の才未だ險中に出る能はず、亦小し自ら濟ふへし、初の益陷て深險に入る如きに至らず、是れ求る所小しく得るなり、君子險難に處る、能く自ら保者は剛中而已、剛なる時は則ち才自ら奮るに足る、中なる時は則ち動く事宜を失はず、○重險の中に處りて、未だ自ら出る事能はず、故に險ある象と爲す、然れども剛にして中を得たり、故に其占を以て求て小く得へし、○六三來

之坎坎險且枕入于坎窞勿用

六三爻坎陷の時に在て、陰柔を以て不中正に居る、其處る事善ならず、進退と居ると皆不可なる者なり、下に來る時は則ち險の中に入る、上に之くか則ち重險なり、退き

來ると與に進み之く皆險なり、故に來るも之も坎坎たりといふ、既に進退皆險にして居るも亦險なり、枕は支倚をいふ、險に居て支倚て處る不安の甚きなり、處る所此の如し、唯益深險に入る耳、故に入于坎窞をいふ、三爻の處る所の道の如き用ふへからざるなり、故に戒るに勿れ用と、○陰柔不中正を以て重險の間に履む、來往皆險前險にして後枕たり、其陷る事益深し用ふへからざるなり、故に其占此の如し、枕は倚著して未だ安からざるの意なり、○六四樽酒簋贰用缶納約自牖終无咎

吉

六四爻陰柔下に助なし、能く天下の險を濟ふ者に非ず、其高位に在るを以て故に臣と爲す、險に處る道をいふ、大臣險難の時に當て、唯至誠君に信せらる、其交り固ふして問べからず、又能く君の

心を開明す、則ち保て无咎、夫れ上の篤信を欲せば、唯當に其實實を盡すへき耳、儀多して飾を尙ふ事は、燕享の禮に如はなし、故に燕享を以て之を喻ふ、言は當に浮飾を尙はずとは、唯質素を以てすへし、用る所の一擲の酒、二簋の食、復た瓦缶を以て器と爲す質の至なり、其實實此の如し、又須く約を納る事、靡よりす、君に進結する道をいふ、牖は開通の義室の暗なり、故に牖を設て明を通する所以、自牖とは、言は明を通する處よりするを以て、君の心明なる所を況ふ、牖の訓を道と爲す、是れ開通の謂ひなり、人臣忠信善道を以て、君心に結ふ、必ず其明かなる所に處るなり、乃ち能く入らんと、人心蔽ふ所あり、通する所あり、蔽ふ所の者は暗處なり、通する所の者は明處なり、當に其明處に就て之を告へし、信を求る事は則ち易し、故に納約自牖と、能く是の如くなる時は、則ち艱險の時と雖も、終得无咎と、且つ君の心荒樂に蔽るか如き、唯其蔽る事故にある兩、其荒樂の非を力詆ると雖も、其省るか如き何ん、必ず蔽れざる所の事に於て、推て之に及ふ時は、則ち能く其心を悟しめん、古より能く其君を諫る者は、未た其明なる所に因ざるは非ざるなり、故に訃直強勁の者は、率ね多く忤ふ事を取て、温厚明辨の者は、其説多く行はる、且つ漢祖の戚姬を愛して、將に太子を易んと爲す如き、是れ其蔽るる所なり、群臣の争ふ者衆し、嫡庶の義長幼の序、明ならざるには非ず、其蔽れて察せざるを如何せん、四老は高祖素より其賢を知て之を重んず、此れ其蔽れざるの明心なり、故に其明なる所に因て、其事に及ふ時は則ち之を悟る事手を反すか如し、且つ西老人の力、張良、群臣及ひ天下の士に孰與る、其言の之を切なる事、

周昌叔孫通に孰與る、然れども彼に従すして此に従ふ者は、其蔽を攻めて其明の異に就くに由る耳、又趙王の太后其少子長安君を愛して、背て齊の質たらしめざるか如き、此れ其私愛に蔽るなり、大臣之を諫る事強しと雖も、既に曰く、蔽れぬと、其能く聽んや、其子を愛して之を長久富貴ならしめんと欲する者は、其心の明なる所なり、故に左師觸龍其明に因て之を導くに、長久の計を以てす、故に其聽と響の如し、惟君子に告る者、此の如なる耳に非ずは、教を爲す者も亦然り、夫れ教は必ず人の長する所に就く、長する所の者は心の明かなる所なり、其心の明かなる所よりして入て、然る後推て其餘に及ふ、孟子の所謂成德達才是なり、○晁氏か云く先儒讀て樽酒簋を一句と爲す、貳用缶を一句と爲す、今之に従ふ、貳は之を益なり、周禮に大祭三貳弟子職に左に虚豆を執り、右に挾ヒを執る周旋して貳是なり、九五の尊位六四之に近し、險の時に在て剛柔相際る故に但薄禮を用ひ益に誠心を以て進結す、自牖の象あり、牖は由る所の正に非ず、室の明を受る所以なり、始め艱阻と雖も、終に无咎を得ん、故に其占此の如し、

○九五坎不盈 祗既平无咎 自

九五爻坎の中に在り、是れ盈たざるなり、則ち平にして出るなり、祗は宜、音は抵、抵なり、剛中の才を以て尊位に居る、宜く以て險を濟ふべし、然れども下に助なし、二險中に陥て未だ出る能はず餘は皆陰柔險を濟ふ才なし、人君の才ありと雖も、安ん能く獨り天下の險を濟はん、君位に居て、天下の

險を出るに致す事能はざる時は、則ち咎在りと爲す、必ず祗既平乃ち无咎事を得ん、〇九五坎中に在りど雖も、然れども陽剛中正を以て尊位に居る時亦將に出んとす、故に其象占此の如し、

歲不得凶

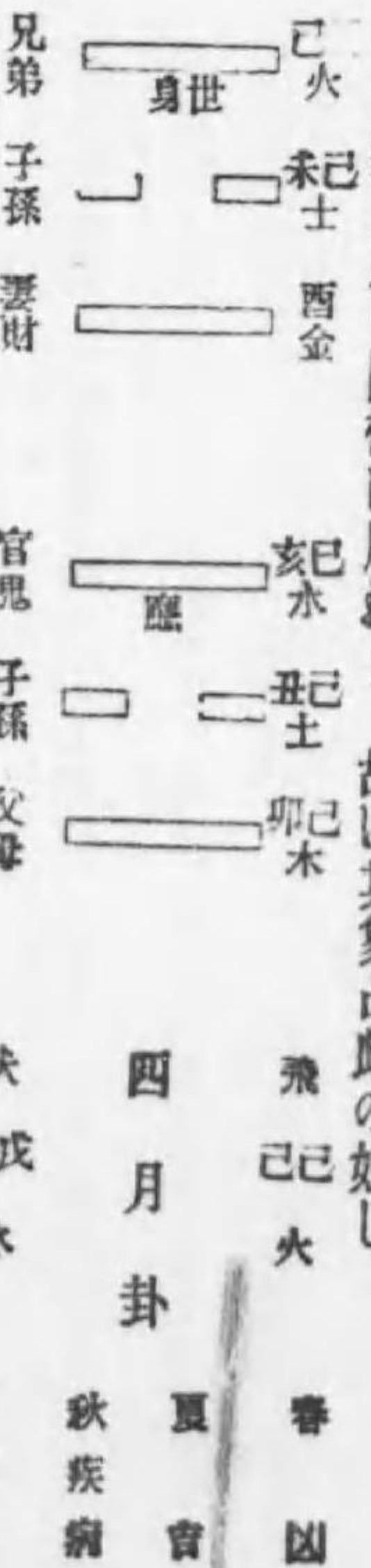
上六陰柔を以て險の極に居れり、其陷る事深き者なり、其陷る事深きを以て、牢獄を取て喻と爲す、之を係縛するに微羅を以てして、囚て叢棘の中に

に寘が如し、陰柔にして之を深に陷る事、其れ出る事能はざるなり、故に三歲の久に至て免る事を得ざるをいふなり、其凶知るべし、〇陰柔を以て險極に居れり、故に其象占此の如し、

六 親

離 爲 火 離 上下

離 火 八 純 内外 出現



卦象大意離

序卦に曰く坎といふは陷なり、陷る必ず麗所あり、故に之を受るに離を以てす、離といふは麗なり、麗といふは麗なり、險難の中に陷る時は、則ち必ず麗所あり、理の自然なり、離の坎に次る所以なり、離は麗なり、明なり、其陰上下の陽に麗く、則ち附麗爲すの義に取れり、其中虚を取るときは、則ち明の義と爲す、離を火と爲す、火體虚く物に麗て明かなる者なり、又は日と爲す、亦虚明の象を以てなり、

占例

此卦は麗なり、光明美麗にして師を出すに利からず、二鳥並飛に雄其雌を失ふ、婚姻合す忠悲を起易し、口舌相尙ふ財散し人離る、又聖人は離明相繼ぐ象を觀て、世其明德を繼て四方を照臨すと謂り常人は德行なき故に親子兄弟知友に別れ違る離別の卦と爲す、然れども學者僧侶等は大に發達の吉卦と爲す、常人は住處に離る程の艱苦あり、或は貨財の損失在り、女難口舌等在り、又は嫌疑の拘留等の憂苦に遇ふ在り、始め凶く後に利き義あれば、正道に麗時は宜きなり、

例

漢の朱買臣が本卦なり、朱買臣は家貧賤なれども學文を好む、其妻是を嫌て去んと云、買臣が云く、我四十歳に成れば學文の徳に依つて、大富貴に成るべし、今已に三十九歳なり、且く待へしと謂へり、其妻其言を聞ずして去る、朱買臣は長安の都に行き、孝武帝の臣と爲り、侍中に任し後に太守に成り、故郷へ錦を披て歸し人なり、世の輕薄の婦人の誠めと爲すべし、

離 利 貞 亨 畜 牝 牛 吉

離は麗なり、萬物皆麗所あらすと云事なし、形在る時は則ち麗事あり、人に在ては則ち親附く所の人、由る所の道主とする所の事と爲す、皆其麗所なり、人の麗所、利貞正、其正を得る時は、則ち以て亨通すべし、故に曰ふ離は利貞亨 畜牝牛一吉と、牛の性順にして、又牝順の至なり、既に正に附麗く、必ず能く正道に順ふ事、牝牛の如くなる時は、則ち吉なり、畜牝牛一とは、其順徳を養ふ事を謂ふ、人の順徳養に由て成る、既に正に麗く、當に養習して其順徳を成すへし、〇離は麗なり、陰は陽に麗く、其象火と爲す、

體陰にして用は陽なり、物の麗所正を得る事を貴ふ、牝牛は柔順の物なり、故に占者能く正なる時は則ち亨る、畜ニ牝牛一則吉也と、○初九履錯然敬之。

无咎

陽固に動く事を好む、又下に居て離体なり、陽下に居る時は、則ち進んと欲す、離の性炎なり、動く時は則ち下に居るの分を失ひ咎あり、然れども其剛明の才、若し其義を知て之を敬慎し時は則ち咎に至らし、初爻下に在て無位の者なり、其身の進退を明にせば、乃ち麗所の道なり、其志し既に動て敬慎事能はざる時は、則ち妄動是れ麗所を明にせず、乃ち咎あらん、○剛を以て下に居て明體に處れり、志し上進んと欲す、故に履錯然の象あり、之を敬む時は則ち咎なし、占者を戒む、宜く是の如くなるべし。

○六二 黃離 元吉 大吉

二爻中に居て正を得たり、中正に麗くなり、黄は中色、文の德を以て、上文明中順の君に同じ、其明是の如し、麗所是の如し大善なり、○黄は中の色柔中に麗て其正を得たり、故に其象占此の如し、

○九三 日昃之離 不鼓缶而歌 則大耋之嗟

八純の卦、皆二体の義あり、乾は内外皆健なり、坤は上下皆順なり、震は威震相繼ぐ、巽は上下順隨ふ、坎は重險相習なる、離は一明繼照す、艮は内外皆止る、兌は彼已相説ふ、離の義は

人事に在て最も大なり、九三爻下体の終に居れり、是れ前明將に盡んとす、後明當に繼ぐ時、人の始終時の革易なり、故に日昃之離と爲す、日下り昃くの明なり、昃く時は則ち將に没せんとす、理を以て之を謂は、盛は必ず衰あり、始は必ず終あり、常の道なり、遠者は理に順て樂みを爲す、缶は常用の器なり、鼓缶而歌樂ニ其常ニ也と、是の如くなる事能はざる時は、則ち大耋を以て嗟憂を爲ん、乃ち凶と爲すなり、大耋は傾没なり、人の終盡達者は、則ち其常理を知て天を樂む耳、常に過て皆樂む、鼓缶而歌が如し、達せざる者は則ち恐懼、將に盡んとする悲みあり、乃ち大耋の嗟き其凶と爲すなり、此れ死生に處る道なり、耋は眊と同じ、○重離の間前明將に盡んとす、故に日昃の象あり、常を安して自ら樂まざる時は、則ち自ら處る事能すして凶し、占者を戒む、宜く是の如し、

○九四 突如其來如 焚如 死如 棄如

九四下體を離て上体に升る、繼明の初め故に繼承の義をいふ、上に在て君に近し繼承の地なり、陽を以て離体に居て四に處れり、剛陰にして中正ならず、且つ重剛不正剛盛の勢を以て、突如其として來り、善く繼ぐ者に非ざるなり、夫れ善く繼者は、異讓の誠ある事、順承の道ある事、舜啓の如く然り、今突如其として其來る、善く繼ぐ道を失ふなり、又六五爻陰柔の君に承く、其剛盛陵蹙の勢ひ、氣焰焚が如く然り、故に焚如といふ、四の行ふ所不善此の如し、必ず禍害せらる、故に死如といふ、繼紹の義上に承る道を失ふ、皆逆徳なり、衆の棄絶する所なり、故に棄如といふ、死棄に至る禍の極なり、故に假に凶を謂ざるなり○後明

將に繼んとする時にして、九四剛を以て之に迫る、故に其衆此の如し、

○六五 出涕泣若戚嗟若吉

六五爻尊位に居て、中を守る文明の徳あり、善なりと謂ふべし、然れども柔を以て上に居

る、下に在て助なし、獨り剛強の間に附屬く危懼の勢なり、唯其れ明かなり、故に畏懼の深き出涕に至る、憂慮の深き、戚嗟に至る、能く其吉を保つ所以なり、出涕戚嗟とは、極て其愛懼の深をいふ耳、時に當然なり、尊位に居て文明なり、憂畏を知る事此の如し、故に吉を得たり、若し自ら其文明の徳を待み、麗く所中正と泰然と懼す、則ち安んず能く其吉を保ん、○陰を以て尊に居る、柔中に麗く、然れども其正を得ずして、上下の陽に迫る、故に憂懼する事此の如し、然る後吉を得、占者を戒む、宜く是の如くなる

○上九 王用出征有嘉

九陽を以て上に居る離の終に在り、剛明の極なる者なり、明なる時は則ち能く照す、剛なる時は則ち能く斷る、能

く照し邪惡を察するに足れり、能く斷て威刑を行ふに足る、故に王者宜く是の如き、剛明を用て、天下の邪惡を辨じて、其征伐を行ふへし、則ち嘉美の功あり、折首獲匪其醜无咎自時、則ち功あらん、征伐は刑を用る事の大なる者なり、折首獲匪其醜无咎自時、則ち微照すと云事なく、斷極する時は寛宥する所なし、之を約する中を以てせざる時は、則ち嚴密に傷る、天下の惡を去る事、若し盡く其漸染註誤を究る時は、則ち何ぞ勝て誅す可ん、傷殘ふる所亦甚し、故に但當

高島易斷所本部編纂

實地 經驗 周易活斷

卷 下

東京 神宮館